

# 笠岡市特定建築物等定期報告の手引き

令和4年6月1日

笠岡市建設部都市計画課

（注） 本資料は、法第 12 条第 1 項の規定による特定建築物の定期報告を、特定行政庁である笠岡市に対して行う際に活用していただく手引きです（一部法第 12 条第 3 項の規定による報告対象の防火設備の内容を含みます。）。

（法第 12 条第 2 項及び第 4 項の規定による、市有施設の定期点検業務とは内容が一部異なります。）

（注） 本資料は、令和 4 年 4 月 1 日現在の法令に基づき作成しています。

最新の法令については、下記のホームページをご参照ください。

e-Gov 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp>

国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp>

#### 本資料における凡例

「 法 」・・・建築基準法

「 令 」・・・建築基準法施行令

「規則」・・・建築基準法施行規則

「細則」・・・笠岡市建築基準法施行細則

「要領」・・・笠岡市特定建築物等定期報告実施要領

## 【目 次】

|     |                                                |    |
|-----|------------------------------------------------|----|
| § 1 | 定期報告の対象となる特定建築物等及び報告時期                         |    |
| 1   | 定期報告の対象となる特定建築物と報告時期                           | 1  |
| 2   | 報告時期と検査済証が交付された時期の関係                           | 3  |
| 3   | 定期報告の対象となる防火設備とその報告時期等                         | 4  |
| § 2 | 定期報告の提出書類、提出先（問い合わせ先）                          |    |
| 1   | 定期報告の提出書類                                      | 5  |
| 2   | 要是正の指摘（指摘事項が既存不適格のみの場合を除く）がある場合の提出書類           | 6  |
| 3   | 定期報告の提出先（問い合わせ先）                               | 6  |
| § 3 | 定期報告の取扱い                                       |    |
| 1   | 法第 12 条第 1 項の定期報告対象の建築物に該当するか否かの判定について         | 7  |
| 2   | 一敷地に複数の報告対象建築物がある場合の報告書作成方法について                | 10 |
| 3   | 定期報告の範囲について                                    | 10 |
| 4   | 一つの建築物に複数の異なる指定用途の定期報告を要する建築物の部分がある場合の報告方法について | 11 |
| 5   | 所有者又は管理者の種別により報告の対象となる建築物について                  | 11 |
| 6   | 資格者について                                        | 11 |
| 7   | 適用する告示及び活用する書籍について                             | 12 |
| § 4 | 要是正の指摘がある場合の対応等について                            |    |
| 1   | 定期調査報告書第一面【5 調査による指摘の概要】の記入について                | 13 |
| 2   | 要是正の指摘がある場合（指摘項目が既存不適格のみの場合を除く。）の対応について        | 13 |
| § 5 | 定期調査（検査）報告書の適切な保管等について                         | 14 |

付 録 1 関係規定等

- 付 1 建築基準法（抄）
- 付 2 建築基準法施行令（抄）
- 付 3 建築基準法施行規則（抄）
- 付 4 特定建築物定期報告関係告示・技術的助言
- 付 5 笠岡市建築基準法施行細則（抄）
- 付 6 笠岡市特定建築物等定期報告実施要領

付 録 2 特定建築物等定期報告書等記載例

【特定建築物】

- ・ 特定建築物定期報告書記載例
- ・ 調査結果表記載例
- ・ 図面作成例

【防火設備】

- ・ 定期検査報告書記載例
- ・ 検査結果表記載例
- ・ 図面作成例
- ・ 関係写真記載例
- ・ 定期検査報告概要書記載例

【共通】

- ・ 委任状作成例

## § 1 定期報告の対象となる特定建築物等及び報告時期

### 1 定期報告の対象となる特定建築物（以下「報告対象建築物」という。）と報告時期

| No. | 用 途                                                                                                                | 細則で定める規模                                                                                        | 政令で定める規模※1                                                                                                                        | 報告時期                                         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 1   | 劇場，映画館又は演芸場                                                                                                        | その用途に供する部分の床面積の合計が 200 ㎡を超えるもの                                                                  | ・地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの<br>・当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が 200 ㎡以上のもの<br>・主階が 1 階にないもの（劇場，映画館，演芸場に限る。）        | 平成 31 年及び同年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 12 月 31 日まで |
| 2   | 観覧場（政令にあっては屋外観覧場を除く。），公会堂又は集会場                                                                                     | その用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡（屋外観覧席にあつては，1,000 ㎡）を超えるもの                                              |                                                                                                                                   |                                              |
| 3   | 旅館又はホテル                                                                                                            | その用途に供する部分の床面積の合計が 600 ㎡を超えるもの又は 3 階以上の階をその用途に供するもの                                             | ・地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの<br>・2 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡以上のもの                                             |                                              |
| 4   | 病院，診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等                                                                                  | その用途に供する部分の床面積の合計が 600 ㎡を超えるもの又は 3 階以上の階をその用途に供するもの                                             | ・地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの<br>・2 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡以上のもの（児童福祉施設等は高齢者，障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物と読み替える）※2 | 令和 2 年及び同年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 12 月 31 日まで  |
| 5   | 百貨店，マーケット，展示場，キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場，飲食店，公衆浴場（細則にあっては個室付浴場業に限る。），待合，料理店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以内のものを除く。） | その用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの又は 3 階以上の階にその用途に供する部分を有するもの（3 階以上における当該部分の床面積の合計が 100 ㎡以下のものを除く。） | ・地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの<br>・2 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡以上のもの<br>・当該用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡以上のもの         | 令和 3 年及び同年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 12 月 31 日まで  |
| 6   | 体育館，博物館，美術館，図書館，ボート場，スキー場，スケート場，水泳場又はスポーツの練習場（学校に附属するものを除く。）                                                       |                                                                                                 | ・3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの<br>・当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 ㎡以上のもの                                                       |                                              |

※1 政令で定める建築物は避難階以外の階を当該用途に供するもの。

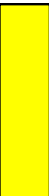
※2 政令で定める病院，有床診療所については，2 階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

また、高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物には、以下の用途に供する建築物が該当します。

- 共同住宅及び寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
- 助産施設，乳児院，障害児入所施設
- 助産所
- 盲導犬訓練施設
- 救護施設，更生施設
- 老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所，看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む。）
- 養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホーム
- 母子保健施設
- 障害者支援施設，福祉ホーム，障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

## 2 報告時期と検査済証が交付された時期の関係

新築又は改築（一部の改築を除く。）により、法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた後は、その直後の報告時期における報告を要しない。（規則第5条）

| 区分<br>年度          | 1～3                                                                                     |                                                                                     | 4                                                                                   |                                                                                     | 5～7                                                                                   |                                                                                       |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | 集会場、ホテル等<br>(細則第10条第1項第1号、第2号及び第3号並びに政令第16条第1項第1号から第3号まで(第3号にあっては旅館又はホテルの用途に供する建築物に限る)) |                                                                                     | 病院、児童福祉施設等(細則第10条第1項第4号及び政令第16条第1項第3号(法別表1(イ)欄(2)項に掲げる用途に係る部分(旅館又はホテルを除く))に限る))     |                                                                                     | マーケット、物品販売業を営む店舗等(細則第10条第1項第5号及びに政令第16条第1項第3号(法別表1(イ)欄(4)項に掲げる用途に係る部分に限る)及び第4号)       |                                                                                       |
|                   | 【報告時期】<br>平成31年(令和元年)及び同年以後3年ごと                                                         |                                                                                     | 【報告時期】<br>令和2年及び同年以後3年ごと                                                            |                                                                                     | 【報告時期】<br>令和3年及び同年以後3年ごと                                                              |                                                                                       |
| 平成31年度<br>(令和元年度) |       |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                       |                                                                                       |
| 令和2年度             |                                                                                         |                                                                                     |   |                                                                                     |                                                                                       |                                                                                       |
| 3年度               |      |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |   |                                                                                       |
| 4年度               |      |                                                                                     |  |                                                                                     |  |                                                                                       |
| 5年度               |                                                                                         |  |                                                                                     |  |                                                                                       |  |
| 6年度               |                                                                                         |                                                                                     |                                                                                     |  |  |  |
| 令和7年度             |      |  |  |  |  |  |
| 8年度               |                                                                                         |                                                                                     |  |  |                                                                                       |  |
| 9年度               |      |  |  |  |  |  |
| 10年度              |      |  |  |  |                                                                                       |  |
| 11年度              |                                                                                         |                                                                                     |  |  |  |  |
| 12年度              |                                                                                         |                                                                                     |  |  |  |  |
| 13年度              |      |  |  |  |  |  |
| 14年度              |                                                                                         |                                                                                     |  |  |  |  |
| 15年度              |                                                                                         |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |  |  |
| ・                 | ・                                                                                       | ・                                                                                   | ・                                                                                   | ・                                                                                   | ・                                                                                     | ・                                                                                     |

(以 降 同 様 )

※  : 検査済証の交付を受けた時期       : 定期報告を要する時期

※  : 定期報告を要しない年度(検査済証交付直後であるため)

### 3 定期報告の対象となる防火設備とその報告時期等

#### (1) 定期報告の対象となる防火設備

防火扉・防火シャッターなどの防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。以下、同じ。）が対象となり、以下のものは定期報告が必要となります。

##### **・定期報告の対象となる建築物に設置されている防火設備**

- ・病院、有床診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（P.2 に記載している用途が対象）に供する部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup> 超の建築物に設置されている防火設備

注 1）建築物の定期報告とは別に、定期報告が必要となります。

注 2）常時閉鎖式の防火設備、外壁の開口部に設けられる防火設備及び防火ダンパーは、上記の防火設備に該当しません。

#### (2) 定期報告対象の防火設備の報告時期

毎年度に 1 回の定期報告が必要となります。ただし、法第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の交付を受けた後は、その直後の報告時期における報告を要しません。

（規則第 6 条）



## § 2 定期報告の提出書類、提出先（問い合わせ先）

### 1 定期報告の提出書類

（建築物）

| 提出書類                                                                                                                                                                                                                                | 提出部数             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| ○定期調査報告書(規則第 36 号の 2 様式)<br>■添付書類(細則第 10 条第 2 項)<br>・付近見取図<br>・配置図<br>・各階平面図<br>○調査結果表 (H20 国交省告示第 282 号別記)<br>○A3 判の調査結果図 (H20 国交省告示第 282 号別添 1 様式)※<br>○関係写真 (H20 国交省告示第 282 号別添 2 様式)☆<br>○改善実施計画書 (要領別記第 1 号様式)★<br>○委任状（写しでも可） | 2 部<br>(正 1 副 1) |
| ○定期調査報告概要書 (規則第 36 号の 3 様式)                                                                                                                                                                                                         | 正 1 部            |

※ 調査結果図に記載すべき内容を定期報告書に添付の平面図等に記載した場合は、A3 判の調査結果図の提出は省略可能。

（防火設備）

| 提出書類                                                                                                                                                                               | 提出部数             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| ○定期検査報告書(規則第 36 号の 8 様式)<br>○検査結果表 (H28 国交省告示第 723 号別記)<br>○A3 判の検査結果図 (H28 国交省告示第 723 号別添 1 様式) ※<br>○関係写真 (H28 国交省告示第 723 号別添 2 様式) ☆<br>○改善実施計画書 (要領別記第 1 号様式) ★<br>○委任状（写しでも可） | 2 部<br>(正 1 副 1) |
| ○定期検査報告概要書 (規則第 36 号の 9 様式)                                                                                                                                                        | 正 1 部            |

※ 検査結果図に記載すべき内容を平面図に記載し、当該平面図を提出した場合は、A3 判の検査結果図の提出は省略可能。

- ・受理決裁後、受理した旨の通知を行い、副本はお返しします。
- ・☆印（関係写真）は、要是正の指摘（既存不適格の場合を除く）があるため改善の必要がある場合に提出してください。
- ・★印（改善実施計画書）は、要是正の指摘があり直ちに改善の必要がある場合に提出してください。

- ・上記提出書類の様式（電子データ）は、以下のホームページからダウンロードできます。  
【笠岡市都市計画課ホームページ（建築確認申請書等の様式ダウンロード）】  
<http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/28/20398.html>

- 2 要是正の指摘（指摘事項が既存不適格のみの場合を除く。）がある場合の提出書類  
改善実施後、以下の書類を提出してください。

| 提出書類                | 提出部数 |
|---------------------|------|
| ・改善済み報告書（要領別記第2号様式） | 正1部  |

- 3 定期報告の提出先（問い合わせ先）

| 対象建築物の所在地 | 提出先<br>（問い合わせ先）      | 所在地                      | 電話番号         |
|-----------|----------------------|--------------------------|--------------|
| 笠岡市       | 笠岡市建設部<br>都市計画課建築指導係 | 〒714-8601<br>笠岡市中央町1番地の1 | 0865-69-2141 |

### § 3 定期報告の取扱い

1 法第12条第1項の定期報告対象の建築物に該当するか否かの判定について

- (1) 同一敷地内に複数の棟がある場合、それらの建築物又は建築物の部分が、報告対象であるか否かは、原則として棟単位で判断する。
- (2) 建築物の用途は、法令等の定義及び各種の技術的助言（過去の通達）を参照し、建築物の実態にあったものとする。
- (3) 指定用途に供する部分とは、原則として、主たる用途に供する部分及び同一棟でこれに附属する部分とする。

(例)

| 建築物用途 | 主たる用途に供する部分及び同一棟でこれに附属する部分 |
|-------|----------------------------|
| ホテル   | 客室、管理人事務所、便所、浴室、ホール等       |
| 物販店舗  | 売り場、倉庫、事務所等                |

(4) 定期報告を要する建築物又は、建築物の部分は次の区分により判定する。

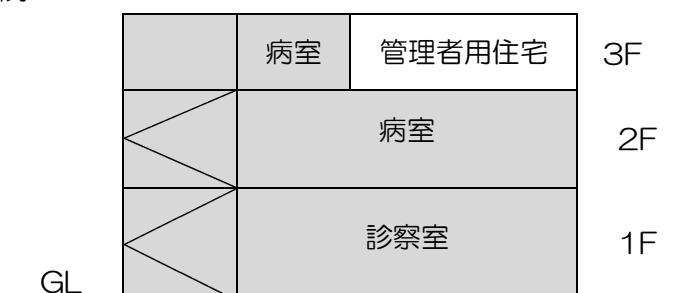
- ① 指定用途に他の用途が付属する部分（   の部分が定期報告の対象部分）

(例1) 旅館

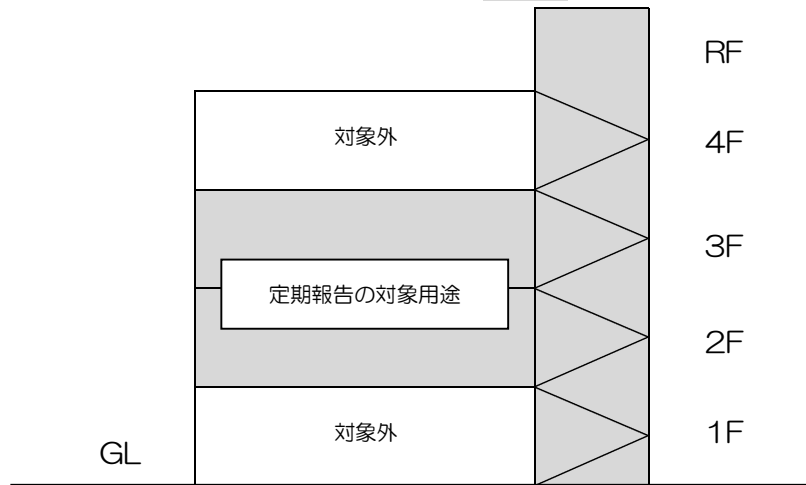


機能的に独立性のある住宅(指定用途ではない)なので、定期報告の対象外となる。

(例2) 病院



② 指定用途と指定外用途の複合用途の場合（の部分が定期報告の対象部分）



※ ただし、定期報告の対象用途のフロアより上階に関連用途がなく、防火区画に影響がない場合などは、対象用途のフロアより上階に通ずる階段等は対象外とする。  
（避難階段が対象用途のフロアより上階にある場合などはこの限りではない。）

③ 複数の異なる指定用途がある複合用途の場合（の部分が定期報告の対象部分）

I 細則第10条第1項による同一号の用途の場合

→ 当該用途の床面積の合計により判定する。

（例）



マーケット床面積+遊技場床面積>500㎡ → 定期報告対象

II 細則第10条第1項における同一号の用途でない場合

→ それぞれの用途の床面積により判定する。

（例）



マーケット床面積<500㎡、診療所床面積<600㎡ → 定期報告対象外

④ 地階や3階以上の階の用途・規模により報告対象となるか否かを判断する場合

I 地階や3階以上の階にある当該用途の建築物の部分、管理用の用途のみである場合（例：管理者用休憩室、更衣室、機械室など）

→ 定期報告対象外。

例) 店舗



地階の用途が、機械室・従業員休憩室のみ → 定期報告対象外

## Ⅱ 利用者用の用途がある場合

→ 当該利用者の用途及びこれに附属する部分（廊下など）の規模により判定する。

例) 旅館

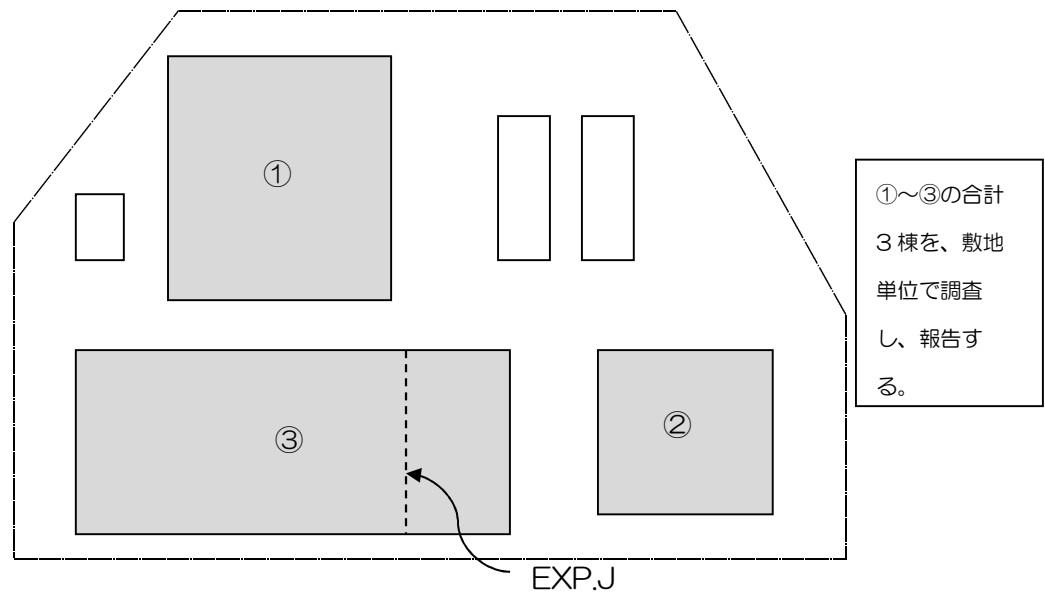


客室＋廊下＜100 m<sup>2</sup> → 定期報告対象外

## 2 一敷地に複数の報告対象建築物がある場合の報告書作成方法について

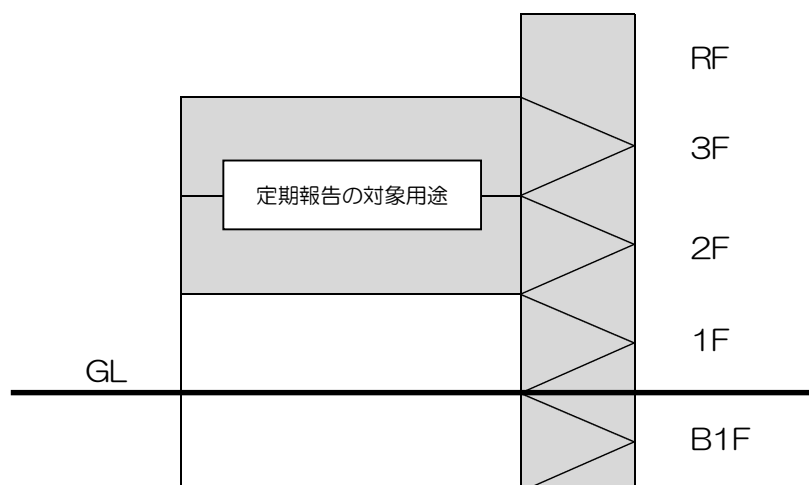
敷地内に複数棟ある場合は、敷地単位で調査し、報告する（ の部分が定期報告の対象部分）。報告書は第一面を共通とし、第二面から第四面まで及び調査結果表は棟毎に作成する。エキスパンションジョイント等により構造的に分離されているものについても、意匠上の棟毎に報告書を作成することとし、耐震の状況など構造棟毎に異なる項目については、様式や記入欄を適宜追加して記入すること。

（例）



## 3 定期報告の範囲について

定期報告の範囲は、定期報告対象用途に供する部分と避難経路（通路、廊下、階段等）のすべてとする。（ の部分が定期報告の対象部分）



#### 4 一つの建築物に複数の異なる指定用途の定期報告を要する建築物の部分がある場合の報告方法について

建築物全体の安全性を調査する本制度の趣旨から、原則として、一括して報告するものとする。この場合、複数の異なる指定用途のうち床面積の大きいものの報告年に報告する。なお、一つの建築物に多数の所有者等がある場合は、管理組合等により、一括して報告する。

#### 5 所有者又は管理者の種別により報告の対象となる建築物について

| 建築物の所有者又は管理者の種別         | 定期報告対象・対象外の別 |
|-------------------------|--------------|
| ① 国、都道府県の建築物            | 対象外 ※注       |
| ② 笠岡市有の建築物              | 対象外 ※注       |
| ③ 独立行政法人等（UR 都市機構等）の建築物 | 対象           |
| ④ 民間の建築物                | 対象           |

※注 ①及び②のうち、法第 12 条第 1 項に規定する特定建築物は、法第 12 条第 2 項及び第 4 項による定期点検が必要。

#### 6 資格者について

次のいずれかの資格を有する者

- ① 一級建築士又は二級建築士  
(業を営む場合は建築士法の規定により、建築士事務所の登録が必要)
- ② 特定建築物調査員  
※防火設備においては防火設備検査員

## 7 適用する告示及び活用する書籍について

- 特定建築物の調査にあたっては、H20.3.10 国交告 282 号（※1）を適用し、特定建築物等定期調査業務基準（※2）を活用すること。
- 笠岡市では、法第 12 条第 3 項の規定による特定建築設備等として細則第 10 条第 1 項に掲げる建築物に設ける防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）を指定しています。当該防火設備及び政令で指定する防火設備の検査にあたっては、H28.5.2 国交告 723 号（※3）を適用し、防火設備定期検査業務基準（※4）を活用すること。

### <調査（検査）にあたって適用する告示及び活用する書籍>

#### ※1 平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号

「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」

#### ※2 特定建築物等定期調査業務基準(2021 年改訂版)

（発行 （一財）日本建築防災協会）

#### ※3 平成 28 年 5 月 2 日国土交通省告示第 723 号

「防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」

#### ※4 防火設備定期検査業務基準(2020 年改訂版)

（発行 （一財）日本建築防災協会）



## § 4 要是正の指摘がある場合の対応等について

### 1 定期調査報告書第一面【5 調査による指摘の概要】の記入について

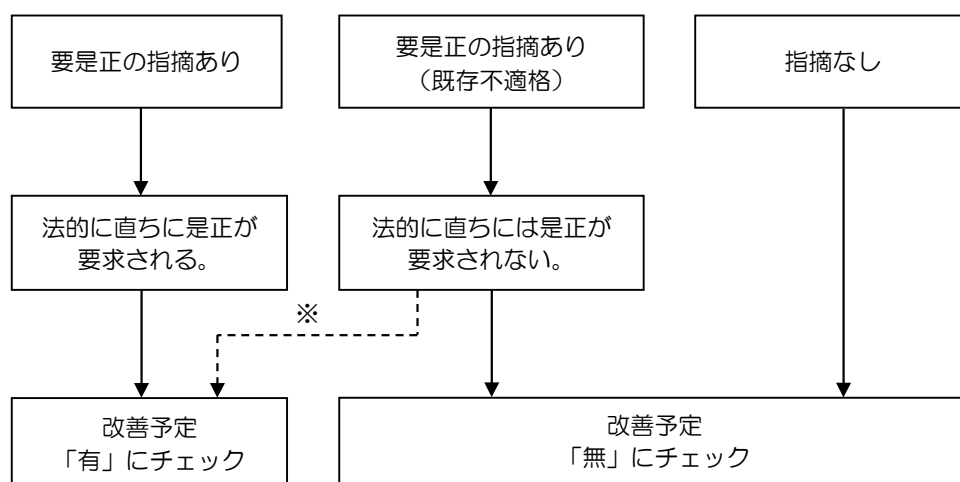
定期調査報告書第一面【5 調査による指摘の概要】【ハ 改善予定の有無】欄へのチェックの方法は以下のとおりです。（※ 防火設備にあっては、定期検査報告書第二面【6 防火設備の検査の状況】【ハ 改善予定の有無】欄）

#### （１）改善予定「有」にチェックする場合（改善予定時期も合わせて記入する）

- 要是正の指摘がある場合（指摘項目が既存不適格のみの場合を除く。）は、法違反であるため、直ちに是正が要求されることになります。
- 要是正の項目が既存不適格のみであり、法的に直ちには是正を要求されないが、改善を予定している場合（※）。

#### （２）改善予定「無」にチェックする場合

- 要是正の指摘がない場合。
- 要是正の項目が既存不適格のみであり、法的に直ちには是正を要求されないため、改善を予定しない場合。



※ 既存不適格についてもできるだけ早く改善することが望ましい、あるいは改修時等に改善することが望ましい等のアドバイスが、調査（検査）者から所有者又は管理者に対してなされることが重要となります。（特定建築物定期調査業務基準(2021年改訂版)P.10）

### 2 要是正の指摘がある場合（指摘項目が既存不適格のみの場合を除く。）の対応について

調査（検査）の結果、要是正の指摘がある場合は、調査（検査）者と所有者又は管理者で協議の上、改善実施計画書を添付して報告し、改善を実施してください。なお、改善実施後は改善前後の写真を添付した改善済み報告書を提出してください。

## § 5 定期調査（検査）報告書の適切な保管等について

- 受理決裁後、報告書を受理した旨の通知書を交付するとともに、定期調査（検査）報告書の副本を返却します。返却された定期調査（検査）報告書の副本は適切に保管し、建築物の維持保全や次回報告書作成にお役立てください。

## 付1 建築基準法（抄）

### 第6条（建築物の建築等に関する申請及び確認）

- 一 別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの

### 第8条（維持保全）

建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物については、この限りでない。

- 一 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの
- 二 前号の特殊建築物以外の特殊建築物その他政令で定める建築物で、特定行政庁が指定するもの
- 3 国土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

### 第9条の4（保安上危険な建築物等の所有者等に対する指導及び助言）

特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすることができる。

### 第10条（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

特定行政庁は、第6条第1項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第3条第2項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第9条第2項から第9項まで及び第11項から第15項までの規定は、前二項の場合に準用する。

### 第12条（報告、検査等）

第6条第1項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以

下この項及び第3項において「国等の建築物」という。)を除く。)及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物(同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。)で特定行政庁が指定するもの(国等の建築物を除く。)の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第3項において同じ。)は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者(次項及び次条第3項において「建築物調査員」という。)にその状況の調査(これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備(以下「建築設備等」という。)についての第3項の検査を除く。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者(以下この章において「国の機関の長等」という。)は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検(当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第4項の点検を除く。)をさせなければならない。ただし、当該特定建築物(第6条第1項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。)のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。
- 3 特定建築設備等(昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。)で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの(国等の建築物に設けるものを除く。)及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの(国等の建築物に設けるものを除く。)の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者(次項及び第12条の3第2項において「建築設備等検査員」という。)に検査(これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、当該特定建築設備等(前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。)のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。
- 5～7 (略)
- 8 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第1項及び第3項の規定による報告に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳(当該処分及び当該報告に関する書類で国土交通省令で定めるものを含む。)を保存しなければならない。
- 9 前項の台帳の記載事項その他その整備に関し必要な事項及び当該台帳(同項の国土交通省令で定める書類を含む。)の保存期間その他その保存に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

#### 第13条(身分証明書の携帯)

建築主事、建築監視員若しくは特定行政庁の命令若しくは建築主事の委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員が第12条第7項の規定によつて建築物、建築物の敷地若しくは建築工事場に立ち入る場合又は建築監視員が第9条の2(第90条第3項において準用する場合を含む。)の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(注)最新の法令については、下記のホームページを参照してください。  
e-Gov 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp>  
国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp>

2 第 12 条第 7 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 第 93 条の 2（書類の閲覧）

特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定による報告に関する書類のうち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

## 付2 建築基準法施行令（抄）

### 第1章 総則

#### 第3節の4 維持保全に関する準則の作成等を要する建築物

第13条の3 法第8条第2項第一号の政令で定める特殊建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第1（い）欄（1）項から（4）項までに掲げる用途に供する特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの（当該床面積の合計が200㎡以下のものにあつては、階数が3以上のものに限る。）
- 二 法別表第1（い）欄（5）項又は（6）項に掲げる用途に供する特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの

2 法第8条第2項第二号の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（特殊建築物を除く。）のうち階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものとする。

#### 第3節の6 勧告の対象となる建築物

##### 第14条の2

法第10条第1項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第6条第1項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える建築物

#### 第5節 定期報告を要する建築物等

##### 第16条

法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第1（い）欄（1）項から（4）項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれが少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。

- 一 地階又は3階以上の階を法別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が100㎡以上の建築物
- 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの
- 三 法別表第1（い）欄（2）項又は（4）項に掲げる用途に供する建築物
- 四 3階以上の階を法別表第1（い）欄（3）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が2000㎡以上の建築物

2 法第12条第1項の政令で定める建築物は、第14条の2に規定する建築物とする。

3 法第12条第3項の政令で定める特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

- 一 第129条の3第1項各号に掲げる昇降機（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）
- 二 防火設備のうち、法第6条第1項第一号に掲げる建築物で第1項各号に掲げるものに設けるもの（常時閉鎖をした状態にあることその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

### 付3 建築基準法施行規則（抄）

#### 第5条（建築物の定期報告）

法第12条第1項の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね6月から3年までの間隔において特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

- 一 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物について、建築主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証（新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合
- 二 法第12条第1項の規定により特定行政庁が指定する建築物について、建築主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証（当該指定があった日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合
- 2 法第12条第1項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 3 法第12条第1項の規定による報告は、別記第三十六号の二様式による報告書及び別記第三十六号の三様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の二様式、別記第三十六号の三様式又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。
- 4 法第12条第1項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

第三十六号の二様式（第五条関係）（A 4）

定期調査報告書  
（第一面）

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、  
事実と相違ありません。

特定行政庁 様

年 月 日

報告者氏名

調査者氏名

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 調査者】

（代表となる調査者）

【イ. 資格】

（ ）建築士  
特定建築物調査員

（ ）登録第 第

号 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

（ ）建築士事務所

（ ）知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

（その他の調査者）

【イ. 資格】

（ ）建築士  
特定建築物調査員

（ ）登録第 第

号 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

（ ）建築士事務所

（ ）知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【5. 調査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】

☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格）

☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】

☐ 有（ 年 月に改善予定）

☐ 無

【ニ. その他特記事項】

| ※受付欄  | ※特記欄 | ※整理番号欄 |
|-------|------|--------|
| 年 月 日 |      |        |
| 第 号   |      |        |
| 係員氏名  |      |        |

（注）※印欄は、記入しないでください



## 建築物及びその敷地に関する事項

|                            |                                                                                             |                                                                                              |                                          |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| <b>【1. 敷地の位置】</b>          |                                                                                             |                                                                                              |                                          |
| <b>【イ. 防火地域等】</b>          | <input type="checkbox"/> 防火地域<br><input type="checkbox"/> その他（                      ）       | <input type="checkbox"/> 準防火地域                                                               | <input type="checkbox"/> 指定なし            |
| <b>【ロ. 用途地域】</b>           |                                                                                             |                                                                                              |                                          |
| <b>【2. 建築物及びその敷地の概要】</b>   |                                                                                             |                                                                                              |                                          |
| <b>【イ. 構造】</b>             | <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造<br><input type="checkbox"/> 鉄骨造                          | <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造<br><input type="checkbox"/> その他（                      ） |                                          |
| <b>【ロ. 階数】</b>             | 地上          階          地下          階                                                        |                                                                                              |                                          |
| <b>【ハ. 敷地面積】</b>           |                                                                                             | m <sup>2</sup>                                                                               |                                          |
| <b>【ニ. 建築面積】</b>           |                                                                                             | m <sup>2</sup>                                                                               |                                          |
| <b>【ホ. 延べ面積】</b>           |                                                                                             | m <sup>2</sup>                                                                               |                                          |
| <b>【3. 階別用途別床面積】</b>       |                                                                                             |                                                                                              |                                          |
| <b>【イ. 階別用途別】</b>          | (          階 )                                                                              | (          用途 )                                                                              | (          床面積          m <sup>2</sup> ) |
|                            | (          階 )                                                                              | (          用途 )                                                                              | (          床面積          m <sup>2</sup> ) |
|                            | (          階 )                                                                              | (          用途 )                                                                              | (          床面積          m <sup>2</sup> ) |
|                            | (          階 )                                                                              | (          用途 )                                                                              | (          床面積          m <sup>2</sup> ) |
|                            | (          階 )                                                                              | (          用途 )                                                                              | (          床面積          m <sup>2</sup> ) |
|                            | (          階 )                                                                              | (          用途 )                                                                              | (          床面積          m <sup>2</sup> ) |
|                            | (          階 )                                                                              | (          用途 )                                                                              | (          床面積          m <sup>2</sup> ) |
|                            | (          階 )                                                                              | (          用途 )                                                                              | (          床面積          m <sup>2</sup> ) |
|                            | (          階 )                                                                              | (          用途 )                                                                              | (          床面積          m <sup>2</sup> ) |
| <b>【ロ. 用途別】</b>            | (          階 )                                                                              | (          用途 )                                                                              | (          床面積          m <sup>2</sup> ) |
|                            | (          階 )                                                                              | (          用途 )                                                                              | (          床面積          m <sup>2</sup> ) |
|                            | (          階 )                                                                              | (          用途 )                                                                              | (          床面積          m <sup>2</sup> ) |
| <b>【4. 性能検証法等の適用】</b>      |                                                                                             |                                                                                              |                                          |
|                            | <input type="checkbox"/> 耐火性能検証法                                                            | <input type="checkbox"/> 防火区画検証法                                                             |                                          |
|                            | <input type="checkbox"/> 区画避難安全検証法（          階）                                             |                                                                                              |                                          |
|                            | <input type="checkbox"/> 階避難安全検証法（          階）                                              |                                                                                              |                                          |
|                            | <input type="checkbox"/> 全館避難安全検証法                                                          |                                                                                              |                                          |
|                            | <input type="checkbox"/> その他（                      ）                                        |                                                                                              |                                          |
| <b>【5. 増築、改築、用途変更等の経過】</b> |                                                                                             |                                                                                              |                                          |
| 年    月    日                | 概要（                      ）                                                                  |                                                                                              |                                          |
| 年    月    日                | 概要（                      ）                                                                  |                                                                                              |                                          |
| 年    月    日                | 概要（                      ）                                                                  |                                                                                              |                                          |
| 年    月    日                | 概要（                      ）                                                                  |                                                                                              |                                          |
| <b>【6. 関連図書の整備状況】</b>      |                                                                                             |                                                                                              |                                          |
| <b>【イ. 確認に要した図書】</b>       | <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 各階平面図あり）                               | <input type="checkbox"/> 無                                                                   |                                          |
| <b>【ロ. 確認済証】</b>           | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無                                       |                                                                                              |                                          |
|                            | 交付番号                      年    月    日    第                      号                           |                                                                                              |                                          |
|                            | 交付者 <input type="checkbox"/> 建築主事 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関（                      ） |                                                                                              |                                          |
| <b>【ハ. 完了検査に要した図書】</b>     | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無                                       |                                                                                              |                                          |
| <b>【ニ. 検査済証】</b>           | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無                                       |                                                                                              |                                          |
|                            | 交付番号                      年    月    日    第                      号                           |                                                                                              |                                          |
|                            | 交付者 <input type="checkbox"/> 建築主事 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関（                      ） |                                                                                              |                                          |
| <b>【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】</b> | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無                                       |                                                                                              |                                          |
| <b>【ヘ. 前回の調査に関する書類の写し】</b> | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 対象外          |                                                                                              |                                          |
| <b>【7. 備考】</b>             |                                                                                             |                                                                                              |                                          |

## (第三面)

## 調査等の概要

|                               |                                                              |   |         |                                   |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------|---|---------|-----------------------------------|
| 【1. 調査及び検査の状況】                |                                                              |   |         |                                   |
| 【イ. 今回の調査】                    |                                                              | 年 | 月       | 日実施                               |
| 【ロ. 前回の調査】                    | <input type="checkbox"/> 実施 (                                | 年 | 月       | 日報告) <input type="checkbox"/> 未実施 |
| 【ハ. 建築設備の検査】                  | <input type="checkbox"/> 実施 (                                | 年 | 月       | 日報告) <input type="checkbox"/> 未実施 |
| 【ニ. 昇降機等の検査】                  | <input type="checkbox"/> 実施 (                                | 年 | 月       | 日報告) <input type="checkbox"/> 未実施 |
| 【ホ. 防火設備の検査】                  | <input type="checkbox"/> 実施 (                                | 年 | 月       | 日報告) <input type="checkbox"/> 未実施 |
| 【2. 調査の状況】                    |                                                              |   |         |                                   |
| (敷地及び地盤)                      |                                                              |   |         |                                   |
| 【イ. 指摘の内容】                    | <input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (                          |   |         | <input type="checkbox"/> 指摘なし     |
| 【ロ. 指摘の概要】                    |                                                              |   |         |                                   |
| 【ハ. 改善予定の有無】                  | <input type="checkbox"/> 有 (                                 | 年 | 月に改善予定) | <input type="checkbox"/> 無        |
| (建築物の外部)                      |                                                              |   |         |                                   |
| 【イ. 指摘の内容】                    | <input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (                          |   |         | <input type="checkbox"/> 指摘なし     |
| 【ロ. 指摘の概要】                    |                                                              |   |         |                                   |
| 【ハ. 改善予定の有無】                  | <input type="checkbox"/> 有 (                                 | 年 | 月に改善予定) | <input type="checkbox"/> 無        |
| (屋上及び屋根)                      |                                                              |   |         |                                   |
| 【イ. 指摘の内容】                    | <input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (                          |   |         | <input type="checkbox"/> 指摘なし     |
| 【ロ. 指摘の概要】                    |                                                              |   |         |                                   |
| 【ハ. 改善予定の有無】                  | <input type="checkbox"/> 有 (                                 | 年 | 月に改善予定) | <input type="checkbox"/> 無        |
| (建築物の内部)                      |                                                              |   |         |                                   |
| 【イ. 指摘の内容】                    | <input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (                          |   |         | <input type="checkbox"/> 指摘なし     |
| 【ロ. 指摘の概要】                    |                                                              |   |         |                                   |
| 【ハ. 改善予定の有無】                  | <input type="checkbox"/> 有 (                                 | 年 | 月に改善予定) | <input type="checkbox"/> 無        |
| (避難施設等)                       |                                                              |   |         |                                   |
| 【イ. 指摘の内容】                    | <input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (                          |   |         | <input type="checkbox"/> 指摘なし     |
| 【ロ. 指摘の概要】                    |                                                              |   |         |                                   |
| 【ハ. 改善予定の有無】                  | <input type="checkbox"/> 有 (                                 | 年 | 月に改善予定) | <input type="checkbox"/> 無        |
| (その他)                         |                                                              |   |         |                                   |
| 【イ. 指摘の内容】                    | <input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり (                          |   |         | <input type="checkbox"/> 指摘なし     |
| 【ロ. 指摘の概要】                    |                                                              |   |         |                                   |
| 【ハ. 改善予定の有無】                  | <input type="checkbox"/> 有 (                                 | 年 | 月に改善予定) | <input type="checkbox"/> 無        |
| 【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室) |                                                              |   |         |                                   |
| 【イ. 該当建築材料の有無】                | <input type="checkbox"/> 有 (飛散防止措置無) (                       |   |         |                                   |
|                               | <input type="checkbox"/> 有 (飛散防止措置有) (                       |   |         |                                   |
|                               | <input type="checkbox"/> 無                                   |   |         |                                   |
| 【ロ. 措置予定の有無】                  | <input type="checkbox"/> 有 (                                 | 年 | 月に改善予定) | <input type="checkbox"/> 無        |
| 【4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】          |                                                              |   |         |                                   |
| 【イ. 耐震診断の実施の有無】               | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (      | 年 | 月に実施予定) | <input type="checkbox"/> 対象外      |
| 【ロ. 耐震改修の実施の有無】               | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (      | 年 | 月に実施予定) | <input type="checkbox"/> 対象外      |
| 【5. 建築物等に係る不具合等の状況】           |                                                              |   |         |                                   |
| 【イ. 不具合等】                     | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無        |   |         |                                   |
| 【ロ. 不具合等の記録】                  | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無        |   |         |                                   |
| 【ハ. 改善の状況】                    | <input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 改善予定 ( | 年 | 月に改善予定) | <input type="checkbox"/> 予定なし     |
| 【6. 備考】                       |                                                              |   |         |                                   |

(第四面)

建築物等に係る不具合等の状況

| 不具合等を把握した年月 | 不具合等の概要 | 考えられる原因 | 改善（予定）年月 | 改善措置の概要等 |
|-------------|---------|---------|----------|----------|
|             |         |         |          |          |
|             |         |         |          |          |
|             |         |         |          |          |
|             |         |         |          |          |
|             |         |         |          |          |

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 3欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行ったすべての調査者について記入してください。

当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。

- ④ 3欄の「イ」は、調査者の有する資格について記入してください。調査者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑤ 3欄の「ニ」は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑥ 3欄の「ホ」から「ト」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。
- ⑦ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑨ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑩ 5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに

「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。

- ③ 1 欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2 欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 3 欄の「イ」は、建築基準法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、特定行政庁が報告の必要がある用途を定めている場合には、その用途について記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。
- ⑥ 3 欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑦ 4 欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑧ 5 欄は、前回調査時以降の建築（新築を除く。）、模様替え、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑨ 6 欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 6 欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑪ 6 欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑫ 6 欄の「ニ」は、（注意）⑩に準じて記入してください。
- ⑬ 6 欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
- ⑭ 6 欄の「ヘ」は、前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑮ 建築基準法第86条の8又は同法第87条の2の規定の適用を受けている場合において、7 欄にその旨を記載してください。
- ⑯ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7 欄又は別紙に記載して添えてください。

#### 4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する調査の結果について作成してください。
- ② 1 欄の「イ」は、調査が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1 欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1 欄の「ハ」から「ホ」までは、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤ 2 欄の「イ」は、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。
- ⑦ 2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 3 欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 4 欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
- ⑩ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落等（以下「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6 欄又は別紙に記入して添えてください。

## 5. 第四面関係

- ① 第四面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。
- ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定があ

る場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入してください。

- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

## 定期調査報告概要書

（第一面）

## 調査等の概要

## 【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

## 【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

## 【3. 調査者】

（代表となる調査者）

【イ. 資格】

（ ） 建築士  
特定建築物調査員（ ） 登録第  
第号  
号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

（ ） 建築士事務所

（ ） 知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

（その他の調査者）

【イ. 資格】

（ ） 建築士  
特定建築物調査員（ ） 登録第  
第号  
号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

（ ） 建築士事務所

（ ） 知事登録第

号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

## 【4. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

## 【5. 調査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有（ 年 月に改善予定） ☐ 無

【ニ. その他特記事項】

## 【6. 調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】

年 月 日実施

【ロ. 前回の調査】 ☐ 実施（ 年 月 日報告） ☐ 未実施【ハ. 建築設備の検査】 ☐ 実施（ 年 月 日報告） ☐ 未実施【ニ. 昇降機等の検査】 ☐ 実施（ 年 月 日報告） ☐ 未実施【ホ. 防火設備の検査】 ☐ 実施（ 年 月 日報告） ☐ 未実施

## 【7. 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ. 不具合等】 ☐ 有 ☐ 無【ロ. 不具合等の記録】 ☐ 有 ☐ 無

【ハ. 不具合等の概要】

【ニ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定（ 年 月に改善予定）☐ 予定なし（理由： ）

(注意)

付3-10



## 第6条（建築設備等の定期報告）

法第12条第3項の規定による報告の時期は、建築設備又は防火設備（以下「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年まで）の間隔において特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

- 一 法第12条第3項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項（法第87条の4において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第7条の2第5項（法第87条の4において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合
- 二 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の設置に係るものに限る。）の交付を受けた場合
- 2 法第12条第3項の規定による検査は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 3 法第12条第3項の規定による報告は、昇降機にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の五様式による定期検査報告概要書に、建築設備（昇降機を除く。）にあつては別記第三十六号の六様式による報告書及び別記第三十六号の七様式による定期検査報告概要書に、防火設備にあつては別記第三十六号の八様式による報告書及び別記第三十六号の九様式による定期検査報告概要書に、それぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の五様式、別記第三十六号の六様式、別記第三十六号の七様式、別記第三十六号の八様式、別記第三十六号の九様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。
- 4 法第12条第3項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

第三十六号の八様式（第六条関係）（A 4）

定期検査報告書

（防火設備）

（第一面）

建築基準法第 12 条第 3 項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁 様

年 月 日

報告者氏名

検査者氏名

【 1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【 2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【 3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【 4. 検査による指摘の概要】

☐要是正の指摘あり（☐既存不適格） ☐指摘なし

| ※受付欄  | ※特記欄 | ※整理番号欄 |
|-------|------|--------|
| 年 月 日 |      |        |
| 第 号   |      |        |
| 係員氏名  |      |        |

(第二面)

防火設備の状況等

---

【1. 建築物の概要】

|           |    |   |    |                |
|-----------|----|---|----|----------------|
| 【イ. 階数】   | 地上 | 階 | 地下 | 階              |
| 【ロ. 建築面積】 |    |   |    | m <sup>2</sup> |
| 【ハ. 延べ面積】 |    |   |    | m <sup>2</sup> |

---

【2. 確認済証交付年月日等】

|                |                               |                                   |     |   |   |   |
|----------------|-------------------------------|-----------------------------------|-----|---|---|---|
| 【イ. 確認済証交付年月日】 |                               | 年                                 | 月   | 日 | 第 | 号 |
| 【ロ. 確認済証交付者】   | <input type="checkbox"/> 建築主事 | <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関 | ( ) |   |   |   |
| 【ハ. 検査済証交付年月日】 |                               | 年                                 | 月   | 日 | 第 | 号 |
| 【ニ. 検査済証交付者】   | <input type="checkbox"/> 建築主事 | <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関 | ( ) |   |   |   |

---

【3. 検査日等】

|                     |                                                       |   |   |   |    |     |                              |
|---------------------|-------------------------------------------------------|---|---|---|----|-----|------------------------------|
| 【イ. 今回の検査】          |                                                       | 年 | 月 | 日 | 実施 |     |                              |
| 【ロ. 前回の検査】          | <input type="checkbox"/> 実施 (                         |   | 年 | 月 | 日  | 報告) | <input type="checkbox"/> 未実施 |
| 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |   |   |   |    |     |                              |

---

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

|              |         |         |   |
|--------------|---------|---------|---|
| 【イ. 資格】      | ( ) 建築士 | ( ) 登録第 | 号 |
|              | 防火設備検査員 | 第       | 号 |
| 【ロ. 氏名のフリガナ】 |         |         |   |
| 【ハ. 氏名】      |         |         |   |
| 【ニ. 勤務先】     |         |         |   |

|            |           |   |
|------------|-----------|---|
| ( ) 建築士事務所 | ( ) 知事登録第 | 号 |
|------------|-----------|---|

|           |
|-----------|
| 【ホ. 郵便番号】 |
| 【ヘ. 所在地】  |
| 【ト. 電話番号】 |

(その他の検査者)

|              |         |         |   |
|--------------|---------|---------|---|
| 【イ. 資格】      | ( ) 建築士 | ( ) 登録第 | 号 |
|              | 防火設備検査員 | 第       | 号 |
| 【ロ. 氏名のフリガナ】 |         |         |   |
| 【ハ. 氏名】      |         |         |   |
| 【ニ. 勤務先】     |         |         |   |

|            |           |   |
|------------|-----------|---|
| ( ) 建築士事務所 | ( ) 知事登録第 | 号 |
|------------|-----------|---|

|           |
|-----------|
| 【ホ. 郵便番号】 |
| 【ヘ. 所在地】  |
| 【ト. 電話番号】 |

---

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

- ☐区画避難安全検証法 ( 階)
- ☐階避難安全検証法 ( 階)
- ☐全館避難安全検証法

☐ その他 ( )

【ロ. 防火設備】

☐ 防火扉 ( 枚) ☐ 防火シャッター ( 枚)

☐ 耐火クロススクリーン ( 枚) ☐ ドレンチャー ( 台)

☐ その他 ( 台)

---

【6. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり ( ☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 ( 年 月に改善予定) ☐ 無

---

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無

【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無

【ハ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定 ( 年 月に改善予定) ☐ 予定なし

---

【8. 備考】

---

(第三面)

防火設備に係る不具合の状況

| 不具合を把握した年月 | 不具合の概要 | 考えられる原因 | 改善（予定）年月 | 改善措置の概要等 |
|------------|--------|---------|----------|----------|
|            |        |         |          |          |
|            |        |         |          |          |
|            |        |         |          |          |
|            |        |         |          |          |

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の防火設備に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑤ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について

て記入してください。

- ⑦ 4 欄は、代表となる検査者並びに検査に係る防火設備に係る全ての検査者について記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が 1 人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4 欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4 欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 4 欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。
- ⑪ 5 欄の「イ」は、建築基準法施行令第 128 条の 6 第 3 項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第 129 条第 3 項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第 129 条の 2 第 4 項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第 38 条（同法第 66 条、第 67 条の 2 及び第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第 68 条の 25 第 1 項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）による改正前の建築基準法第 38 条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑫ 5 欄の「ロ」は、検査対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。
- ⑬ 6 欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ⑮ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」

マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

#### 4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

第三十六号の九様式（第六条、第六条の三、第十一条の三関係）（A 4）

定期検査報告概要書  
(防火設備)

(第一面)

---

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 住所】

---

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 郵便番号】  
【ニ. 住所】

---

【3. 報告対象建築物】

- 【イ. 所在地】  
【ロ. 名称のフリガナ】  
【ハ. 名称】  
【ニ. 用途】

---

【4. 検査による指摘の概要】

☐ 要是正の指摘あり（☐ 既存不適格） ☐ 指摘なし

---

【5. 不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無  
【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無  
【ハ. 不具合の概要】  
【ニ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定（      年      月に改善予定）  
☐ 予定なし（理由：      ）
-



## 防火設備の状況等

## 【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階  
 【ロ. 建築面積】 m<sup>2</sup>  
 【ハ. 延べ面積】 m<sup>2</sup>

## 【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号  
 【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ( 第 号 )  
 【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号  
 【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ( 第 号 )

## 【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 年 月 日 実施  
 【ロ. 前回の検査】 ☐ 実施 ( 年 月 日 報告 ) ☐ 未実施  
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☐ 有 ☐ 無

## 【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

## 【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

☐ 区画避難安全検証法 ( 階 ) ☐ 階避難安全検証法 ( 階 )  
☐ 全館避難安全検証法 ☐ その他 ( )

【ロ. 防火設備】

☐ 防火扉 ( 枚 ) ☐ 防火シャッター ( 枚 )  
☐ 耐火クロススクリーン ( 枚 ) ☐ ドレンチャー ( 枚 )  
☐ その他 ( 台 )

## 【6. 備考】

## (注意)

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があつた防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

## 付 4 特定建築物等定期報告関係告示・技術的助言

平成 20 年 3 月 10 日国土交通省告示第 282 号

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

|    |                  |                 |
|----|------------------|-----------------|
|    | 平成 20 年 3 月 10 日 | 国土交通省告示第 282 号  |
| 改正 | 平成 20 年 3 月 31 日 | 国土交通省告示第 414 号  |
| 改正 | 平成 26 年 11 月 7 日 | 国土交通省告示第 1713 号 |
| 改正 | 平成 27 年 2 月 23 日 | 国土交通省告示第 258 号  |
| 改正 | 平成 28 年 4 月 25 日 | 国土交通省告示第 703 号  |
| 改正 | 平成 30 年 9 月 12 日 | 国土交通省告示第 1098 号 |
| 改正 | 令和元年 6 月 21 日    | 国土交通省告示第 200 号  |
| 改正 | 令和 2 年 4 月 1 日   | 国土交通省告示第 508 号  |
| 改正 | 令和 3 年 2 月 26 日  | 国土交通省告示第 126 号  |
| 改正 | 令和 4 年 1 月 18 日  | 国土交通省告示第 110 号  |

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項に規定する調査及び同条第 2 項に規定する点検（以下「定期調査等」という。）の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。

第 1 定期調査等は、施行規則第 5 条第 2 項及び第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別表(イ)欄に掲げる項目（ただし、法第 12 条第 2 項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）に応じ、同表(ロ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ハ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第 5 条第 2 項又は第 5 条の 2 第 1 項に掲げる調査又は点検の項目、方法又は結果の判定基準について定める場合（調査若しくは点検の項目について削除し又は調査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

第 2 特定行政庁は、第 1 に規定する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要な項目、方法又は結果の判定基準を付加することができる。

第 3 第 1 に規定の規定にかかわらず、特定行政庁は、安全上、防火上又は衛生上支障がないと認める場合においては、法第 12 条第 1 項の規定により特定行政庁が指定する特定建築物（同項に規定する国等の建築物を除く。）又は同条第 2 項に規定する特定建築物（法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして法第 12 条第 1 項の政令で定めるものを除く。以下「国等の特定建築物」という。）について、規則で、第 1 に規定する定期調査等の項目の一部を適用しないことができる。この場合において、国等の特定建築物について規則を定めようとするときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第 4 調査結果表は、施行規則第 5 条第 3 項の規定に基づき、別記のとおりとする。

附 則（平成 20 年 3 月 10 日 国土交通省告示第 282 号）

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日 国土交通省告示第 414 号）

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 7 日 国土交通省告示第 1713 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 23 日 国土交通省告示第 258 号）

この告示は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 25 日 国土交通省告示第 703 号）

この告示は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 9 月 12 日 国土交通省告示第 1098 号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律附則第 1 条第二号に掲げる規定の施行の日（平成 30 年 9 月 25 日）から施行する。

附 則（令和元年 6 月 21 日 国土交通省告示第 200 号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年 6 月 25 日）から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日 国土交通省告示第 508 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 26 日 国土交通省告示第 126 号）

この告示は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 18 日 国土交通省告示第 110 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の五の項の改正規定は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

別 表

|             |     | (い)調査項目                                                      |                                   | (ろ)調査方法                                                | (は)判定基準                                       |
|-------------|-----|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 1<br>敷地及び地盤 | (1) | 地盤                                                           | 地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況                 | 目視により確認する。                                             | 建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。                   |
|             | (2) | 敷地                                                           | 敷地内の排水の状況                         | 目視により確認する。                                             | 排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。                |
|             | (3) | 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第128条に規定する通路(以下「敷地内の通路」という。) | 敷地内の通路の確保の状況                      | 目視により確認する。                                             | 敷地内の通路が確保されていないこと。                            |
|             | (4) |                                                              | 有効幅員の確保の状況                        | 設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。                             | 敷地内の通路の有効幅員が不足していること。                         |
|             | (5) |                                                              | 敷地内の通路の支障物の状況                     | 目視により確認する。                                             | 敷地内の通路に支障物があること。                              |
|             | (6) | 塀                                                            | 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況   | 設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。                             | 令第61条又は令第62条の8の規定に適合しないこと。                    |
|             | (7) |                                                              | 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況 | 目視、下げ振り等により確認する。                                       | 著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。                       |
|             | (8) | 擁壁                                                           | 擁壁の劣化及び損傷の状況                      | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。                               | 著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。         |
|             | (9) |                                                              | 擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況                 | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。 | 水抜きパイプに詰まりがあること。                              |
| 2<br>建築物の外部 | (1) | 基礎                                                           | 基礎の沈下等の状況                         | 目視及び建具の開閉具合等により確認する。                                   | 地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。           |
|             | (2) |                                                              | 基礎の劣化及び損傷の状況                      | 目視により確認する。                                             | 礎石にすれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。 |
|             | (3) | 土台(木造に限る。)                                                   | 土台の沈下等の状況                         | 目視及び建具の開閉具合等により確認する。                                   | 土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。                |
|             | (4) |                                                              | 土台の劣化及び損傷の状況                      | 目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。                       | 木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。   |
|             | (5) | 外壁                                                           | 躯体等                               | 外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況                      | 設計図書等により確認する。                                 |
|             | (6) |                                                              | 木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況                 | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。                               | 木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。   |
|             | (7) |                                                              | 組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況                | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。                               | れんが、石等に割れ、すれ等があること。                           |
|             | (8) |                                                              | 補強コンクリートブロック造の外壁                  | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。                               | 目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。           |

|                                 |      |                    |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                          |                                              |
|---------------------------------|------|--------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------|
|                                 |      |                    |                                         | 躯体の劣化及び損傷の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                          |                                              |
|                                 | (9)  |                    |                                         | 鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。 | 鋼材に著しい錆、腐食等があること。                            |
|                                 | (10) |                    |                                         | 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。 | コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。           |
|                                 | (11) | 外装仕上げ材等            | タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況 | 開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等（無人航空機による赤外線調査であって、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、 <b>全面打診等</b> （落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。）により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は <b>全面打診等</b> を実施した後10年を超え、 <b>最初に実施する定期調査等</b> にあっては、 <b>全面打診等により確認する（3年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）</b> 。 |                          | 外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。        |
|                                 | (12) |                    |                                         | 乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。 | ひび割れ、欠損等があること。                               |
|                                 | (13) |                    |                                         | 金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。 | パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。                 |
|                                 | (14) |                    |                                         | コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。 | 錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。                         |
|                                 | (15) | 窓サッシ等              | サッシ等の劣化及び損傷の状況                          | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                          | サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。                  |
|                                 | (16) |                    |                                         | はめ殺し窓のガラスの固定の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 触診により確認する。               | 昭和46年建設省告示第109号第3第四号の規定に適合していないこと。           |
|                                 | (17) | 外壁に緊結された広告板、空調室外機等 | 機器本体の劣化及び損傷の状況                          | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                          | 機器本体に著しい錆又は腐食があること。                          |
|                                 | (18) |                    | 支持部分等の劣化及び損傷の状況                         | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                          | 支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。          |
| 3<br>屋<br>上<br>及<br>び<br>屋<br>根 | (1)  | 屋上面                | 屋上面の劣化及び損傷の状況                           | 目視により確認する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                          | 歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。 |
|                                 | (2)  | 屋上回り（屋上面を除く。）      | パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況                   | 目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                          | モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。   |

|     |                                 |                          |                                                     |                                                         |                                                                                                                        |                                                                                                                                 |
|-----|---------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | (3)                             |                          | 笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況                                   | 目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。                               | モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。                                                                                                |                                                                                                                                 |
|     | (4)                             |                          | 金属笠木の劣化及び損傷の状況                                      | 目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。                               | 笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。                                                                           |                                                                                                                                 |
|     | (5)                             |                          | 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況                             | 目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。                               | 排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。                                                                                             |                                                                                                                                 |
|     | (6)                             | 屋根                       | 屋根の防火対策の状況                                          | 設計図書等により確認する。                                           | 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては法第 62 条の規定に適合しないこと又は法第 22 条の規定に基づき特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあっては同条の規定に適合しないこと。 |                                                                                                                                 |
|     | (7)                             |                          | 屋根の劣化及び損傷の状況                                        | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。           | 屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。                                                                                       |                                                                                                                                 |
|     | (8)                             | 機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔等)      | 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況                             | 目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。                               | 機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。                                                                            |                                                                                                                                 |
|     | (9)                             |                          | 支持部分等の劣化及び損傷の状況                                     | 目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。                               | 支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。                                                                  |                                                                                                                                 |
|     | 4<br>建<br>築<br>物<br>の<br>内<br>部 | (1)                      | 防火区画                                                | 令第 112 条第 11 項から第 13 項までに規定する区画の状況                      | 設計図書等により確認する。                                                                                                          | 令第 112 条第 11 項から第 13 項までの規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕や模様替え等（以下「修繕等」という。）が行われていない場合を除く。          |
|     |                                 | (2)                      |                                                     | 令第 112 条第 1 項、第 4 項、第 5 項又は第 7 項から第 10 項までの各項に規定する区画の状況 | 設計図書等により確認する。                                                                                                          | 令第 112 条第 1 項、第 4 項、第 5 項又は第 7 項から第 10 項まで（令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第 7 項を除く。）の規定に適合しないこと。 |
| (3) |                                 | 令第 112 条第 18 項に規定する区画の状況 |                                                     | 設計図書等により確認する。                                           | 令第 112 条第 18 項の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。                             |                                                                                                                                 |
| (4) |                                 | 防火区画の外周部                 | 令第 112 条第 16 項に規定する外壁等及び同条第 17 項に規定する防火設備の処置の状況     | 設計図書等により確認する。                                           | 令第 112 条第 16 項又は第 17 項の規定に適合しないこと。                                                                                     |                                                                                                                                 |
| (5) |                                 |                          | 令第 112 条第 16 項に規定する外壁等及び同条第 17 項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 | 目視により確認する。                                              | 令第 112 条第 16 項に規定する外壁等、同条第 17 項に規定する防火設備に損傷があること。                                                                      |                                                                                                                                 |
| (6) |                                 | 壁の                       | 躯体等                                                 | 木造の壁の室内に面する部分の躯体                                        | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。                                                                                               | 木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫                                                                                                                |

|  |      |                                 |              |                                                |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--|------|---------------------------------|--------------|------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |      | 室内に面する部分                        |              | の劣化及び損傷の状況                                     |                                     | 害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|  | (7)  |                                 |              | 組構造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況                    | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。            | れんが、石等に割れ、すれ等があること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|  | (8)  |                                 |              | 補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況          | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。            | 目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|  | (9)  |                                 |              | 鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況                    | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。            | 鋼材に著しい錆、腐食等があること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|  | (10) |                                 |              | 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。            | コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|  | (11) | 耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。） | 準耐火性能等の確保の状況 | 設計図書等により確認する。                                  |                                     | 次の各号のいずれかに該当すること。<br><br>(一) 令第112条第1項、第4項から第6項まで又は第18項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第18項を除く。）の規定による防火区画 1時間準耐火基準に適合しないこと。<br><br>(2) 令第112条第7項又は第10項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第7項を除く。）の規定による防火区画 令第107条の規定に適合しないこと。<br><br>(三) 令第112条第11項から第13項まで又は第16項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第11項から第13項までを除く。）の規定による防火区画 令第107条の2の規定に適合しないこと。 |
|  | (12) |                                 |              |                                                |                                     | 各部材及び接合部に穴又は破損があること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|  | (13) |                                 |              |                                                |                                     | 耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|  | (14) |                                 |              |                                                |                                     | 令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4の規定に適合しないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|  | (15) |                                 | 令第114条に規定する界 | 令第114条に規定                                      | 設計図書等により確認し、法第12条第1項の規定に基づく調査以後に法第6 | 令第114条の規定に適合しないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|      |                                                                                                                                                              |                                   |                                                       |                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                                                                                                                                                              | 壁、間仕切壁及び隔壁                        | する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況                                      | 条第 1 項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。 |                                                                                                                                                                                                                                           |
| (16) |                                                                                                                                                              | 令第 128 条の 5 各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分 | 室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況                                  | 設計図書等により確認する。                                                    | 令第 128 条の 5(令第 128 条の 6 第 1 項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第 2 項、第 6 項、第 7 項及び階段に係る部分以外の規定を除く。) の規定に適合しないこと。 |
| (17) | 床                                                                                                                                                            | 躯体等                               | 木造の床躯体の劣化及び損傷の状況                                      | 目視により確認する。                                                       | 木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。                                                                                                                                                                                               |
| (18) |                                                                                                                                                              |                                   | 鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況                                     | 目視により確認する。                                                       | 鋼材に著しい錆、腐食等があること。                                                                                                                                                                                                                         |
| (19) |                                                                                                                                                              |                                   | 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況                  | 目視により確認する。                                                       | コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。                                                                                                                                                                                                        |
| (20) |                                                                                                                                                              |                                   | 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。） | 準耐火性能等の確保の状況                                                     | 設計図書等により確認する。                                                                                                                                                                                                                             |
|      | （一） 令第 112 条第 1 項、第 4 項から第 6 項まで又は第 18 項（令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第 18 項を除く。）の規定による防火区画 1 時間準耐火基準に適合しないこと。             |                                   |                                                       |                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                           |
|      | （2） 令第 112 条第 7 項又は第 10 項（令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第 7 項を除く。）の規定による防火区画 令第 107 条の規定に適合しないこと。                           |                                   |                                                       |                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                           |
|      | （三） 令第 112 条第 11 項から第 13 項まで又は第 16 項（令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第 11 項から第 13 項までを除く。）の規定による防火区画 令第 107 条の 2 の規定に適合しないこと。 |                                   |                                                       |                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                           |
| (21) |                                                                                                                                                              |                                   | 部材の劣化及び損傷の状況                                          | 目視により確認する。                                                       | 各部材又は接合部に穴又は破損があること。                                                                                                                                                                                                                      |
| (22) |                                                                                                                                                              |                                   | 給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況                      | 設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては点検口等から目視により確認する。            | 令第 112 条第 20 項若しくは第 21 項又は令第 129 条の 2 の 4 の規定に適合しないこと。                                                                                                                                                                                    |



|  |      |                                      |                                    |                                                        |                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--|------|--------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | (23) | 天井                                   | 令第 128 条の 5 各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分 | 室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況                                   | 設計図書等により確認する。                                                                                                                                                                  | 令第 128 条の 5(令第 128 条の 6 第 1 項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第 2 項、第 6 項、第 7 項及び階段に係る部分以外の規定を除く。) の規定に適合しないこと。               |
|  | (24) |                                      |                                    | 室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況                                 | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。                                                                                                                                  | 室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。                                                                                                                                                                                                           |
|  | (25) |                                      | 特定天井                               | 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況                                     | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。                                                                                                                                                       | 天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること                                                                                                                                                                                                                               |
|  | (26) | 防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。)又は戸 |                                    | 区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況                                   | 目視及び設計図書等により確認する。                                                                                                                                                              | 令第 112 条第 19 項の規定に適合しないこと。                                                                                                                                                                                                                              |
|  | (27) |                                      |                                    | 居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況    | 目視及び設計図書等により確認する。                                                                                                                                                              | 令第 112 条第 19 項の規定に適合しないこと。                                                                                                                                                                                                                              |
|  | (28) |                                      |                                    | 昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第一号口に規定する基準についての適合の状況          | 常時閉鎖した状態にある防火扉又は戸(以下「常閉防火扉等」という。)にあっては、各階の主要な常閉防火扉等の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。ただし、3 年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第一号口の規定に適合しないこと。                                                                                                                                                                                                                |
|  | (29) |                                      |                                    | 防火扉又は戸の開放方向                                            | 目視により確認する。                                                                                                                                                                     | 令第 123 条第 1 項第六号、第 2 項第 2 号又は第 3 項第十号(令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第 3 項第九号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。)を除き、令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第 1 項第六号、第 2 項第 2 号及び第 3 項第九号を除く。) の規定に適合しないこと。 |
|  | (30) |                                      |                                    | 常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸(以下「常閉防火設備等」という。)の本体と枠の劣化及び損傷の状況 | 目視により確認する。                                                                                                                                                                     | 常閉防火設備等の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能(令第 112 条第 19 項第 2 号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備等に限る。)に支障があること。                                                                                                                                                                       |
|  | (31) |                                      |                                    | 常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況                                      | 各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、3 年以内に実施した点検の記録がある場合にあって                                                                                                                          | 常閉防火設備等が閉鎖又は作動しないこと。                                                                                                                                                                                                                                    |

|      |              |                                                                             |                                                                                                                         |                                                    |
|------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
|      |              |                                                                             | は、当該記録により確認することで足りる。                                                                                                    |                                                    |
| (32) |              | 常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況                                                | 目視により確認する。                                                                                                              | 物品が放置されていることにより常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること。             |
| (33) |              | 常閉防火扉等の固定の状況                                                                | 目視により確認する。                                                                                                              | 常時閉鎖の防火戸が開放状態に固定されていること。                           |
| (34) | 照明器具、懸垂物等    | 照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況                                                         | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。                                                                                      | 照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。                     |
| (35) |              | 防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況                                                | 目視により確認する。                                                                                                              | 防火設備の閉鎖に支障があること。                                   |
| (36) | 警報設備         | 警報設備の設置の状況                                                                  | 目視及び設計図書等により確認する。<br>ただし、6月以内に実施した消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づく点検（以下「消防法に基づく点検」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 令第110条の5の規定に適合しないこと。                               |
| (37) |              | 警報設備の劣化及び損傷の状況                                                              | 目視により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。                                                        | 警報設備に著しい腐食、変形、損傷等があること。                            |
| (38) | 居室の採光及び換気    | 採光のための開口部の面積の確保の状況                                                          | 設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。                                                                                              | 法第28条第1項又は令第19条の規定に適合しないこと。                        |
| (39) |              | 採光の妨げとなる物品の放置の状況                                                            | 目視により確認する。                                                                                                              | 採光の妨げとなる物品が放置されていること。                              |
| (40) |              | 換気のための開口部の面積の確保の状況                                                          | 設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。                                                                                              | 法第28条第2項、令第20条の2又は令第20条の3の規定に適合しないこと。              |
| (41) |              | 換気設備の設置の状況                                                                  | 設計図書等により確認する。                                                                                                           | 法第28条第2項若しくは第3項、令第20条の2又は令第20条の3の規定に適合しないこと。       |
| (42) |              | 換気設備の作動の状況                                                                  | 各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査（以下「定期検査」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。                         | 換気設備が作動しないこと。                                      |
| (43) |              | 換気の妨げとなる物品の放置の状況                                                            | 目視により確認する。                                                                                                              | 換気の妨げとなる物品が放置されていること。                              |
| (44) | 石綿等を添加した建築材料 | 吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況 | 設計図書、分析機関による分析結果、目視等により確認する。                                                                                            | 平成18年国土交通省告示第1172号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること。 |
| (45) |              | 吹付け石綿等の劣                                                                    | 3年以内に実施した劣化状況調査の結                                                                                                       | 表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、た                                   |

|            |      |                  |                                 |                            |                                                                                                                                                                                                   |
|------------|------|------------------|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            |      |                  | 化の状況                            | 果を確認する。                    | れ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は３年以内に劣化状況調査が行われていないこと。                                                                                                                                                     |
|            | (46) |                  | 除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況 | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。   | 次に掲げる各号のいずれかに該当すること。                                                                                                                                                                              |
|            |      |                  |                                 |                            | (一) 増築若しくは改築を行った場合の当該部分、増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が令第137条に定める基準時（以下「基準時」という。）における延べ面積の2分の1を越える増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分において、吹付け石綿等の除去をしていないこと。                            |
|            |      |                  |                                 |                            | (2) 増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を越えない増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしていないこと。                                                      |
|            | (47) |                  | 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況   | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。   | 石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。                                                                                                                                                                |
| 5<br>避難施設等 | (1)  | 令第120条第2項に規定する通路 | 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況          | 設計図書等により確認する。              | 令第120条又は第121条（令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第120条を除く。）の規定に適合しないこと。                                                    |
|            | (2)  | 廊下               | 幅の確保の状況                         | 設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。 | 幅が令第119条の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。                                                                   |
|            | (3)  |                  | 物品の放置の状況                        | 目視により確認する。                 | 避難の支障となる物品が放置されていること。                                                                                                                                                                             |
|            | (4)  | 出入口              | 出入口の確保の状況                       | 目視及び設計図書等により確認する。          | 令第118条、第124条、第125条又は第125条の2（令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第124条第1項第2号を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第124条第1項並びに第125条第1項及び第3項を除く。）の規定に適合しないこと。 |
|            | (5)  |                  | 物品の放置の状況                        | 目視により確認する。                 | 物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。                                                                                                                                                                     |

|      |              |                     |                   |                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                   |
|------|--------------|---------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (6)  | 屋上広場         |                     | 屋上広場の確保の状況        | 目視により確認する。                                                                                            | 令第 126 条の規定に適合しないこと。                                                                                                                                                                              |
| (7)  | 避難上有効なバルコニー  |                     | 避難上有効なバルコニーの確保の状況 | 目視及び設計図書等により確認する。                                                                                     | 令第 121 条の規定に適合しないこと。                                                                                                                                                                              |
| (8)  |              |                     | 手すり等の劣化及び損傷の状況    | 目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。                                                                             | 著しい錆又は腐食があること。                                                                                                                                                                                    |
| (9)  |              |                     | 物品の放置の状況          | 目視により確認する。                                                                                            | 避難に支障となる物品が放置されていること。                                                                                                                                                                             |
| (十)  |              |                     | 避難器具の操作性の確保の状況    | 目視及び作動により確認する。                                                                                        | 避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。                                                                                                                                                                    |
| (11) | 階段           | 階段                  | 直通階段の設置の状況        | 目視及び設計図書等により確認する。                                                                                     | 令第 120 条、第 121 条又は第 122 条（令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第 120 条を除く。）の規定に適合しないこと。                           |
| (12) |              |                     | 幅の確保の状況           | 設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。                                                                            | 令第 23 条、第 24 条又は第 124 条（令第 129 条第 1 項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第 124 条第 1 項第 2 号を除き、令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第 124 条第 1 項を除く。）の規定に適合しないこと。 |
| (13) |              |                     | 手すりの設置の状況         | 目視により確認する。                                                                                            | 令第 25 条の規定に適合しないこと。                                                                                                                                                                               |
| (14) |              |                     | 物品の放置の状況          | 目視により確認する。                                                                                            | 通行に支障となる物品が放置されていること。                                                                                                                                                                             |
| (15) |              |                     | 階段各部の劣化及び損傷の状況    | 目視、触診、設計図書等により確認する。                                                                                   | モルタル等の仕上げ材にひび割れがあること、鋼材に錆又は腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があること等により安全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じていること。                                                                                             |
| (16) | 屋外に設けられた避難階段 | 屋内に設けられた避難階段        | 階段室の構造の状況         | 目視及び設計図書等により確認する。                                                                                     | 令第 123 条第 1 項（令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号及び第六号を除く。）の規定に適合しないこと。                                                                                              |
| (17) |              | 屋内と階段との間の防火区画の確保の状況 | 目視及び設計図書等により確認する。 | 令第 123 条第 2 項（第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第 2 項第 2 号を除く。）の規定に適合しないこと。 |                                                                                                                                                                                                   |
| (18) |              | 開放性の確保の状況           | 目視及び設計図書等により確認する。 | 開放性が阻害されていること。                                                                                        |                                                                                                                                                                                                   |

|  |      |       |        |                                                                        |                                                                        |                                                                                                                                                                                                                |
|--|------|-------|--------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | (19) |       | 特別避難階段 | 令第123条第3項第一号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という。）又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況 | 設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する。                                  | 令第123条第3項（令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号、第2号、第十号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第12号を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号から第三号まで、第十号及び第12号を除く。）の規定に適合しないこと。 |
|  | (20) |       |        | 階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況                                        | 目視及び設計図書等により確認する。                                                      | 排煙設備が設置されていないこと。                                                                                                                                                                                               |
|  | (21) |       |        | 付室等の排煙設備の作動の状況                                                         | 各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。   | 排煙設備が作動しないこと。                                                                                                                                                                                                  |
|  | (22) |       |        | 付室等の外気に向かつて開くことができる窓の状況                                                | 目視及び作動により確認する。                                                         | 外気に向かつて開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。                                                                                                                                                                     |
|  | (23) |       |        | 物品の放置の状況                                                               | 目視により確認する。                                                             | バルコニー又は付室に物品が放置されていること。                                                                                                                                                                                        |
|  | (24) | 排煙設備等 | 防煙壁    | 防煙区画の設置の状況                                                             | 設計図書等により確認する。                                                          | 令第126条の3の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。                             |
|  | (25) |       |        | 防煙壁の劣化及び損傷の状況                                                          | 目視により確認する。                                                             | 防煙壁にき裂、破損、変形等があること。                                                                                                                                                                                            |
|  | (26) |       |        | 可動式防煙壁の作動の状況                                                           | 各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 可動式防煙壁が作動しないこと。                                                                                                                                                                                                |
|  | (27) |       | 排煙設備   | 排煙設備の設置の状況                                                             | 目視及び設計図書等により確認する。                                                      | 令第126条の2の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。                             |
|  | (28) |       |        | 排煙設備の作動の状況                                                             | 各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。   | 排煙設備が作動しないこと。                                                                                                                                                                                                  |

|      |      |         |                   |                                                        |                                                                          |                                            |
|------|------|---------|-------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
|      | (29) |         |                   | 排煙口の維持保全の状況                                            | 目視により確認するとともに、開閉を確認する。                                                   | 排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。              |
|      | (30) | その他の設備等 | 非常用の進入口等          | 非常用の進入口等の設置の状況                                         | 目視及び設計図書等により確認する。                                                        | 令第126条の6又は第126条の7の規定に適合しないこと。              |
|      | (31) |         |                   | 非常用の進入口等の維持保全の状況                                       | 目視により確認する。                                                               | 物品が放置され進入に支障があること。                         |
|      | (32) |         | 非常用エレベーター         | 令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー(以下単に「乗降ロビー」という。)の構造及び面積の確保の状況 | 目視及び設計図書等により確認する。                                                        | 令第129条の13の3第3項の規定に適合しないこと。                 |
|      | (33) |         |                   | 昇降路又は乗降ロビー(以下「乗降ロビー等」という。)の排煙設備の設置の状況                  | 目視及び設計図書等により確認する。                                                        | 排煙設備が設置されていないこと。                           |
|      | (34) |         |                   | 乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況                                      | 各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。     | 排煙設備が作動しないこと。                              |
|      | (25) |         |                   | 乗降ロビー等の外気に向かつて開くことができる窓の状況                             | 目視により確認するとともに、開閉を確認する。                                                   | 外気に向かつて開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。 |
|      | (36) |         |                   | 物品の放置の状況                                               | 目視により確認する。                                                               | 乗降ロビーに物品が放置されていること。                        |
|      | (37) |         |                   | 非常用エレベーターの作動の状況                                        | 非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。      | 非常用エレベーターが作動しないこと。                         |
|      | (38) |         | 非常用の照明装置          | 非常用の照明装置の設置の状況                                         | 目視及び設計図書等により確認する。                                                        | 令第126条の4の規定に適合しないこと。                       |
|      | (39) |         |                   | 非常用の照明装置の作動の状況                                         | 各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 非常用の照明装置が作動しないこと。                          |
|      | (40) |         |                   | 照明の妨げとなる物品の放置の状況                                       | 目視により確認する。                                                               | 照明の妨げとなる物品が放置されていること。                      |
| 六その他 | (1)  | 特殊な構造等  | 膜構造建築物の膜体、取付部材等   | 膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況                                     | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。  | 膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。                  |
|      | (2)  |         |                   | 膜張力及びケーブル張力の状況                                         | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。  | 膜張力又はケーブル張力が低下していること。                      |
|      | (3)  |         | 免震構造建築物の免震層及び免震装置 | 免震装置の劣化及び損傷の状況(免震装置が可視状態にある場合に限る。)                     | 目視により確認するとともに、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。                      | 鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。                        |

|  |     |      |                    |                          |                                                          |                                         |
|--|-----|------|--------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
|  | (4) |      |                    | 上部構造の可動の状況               | 目視により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。 | 上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること。    |
|  | (5) | 避雷設備 |                    | 避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況      | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。                                 | 避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。              |
|  | (6) | 煙突   | 建築物に設ける煙突          | 煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況 | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。                                 | 煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。      |
|  | (7) |      |                    | 付帯金物の劣化及び損傷の状況           | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。                                 | 付帯金物に著しい錆、腐食等があること。                     |
|  | (8) |      | 令第138条第1項第一号に掲げる煙突 | 煙突本体の劣化及び損傷の状況           | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。                                 | 煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること。 |
|  | (9) |      |                    | 付帯金物の劣化及び損傷の状況           | 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。                                 | アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。            |



別記（Ａ４）

調査結果表

|              |          |     |       |  |  |
|--------------|----------|-----|-------|--|--|
| 当該調査に関与した調査者 |          | 氏 名 | 調査者番号 |  |  |
|              | 代表となる調査者 |     |       |  |  |
|              | その他の調査者  |     |       |  |  |

| 番号   | 調 査 項 目             |                                             | 指摘なし                                           | 調査結果 |            | 担当調査者番号 |
|------|---------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------|------|------------|---------|
|      |                     |                                             |                                                | 要是正  | 既 存<br>不適格 |         |
| 1    | 敷地及び地盤              |                                             |                                                |      |            |         |
| (1)  | 地盤                  | 地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況                           |                                                |      |            |         |
| (2)  | 敷地                  | 敷地内の排水の状況                                   |                                                |      |            |         |
| (3)  | 敷地内の通路              | 敷地内の通路の確保の状況                                |                                                |      |            |         |
| (4)  |                     | 有効幅員の確保の状況                                  |                                                |      |            |         |
| (5)  | 塀                   | 敷地内の通路の支障物の状況                               |                                                |      |            |         |
| (6)  |                     | 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況             |                                                |      |            |         |
| (7)  |                     | 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況           |                                                |      |            |         |
| (8)  | 擁壁                  | 擁壁の劣化及び損傷の状況                                |                                                |      |            |         |
| (9)  |                     | 擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況                           |                                                |      |            |         |
| 2    | 建築物の外部              |                                             |                                                |      |            |         |
| (1)  | 基礎                  | 基礎の沈下等の状況                                   |                                                |      |            |         |
| (2)  |                     | 基礎の劣化及び損傷の状況                                |                                                |      |            |         |
| (3)  | 土台（木造に限る。）          | 土台の沈下等の状況                                   |                                                |      |            |         |
| (4)  |                     | 土台の劣化及び損傷の状況                                |                                                |      |            |         |
| (5)  | 外 壁                 | 躯体等                                         | 外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況              |      |            |         |
| (6)  |                     |                                             | 木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況                              |      |            |         |
| (7)  |                     |                                             | 組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況                             |      |            |         |
| (8)  |                     |                                             | 補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況                   |      |            |         |
| (9)  |                     |                                             | 鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況                             |      |            |         |
| (10) |                     |                                             | 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況          |      |            |         |
| (11) | 外装仕上げ材等             |                                             | タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況        |      |            |         |
| (12) |                     |                                             | 乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況                      |      |            |         |
| (13) |                     |                                             | 金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況                       |      |            |         |
| (14) |                     |                                             | コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況                   |      |            |         |
| (15) | 窓サッシ等               |                                             | サッシ等の劣化及び損傷の状況                                 |      |            |         |
| (16) |                     |                                             | はめ殺し窓のガラスの固定の状況                                |      |            |         |
| (17) | 外壁に緊結された広告板、空調室外機等  |                                             | 機器本体の劣化及び損傷の状況                                 |      |            |         |
| (18) |                     |                                             | 支持部分等の劣化及び損傷の状況                                |      |            |         |
| 3    | 屋上及び屋根              |                                             |                                                |      |            |         |
| (1)  | 屋上面                 | 屋上面の劣化及び損傷の状況                               |                                                |      |            |         |
| (2)  | 屋上周り（屋上面を除く。）       |                                             | バラバットの立上り面の劣化及び損傷の状況                           |      |            |         |
| (3)  |                     |                                             | 笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況                              |      |            |         |
| (4)  |                     |                                             | 金属笠木の劣化及び損傷の状況                                 |      |            |         |
| (5)  |                     |                                             | 排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況                        |      |            |         |
| (6)  | 屋根（屋上面を除く。）         | 屋根の防火対策の状況                                  |                                                |      |            |         |
| (7)  |                     | 屋根の劣化及び損傷の状況                                |                                                |      |            |         |
| (8)  | 機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等） | 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況                     |                                                |      |            |         |
| (9)  |                     | 支持部分等の劣化及び損傷の状況                             |                                                |      |            |         |
| 4    | 建築物の内部              |                                             |                                                |      |            |         |
| (1)  | 防火区画                | 令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況                |                                                |      |            |         |
| (2)  |                     | 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況 |                                                |      |            |         |
| (3)  |                     | 令第112条第18項に規定する区画の状況                        |                                                |      |            |         |
| (4)  | 壁の室内に面する部分          | 防火区画の外周部                                    | 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況      |      |            |         |
| (5)  |                     |                                             | 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況  |      |            |         |
| (6)  |                     | 躯体等                                         | 木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況                     |      |            |         |
| (7)  |                     |                                             | 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況                    |      |            |         |
| (8)  |                     |                                             | 補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況          |      |            |         |
| (9)  |                     |                                             | 鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況                    |      |            |         |
| (10) |                     |                                             | 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 |      |            |         |
| (11) |                     | 耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画                        | 準耐火性能等の確保の状況                                   |      |            |         |



|                |                                      |                                 |                                                                             |  |  |  |  |
|----------------|--------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|
| (12)           |                                      | を構成する壁等に限る。)                    | 部材の劣化及び損傷の状況                                                                |  |  |  |  |
| (13)           |                                      |                                 | 鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況                                                           |  |  |  |  |
| (14)           |                                      |                                 | 給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況                                            |  |  |  |  |
| (15)           |                                      | 令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁          | 令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況                                                   |  |  |  |  |
| (16)           |                                      | 令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分   | 室内に面する部分の仕上りの維持保全の状況                                                        |  |  |  |  |
| (17)           | 床                                    | 躯体等                             | 木造の床躯体の劣化及び損傷の状況                                                            |  |  |  |  |
| (18)           |                                      |                                 | 鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況                                                           |  |  |  |  |
| (19)           |                                      |                                 | 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況                                        |  |  |  |  |
| (20)           |                                      | 耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。) | 準耐火性能等の確保の状況                                                                |  |  |  |  |
| (21)           |                                      |                                 | 部材の劣化及び損傷の状況                                                                |  |  |  |  |
| (22)           |                                      |                                 | 給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況                                            |  |  |  |  |
| (23)           | 天井                                   | 令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分  | 室内に面する部分の仕上りの維持保全の状況                                                        |  |  |  |  |
| (24)           |                                      |                                 | 室内に面する部分の仕上りの劣化及び損傷の状況                                                      |  |  |  |  |
| (25)           |                                      | 特定天井                            | 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況                                                          |  |  |  |  |
| (26)           | 防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸 |                                 | 区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況                                                        |  |  |  |  |
| (27)           |                                      |                                 | 居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況                         |  |  |  |  |
| (28)           |                                      |                                 | 昭和48年建設省告示第2563号第1第1号に規定する基準への適合の状況                                         |  |  |  |  |
| (29)           |                                      |                                 | 防火扉又は戸の開放方向                                                                 |  |  |  |  |
| (30)           |                                      |                                 | 常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況                                                      |  |  |  |  |
| (31)           |                                      |                                 | 常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況                                                           |  |  |  |  |
| (32)           |                                      |                                 | 常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況                                                |  |  |  |  |
| (33)           |                                      |                                 | 常閉防火扉等の固定の状況                                                                |  |  |  |  |
| (34)           | 照明器具、懸垂物等                            |                                 | 照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況                                                         |  |  |  |  |
| (35)           |                                      |                                 | 防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況                                                |  |  |  |  |
| (36)           | 警報設備                                 |                                 | 警報設備の設置の状況                                                                  |  |  |  |  |
| (37)           |                                      |                                 | 警報設備の劣化及び損傷の状況                                                              |  |  |  |  |
| (38)           | 居室の採光及び換気                            |                                 | 採光のための開口部の面積の確保の状況                                                          |  |  |  |  |
| (39)           |                                      |                                 | 採光の妨げとなる物品の放置の状況                                                            |  |  |  |  |
| (40)           |                                      |                                 | 換気のための開口部の面積の確保の状況                                                          |  |  |  |  |
| (41)           |                                      |                                 | 換気設備の設置の状況                                                                  |  |  |  |  |
| (42)           |                                      |                                 | 換気設備の作動の状況                                                                  |  |  |  |  |
| (43)           |                                      |                                 | 換気への妨げとなる物品の放置の状況                                                           |  |  |  |  |
| (44)           | 石綿等を添加した建築材料                         |                                 | 吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況 |  |  |  |  |
| (45)           |                                      |                                 | 吹付け石綿等の劣化の状況                                                                |  |  |  |  |
| (46)           |                                      |                                 | 除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況                                             |  |  |  |  |
| (47)           |                                      |                                 | 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況                                               |  |  |  |  |
| <b>5 避難施設等</b> |                                      |                                 |                                                                             |  |  |  |  |
| (1)            | 令第120条第2項に規定する通路                     |                                 | 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況                                                      |  |  |  |  |
| (2)            | 廊下                                   |                                 | 幅員の確保の状況                                                                    |  |  |  |  |
| (3)            |                                      |                                 | 物品の放置の状況                                                                    |  |  |  |  |
| (4)            | 出入口                                  |                                 | 出入口の確保の状況                                                                   |  |  |  |  |
| (5)            |                                      |                                 | 物品の放置の状況                                                                    |  |  |  |  |
| (6)            | 屋上広場                                 |                                 | 屋上広場の確保の状況                                                                  |  |  |  |  |
| (7)            | 避難上有効なバルコニー                          |                                 | 避難上有効なバルコニーの確保の状況                                                           |  |  |  |  |
| (8)            |                                      |                                 | 手すり等の劣化及び損傷の状況                                                              |  |  |  |  |
| (9)            |                                      |                                 | 物品の放置の状況                                                                    |  |  |  |  |
| (10)           |                                      |                                 | 避難器具の操作性の確保の状況                                                              |  |  |  |  |
| (11)           | 階段                                   | 階段                              | 直通階段の設置の状況                                                                  |  |  |  |  |
| (12)           |                                      |                                 | 幅員の確保の状況                                                                    |  |  |  |  |
| (13)           |                                      |                                 | 手すりの設置の状況                                                                   |  |  |  |  |
| (14)           |                                      |                                 | 物品の放置の状況                                                                    |  |  |  |  |
| (15)           |                                      |                                 | 階段各部の劣化及び損傷の状況                                                              |  |  |  |  |
| (16)           |                                      | 屋内に設けられた避難階段                    | 階段室の構造の確保の状況                                                                |  |  |  |  |
| (17)           |                                      | 屋外に設けられた避難階段                    | 屋内と階段との間の防火区画の確保の状況                                                         |  |  |  |  |
| (18)           |                                      |                                 | 開放性の確保の状況                                                                   |  |  |  |  |
| (19)           |                                      | 特別避難階段                          | バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況                                                      |  |  |  |  |
| (20)           |                                      |                                 | 付室等の排煙設備の設置の状況                                                              |  |  |  |  |
| (21)           |                                      |                                 | 付室等の排煙設備の作動の状況                                                              |  |  |  |  |
| (22)           |                                      |                                 | 付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況                                                     |  |  |  |  |
| (23)           |                                      |                                 | 物品の放置の状況                                                                    |  |  |  |  |
| (24)           | 排煙                                   | 防煙壁                             | 防煙区画の設置の状況                                                                  |  |  |  |  |
| (25)           |                                      |                                 | 防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況                                                             |  |  |  |  |

|                                                              |         |                    |                                    |          |  |  |  |
|--------------------------------------------------------------|---------|--------------------|------------------------------------|----------|--|--|--|
| (26)                                                         | 設備等     |                    | 可動式防煙垂れ壁の作動の状況                     |          |  |  |  |
| (27)                                                         |         | 排煙設備               | 排煙設備の設置の状況                         |          |  |  |  |
| (28)                                                         |         |                    | 排煙設備の作動の状況                         |          |  |  |  |
| (29)                                                         |         |                    | 自然排煙口の維持保全の状況                      |          |  |  |  |
| (30)                                                         | その他の設備等 | 非常用の進入口等           | 非常用の進入口等の設置の状況                     |          |  |  |  |
| (31)                                                         |         |                    | 非常用の進入口等の維持保全の状況                   |          |  |  |  |
| (32)                                                         |         | 非常用エレベーター          | 乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況                 |          |  |  |  |
| (33)                                                         |         |                    | 乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況                  |          |  |  |  |
| (34)                                                         |         |                    | 乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況                  |          |  |  |  |
| (35)                                                         |         |                    | 乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況       |          |  |  |  |
| (36)                                                         |         |                    | 物品の放置の状況                           |          |  |  |  |
| (37)                                                         |         |                    | 非常用エレベーターの作動の状況                    |          |  |  |  |
| (38)                                                         |         | 非常用の照明装置           | 非常用の照明装置の設置の状況                     |          |  |  |  |
| (39)                                                         |         |                    | 非常用の照明装置の作動の状況                     |          |  |  |  |
| (40)                                                         |         |                    | 照明の妨げとなる物品の放置の状況                   |          |  |  |  |
| 6 その他                                                        |         |                    |                                    |          |  |  |  |
| (1)                                                          | 特殊な構造等  | 膜構造建築物の膜体、取付部材等    | 膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況                 |          |  |  |  |
| (2)                                                          |         |                    | 膜張力及びケーブル張力の状況                     |          |  |  |  |
| (3)                                                          |         | 免震構造建築物の免震層及び免震装置  | 免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。） |          |  |  |  |
| (4)                                                          |         |                    | 上部構造の可動の状況                         |          |  |  |  |
| (5)                                                          | 避雷設備    |                    | 避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況                |          |  |  |  |
| (6)                                                          | 煙突      | 建築物に設ける煙突          | 煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況           |          |  |  |  |
| (7)                                                          |         |                    | 付帯金物の劣化及び損傷の状況                     |          |  |  |  |
| (8)                                                          |         | 令第138条第1項第1号に掲げる煙突 | 煙突本体の劣化及び損傷の状況                     |          |  |  |  |
| (9)                                                          |         |                    | 付帯金物の劣化及び損傷の状況                     |          |  |  |  |
| 7 上記以外の調査項目                                                  |         |                    |                                    |          |  |  |  |
|                                                              |         |                    |                                    |          |  |  |  |
|                                                              |         |                    |                                    |          |  |  |  |
|                                                              |         |                    |                                    |          |  |  |  |
| その他確認事項                                                      |         |                    |                                    |          |  |  |  |
| 法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無                                  |         |                    |                                    |          |  |  |  |
| <input type="checkbox"/> 有（    階） <input type="checkbox"/> 無 |         |                    |                                    |          |  |  |  |
| 特記事項                                                         |         |                    |                                    |          |  |  |  |
| 番号                                                           | 調査項目    | 指摘の具体的内容等          | 改善策の具体的内容等                         | 改善（予定）年月 |  |  |  |
|                                                              |         |                    |                                    |          |  |  |  |
|                                                              |         |                    |                                    |          |  |  |  |
|                                                              |         |                    |                                    |          |  |  |  |
|                                                              |         |                    |                                    |          |  |  |  |
|                                                              |         |                    |                                    |          |  |  |  |

- (注意)
- ① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
  - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
  - ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
  - ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
  - ⑤ 「調査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
  - ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
  - ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
  - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
  - ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
  - ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
  - ⑪ 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
  - ⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（    ）書きで記入してください。
  - ⑬ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
  - ⑭ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

調 査 結 果 図

|                                                          |            |                    |
|----------------------------------------------------------|------------|--------------------|
| 注）配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。 | 番号         | 調査項目               |
|                                                          | 1          | 敷地及び地盤             |
|                                                          | (1)        | 地盤                 |
|                                                          | (2)        | 敷地                 |
|                                                          | (3)から(5)   | 敷地内の通路             |
|                                                          | (6)から(7)   | 塀等                 |
|                                                          | (8)から(9)   | 擁壁                 |
|                                                          | 2          | 建築物の外部             |
|                                                          | (1)から(2)   | 基礎                 |
|                                                          | (3)から(4)   | 土台（木造に限る。）         |
|                                                          | (5)から(18)  | 外壁                 |
|                                                          | 3          | 屋上及び屋根             |
|                                                          | (1)        | 屋上面の状況             |
|                                                          | (2)から(5)   | 屋上周りの状況（屋上面を除く。）   |
|                                                          | (6)から(7)   | 屋根（屋上面を除く。）        |
|                                                          | (8)から(9)   | 機器及び工作物（冷却等設備、等）   |
|                                                          | 4          | 建築物の内部             |
|                                                          | (1)から(5)   | 防火区画               |
|                                                          | (6)から(16)  | 壁の室内に面する部分         |
|                                                          | (17)から(22) | 床                  |
|                                                          | (23)から(25) | 天井                 |
|                                                          | (26)から(33) | 防火設備               |
|                                                          | (34)から(35) | 照明器具、懸垂物等          |
|                                                          | (36)から(37) | 警報設備               |
|                                                          | (38)から(41) | 居室の採光及び換気          |
|                                                          | (42)から(47) | 石綿等を添加した建築材料       |
|                                                          | 5          | 避難施設等              |
|                                                          | (1)        | 令第120条第 2 項に規定する通路 |
|                                                          | (2)から(3)   | 廊下                 |
|                                                          | (4)から(5)   | 出入口                |
|                                                          | (6)        | 屋上広場               |
|                                                          | (7)から(10)  | 避難上有効なバルコニー        |
|                                                          | (11)から(23) | 階段                 |
|                                                          | (24)から(29) | 排煙設備等              |
|                                                          | (30)から(40) | その他の設備等            |
|                                                          | 6          | その他                |
|                                                          | (1)から(4)   | 特殊な構造等             |
|                                                          | (5)        | 避雷設備               |
|                                                          | (6)から(9)   | 煙突                 |
|                                                          | 7          | 上記以外の調査項目          |
|                                                          |            |                    |
|                                                          |            |                    |
|                                                          |            |                    |

関係写真

| 部位   | 番号 | 調査項目 | 調査結果                                                      |
|------|----|------|-----------------------------------------------------------|
|      |    |      | <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他 |
| 写真貼付 |    | 特記事項 |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |

| 部位   | 番号 | 調査項目 | 調査結果                                                      |
|------|----|------|-----------------------------------------------------------|
|      |    |      | <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他 |
| 写真貼付 |    | 特記事項 |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |
|      |    |      |                                                           |

- (注意)
- ① この書類は、調査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
  - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
  - ③ 「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。
  - ④ 「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

平成 28 年 1 月 21 日国土交通省告示第 240 号

定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件

平成 28 年 1 月 21 日 国土交通省告示第 240 号  
改正 令和元年 6 月 21 日 国土交通省告示第 200 号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第16条第1項の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物を第1に、同条第3項第1号の規定に基づき、定期報告を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない昇降機を第2に、及び同項第2号の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備を第3に定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第16条第1項に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第1（い）欄1項から4項までに掲げる用途に供しないものを除く。）以外のものとする。

- 一 地階又は3階以上の階を法別表第一（い）欄1項に掲げる用途（屋外観覧場を除く。）に供する建築物（地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のもの（以下「特定規模建築物」という。）を除く。）及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が200㎡以上の建築物
- 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの
- 三 地階又は3階以上の階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。第3第2号において同じ。）、ホテル又は旅館の用途に供する建築物（特定規模建築物を除く。）及び当該用途に供する2階の部分（病院又は診療所にあつては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が300㎡以上の建築物
- 四 地階又は3階以上の階を次項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物（特定規模建築物を除く。）及び当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物
- 五 3階以上の階を法別表第一（い）欄項3に掲げる用途（学校又は学校に附属する体育館その他これに類する用途を除く。）に供する建築物（特定規模建築物を除く。）及び当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物
- 六 地階又は3階以上の階を法別表第一（い）欄4項に掲げる用途に供する建築物（特定規模建築物を除く。）、当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物及び当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物

2 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。

- 一 共同住宅及び寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第五条の2第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
- 二 助産施設、乳児院及び障害児入所施設
- 三 助産所
- 四 盲導犬訓練施設
- 五 救護施設及び更生施設
- 六 老人短期入所施設その他これに類するもの
- 七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム
- 八 母子保健施設
- 九 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援

を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)

第2 令第16条第3項第1号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 籠が住戸内のみを昇降するもの
- 二 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第138号)第12条第1項第六号に規定するエレベーター
- 三 小荷物専用昇降機で、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いもの

第3 令第16条第3項第2号に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備は、次に掲げる建築物に設ける随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。)以外のものとする。

- 一 第1第1項各号に掲げる建築物(避難階以外の階を法別表第一(い)欄1項から4項までに掲げる用途に供しないものを除く。)
- 2 病院、診療所又は第1第2項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える建築物

附 則(平成28年1月21日 国土交通省告示第240号)

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(令和元年6月21日 国土交通省告示第200号)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年6月25日)から施行する。

平成 28 年 5 月 2 日国土交通省告示第 723 号

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

平成 28 年 5 月 2 日 国土交通省告示第 723 号  
改正 令和元年 6 月 21 日 国土交通省告示第 200 号  
改正 令和 2 年 4 月 1 日 国土交通省告示第 508 号

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 6 条第 2 項及び第 3 項並びに第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、防火設備について建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 3 項に規定する検査及び同条第 4 項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第 1 定期検査等は、施行規則第 6 条第 2 項及び第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる事項（ただし、法第 12 条第 4 項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表(は)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

- 一 防火扉 別表第一
- 二 防火シャッター 別表第二
- 三 耐火クロススクリーン 別表第三
- 四 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（以下「ドレンチャー等」という。）別表第四

2 前項の規定にかかわらず、法第 68 条の 25 第 1 項又は法第 68 条の 26 第 1 項に規定する認定を受けた構造方法を用いた防火設備に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第 10 条の 5 の 21 第 1 項第三号に規定する図書若しくは同条第 3 項に規定する評価書又は施行規則第 10 条の 5 の 23 第 1 項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

第 2 防火設備の検査結果表は、施行規則第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の各号に掲げる防火設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 防火扉 別記第一号
- 二 防火シャッター 別記第二号
- 三 耐火クロススクリーン 別記第三号
- 四 ドレンチャー等 別記第四号

附 則（平成 28 年 5 月 8 日 国土交通省告示第 723 号）

この告示は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 21 日 国土交通省告示第 200 号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年 6 月 25 日）から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日 国土交通省告示第 508 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する

| 別表第 1 |           |                     |                   |                                                                                                                                           |                                                                                                                                      |
|-------|-----------|---------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | (い) 検査項目  |                     | (ろ) 検査事項          | (は) 検査方法                                                                                                                                  | (に) 判定基準                                                                                                                             |
| (1)   | 防火扉       | 設置場所の周囲状況           | 閉鎖の障害となる物品の放置の状況  | 目視により確認する。                                                                                                                                | 物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること。                                                                                                       |
| (2)   |           | 扉、枠及び金物             | 扉の取付けの状況          | 目視又は触診により確認する。                                                                                                                            | 取付けが堅固でないこと。                                                                                                                         |
| (3)   |           |                     | 扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況 | 目視により確認する。                                                                                                                                | 変形、損傷又は著しい腐食があること。                                                                                                                   |
| (4)   |           | 危害防止装置              | 作動の状況             | 扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。                                                                     | 運動エネルギーが 10 ジュールを超えること又は閉鎖力が 150 ニュートンを超えること。                                                                                        |
| (5)   | 連動機構      | 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器 | 設置位置              | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。                                                                                                         | 煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第 2 号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第 2 号ニ(2)イ及び(3)に掲げる場所に設けていないこと。 |
| (6)   |           |                     | 感知の状況             | 16 の項又は 17 の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。                      | 適正な時間内に感知しないこと。                                                                                                                      |
| (7)   |           | 温度ヒューズ装置            | 設置の状況             | 目視により確認する。                                                                                                                                | 温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。                                                                      |
| (8)   |           | 連動制御器               | スイッチ類及び表示灯の状況     | 目視により確認する。                                                                                                                                | スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。                                                                                                          |
| (9)   |           |                     | 結線接続の状況           | 目視又は触診により確認する。                                                                                                                            | 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。                                                                                                               |
| (10)  |           |                     | 接地の状況             | 回路計、ドライバー等により確認する。                                                                                                                        | 接地線が接地端子に緊結されていないこと。                                                                                                                 |
| (11)  |           |                     | 予備電源への切り替えの状況     | 常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。                                                                                                                      | 自動的に予備電源に切り替わらないこと。                                                                                                                  |
| (12)  |           | 連動機構用予備電源           | 劣化及び損傷の状況         | 目視により確認する。                                                                                                                                | 変形、損傷又は著しい腐食があること。                                                                                                                   |
| (13)  |           |                     | 容量の状況             | 予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。                                                                                                               | 容量が不足していること。                                                                                                                         |
| (14)  |           | 自動閉鎖装置              | 設置の状況             | 目視又は触診により確認する。                                                                                                                            | 取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。                                                                                                    |
| (15)  |           |                     | 再ロック防止機構の作動の状況    | 閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。                                                                                    | 防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。                                                                                                                    |
| (16)  | 総合的な作動の状況 |                     | 防火扉の閉鎖の状況         | 煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉（17 の項の点検が行われ るものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 | 防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。                                                                                   |



|      |  |                                                                           |                                                                            |                                                                        |
|------|--|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| (17) |  | 防火区画（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況 | 当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。 | 防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。 |
|------|--|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|

| 別表第2 |         |                                             |                                          |                                                                                                                   |                                                                          |
|------|---------|---------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
|      | (い)検査項目 |                                             | (ろ)検査事項                                  | (は)検査方法                                                                                                           | (に)判定基準                                                                  |
| (1)  | 防火シャッター | 設置場所の周囲状況                                   | 閉鎖の障害となる物品の放置の状況                         | 目視により確認する。                                                                                                        | 物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること。                                       |
| (2)  |         | 駆動装置((2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。) | 軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況           | 目視、聴診又は触診により確認する。                                                                                                 | 取付けが堅固でないこと。                                                             |
| (3)  |         |                                             | スプロケットの設置の状況                             | 目視により確認する。                                                                                                        | 巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。                                             |
| (4)  |         |                                             | 軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況 | 目視、聴診又は触診により確認する。                                                                                                 | 変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。                                             |
| (5)  |         |                                             | ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況                | 目視、聴診又は触診により確認する。                                                                                                 | 腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。                          |
| (6)  |         |                                             | カーテン部                                    | スラット及び座板の劣化等の状況                                                                                                   | 防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。                                                   |
| (7)  |         | 吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況                          |                                          | 目視又は触診により確認する。                                                                                                    | 変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。                                 |
| (8)  |         | ケース                                         | 劣化及び損傷の状況                                | 目視により確認する。                                                                                                        | ケースに外れがあること。                                                             |
| (9)  |         | まぐさ及びガイドレール                                 | 劣化及び損傷の状況                                | 目視により確認する。                                                                                                        | まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。              |
| (10) |         | 危害防止装置                                      | 危害防止用連動中継器の配線の状況                         | 目視により確認する。                                                                                                        | 劣化、損傷又は脱落があること。                                                          |
| (11) |         |                                             | 危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況                    | 目視により確認する。                                                                                                        | 変形、損傷又は著しい腐食があること。                                                       |
| (12) |         |                                             | 危害防止装置用予備電源の容量の状況                        | 予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。                                                                                       | 容量が不足していること。                                                             |
| (13) |         |                                             | 座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況                     | 目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。                                                                  | 変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。                                 |
| (14) |         |                                             | 作動の状況                                    | 防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その | 運動エネルギーが10ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5センチメートルを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。 |

|      |           |                     |                                                  |                                                                                                                                                    |                                                                                                                                             |
|------|-----------|---------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |           |                     |                                                  | 作動を解除し、防火シャッターが再 降下することを確認する。                                                                                                                      |                                                                                                                                             |
| (15) | 連動機構      | 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器 | 設置位置                                             | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。                                                                                                                  | 煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第 2 号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第 2 号ニ(2) (i) 及び (ii) に掲げる場所に設けていないこと。 |
| (16) |           |                     | 感知の状況                                            | 26 の項又は 27 の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することて足りる。                              | 適正な時間内に感知しないこと。                                                                                                                             |
| (17) |           | 温度ヒューズ装置            | 設置の状況                                            | 目視により確認する。                                                                                                                                         | 温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。                                                                             |
| (18) |           | 連動制御器               | スイッチ類及び表示灯の状況                                    | 目視により確認する。                                                                                                                                         | スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。                                                                                                                 |
| (19) |           |                     | 結線接続の状況                                          | 目視又は触診により確認する。                                                                                                                                     | 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。                                                                                                                      |
| (20) |           |                     | 接地の状況                                            | 回路計、ドライバー等により確認する。                                                                                                                                 | 接地線が接地端子に緊結されていないこと。                                                                                                                        |
| (21) |           |                     | 予備電源への切り替えの状況                                    | 常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。                                                                                                                               | 自動的に予備電源に切り替わらないこと。                                                                                                                         |
| (22) |           | 連動機構用予備電源           | 劣化及び損傷の状況                                        | 目視により確認する。                                                                                                                                         | 変形、損傷又は著しい腐食があること。                                                                                                                          |
| (23) |           |                     | 容量の状況                                            | 予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。                                                                                                                        | 容量が不足していること。                                                                                                                                |
| (24) |           | 自動閉鎖装置              | 設置の状況                                            | 目視又は触診により確認する。                                                                                                                                     | 取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。                                                                                                           |
| (25) |           | 手動閉鎖装置              | 設置の状況                                            | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。                                                                                                                  | 速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。                                                   |
| (26) | 総合的な作動の状況 |                     | 防火シャッターの閉鎖の状況                                    | 煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター（二十七の項の点 検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替え た状態で作動の状況を確認する。 | 防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。                                                                                      |
| (27) |           |                     | 防火区画（令第 112 条第 11 項から第 13 項までの規定による区画に限る。）の形成の状況 | 当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。                                                                     | 防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。                                                                     |

| 別表第 3 |          |          |          |            |                     |
|-------|----------|----------|----------|------------|---------------------|
|       | (イ) 検査項目 | (ロ) 検査事項 | (ハ) 検査方法 | (ニ) 判定基準   |                     |
| (1)   | 耐        | 設置場所     | 閉鎖の障害となる | 目視により確認する。 | 物品が放置されていることにより耐火クロ |

|      |                                                                                    |                     |                                                                           |                                                     |                                                                                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 火クロススクリーン                                                                          | の周囲状況               | 物品の放置の状況                                                                  |                                                     | スクリーンの閉鎖に支障があること。                                                                                                                                  |
| (2)  |                                                                                    | 駆動装置                | ローラチェーンの劣化及び損傷の状況                                                         | 目視、聴診又は触診により確認する。                                   | 腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。                                                                                                    |
| (3)  |                                                                                    | カーテン部               | 耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況                                                       | 耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。                           | 変形、損傷又は著しい腐食があること。                                                                                                                                 |
| (4)  |                                                                                    |                     | 吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況                                                        | 目視又は触診により確認する。                                      | 変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。                                                                                                           |
| (5)  |                                                                                    | ケース                 | 劣化及び損傷の状況                                                                 | 目視により確認する。                                          | ケースに外れがあること。                                                                                                                                       |
| (6)  |                                                                                    | まぐさ及びガイドレール         | 劣化及び損傷の状況                                                                 | 目視により確認する。                                          | まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。                                                                                        |
| (7)  |                                                                                    | 危害防止装置              | 危害防止用連動中継器の配線の状況                                                          | 目視により確認する。                                          | 劣化、損傷又は脱落があること。                                                                                                                                    |
| (8)  |                                                                                    |                     | 危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況                                                     | 目視により確認する。                                          | 変形、損傷又は著しい腐食があること。                                                                                                                                 |
| (9)  |                                                                                    |                     | 危害防止装置用予備電源の容量の状況                                                         | 予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。                         | 容量が不足していること。                                                                                                                                       |
| (10) |                                                                                    |                     | 座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況                                                      | 目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。 | 変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。                                                                                                        |
| (11) |                                                                                    |                     | 作動の状況                                                                     | イ 巻取り式                                              | 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。 |
|      | ロ バランス式                                                                            |                     |                                                                           |                                                     |                                                                                                                                                    |
|      | 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュブルゲージ等により閉鎖力を測定する。 |                     |                                                                           |                                                     |                                                                                                                                                    |
|      |                                                                                    |                     |                                                                           |                                                     |                                                                                                                                                    |
| (12) | 連動機構                                                                               | 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器 | 設置位置                                                                      | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。                   | 煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第 2 号二(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第 2 号二(2) (i) 及び (ii) に掲げる場所に設けていないこと。        |
| (13) |                                                                                    | 感知の状況               | 22 の項又は 23 の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験                             | 適正な時間内に感知しないこと。                                     |                                                                                                                                                    |
|      |                                                                                    |                     | 験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 |                                                     |                                                                                                                                                    |
| (14) | 連動制御                                                                               | スイッチ類及び表            | 目視により確認する。                                                                | スイッチ類に破損があること又は表示灯が                                 |                                                                                                                                                    |

|      |           |                                            |                                                                                                                                         |                                   |                                                                                           |
|------|-----------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |           | 器                                          | 示灯の状況                                                                                                                                   |                                   | 点灯しないこと。                                                                                  |
| (15) |           |                                            | 結線接続の状況                                                                                                                                 | 目視又は触診により確認する。                    | 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。                                                                    |
| (16) |           |                                            | 接地の状況                                                                                                                                   | 回路計、ドライバー等により確認する。                | 接地線が接地端子に緊結されていないこと。                                                                      |
| (17) |           |                                            | 予備電源への切り替えの状況                                                                                                                           | 常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。              | 自動的に予備電源に切り替わらないこと。                                                                       |
| (18) |           | 連動機構用予備電源                                  | 劣化及び損傷の状況                                                                                                                               | 目視により確認する。                        | 変形、損傷又は著しい腐食があること。                                                                        |
| (19) |           |                                            | 容量の状況                                                                                                                                   | 予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。       | 容量が不足していること。                                                                              |
| (20) |           | 自動閉鎖装置                                     | 設置の状況                                                                                                                                   | 目視又は触診により確認する。                    | 取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。                                                         |
| (21) |           | 手動閉鎖装置                                     | 設置の状況                                                                                                                                   | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。 | 速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。 |
| (22) | 総合的な作動の状況 | 耐火クロススクリーンの閉鎖の状況                           | 煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン（23の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 |                                   | 耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。                                 |
| (23) |           | 防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況 | 当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。                                                       |                                   | 耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。               |

| 別表第4 |                                                     |                       |                  |                                                               |                                              |
|------|-----------------------------------------------------|-----------------------|------------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
|      | (い)検査項目                                             |                       | (ろ)検査事項          | (は)検査方法                                                       | (に)判定基準                                      |
| (1)  | トレンチャー等                                             | 設置場所の周囲状況             | 作動の障害となる物品の放置の状況 | 目視により確認する。                                                    | 物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること。           |
| (2)  |                                                     | 散水ヘッド                 | 散水ヘッドの設置の状況      | 目視により確認する。                                                    | 水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。 |
| (3)  |                                                     | 開閉弁                   | 開閉弁の状況           | 目視により確認する。                                                    | 変形、損傷又は著しい腐食があること。                           |
| (4)  |                                                     | 排水設備                  | 排水の状況            | 次に掲げる方法のいずれかによる。                                              | 排水が正常に行われないこと。                               |
|      |                                                     |                       |                  | イイ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視により確認する。                |                                              |
|      | ロロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。 |                       |                  |                                                               |                                              |
| (5)  | 水源                                                  | 貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況 | 目視により確認する。       | 変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。 |                                              |
| (6)  |                                                     | 給水装置の状況               | 目視により確認する。       | 変形、損傷又は著しい腐食があること。                                            |                                              |

|      |      |                                         |                            |                                                                                                                   |                                                                                                                        |
|------|------|-----------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (7)  |      | 加圧送水装置                                  | ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況       | 目視又は作動の状況により確認する。                                                                                                 | スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。                                                                              |
| (8)  |      |                                         | 結線接続の状況                    | 目視又は触診により確認する。                                                                                                    | 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。                                                                                                 |
| (9)  |      |                                         | 接地の状況                      | 回路計、ドライバー等により確認する。                                                                                                | 接地線が接地端子に緊結されていないこと。                                                                                                   |
| (10) |      |                                         | ポンプ及び電動機の状況                | 目視又は触診により確認する。                                                                                                    | 回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要でないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。                                                         |
| (11) |      |                                         | 加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況       | 常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。                                                                                              | 自動的に予備電源に切り替わらないこと。                                                                                                    |
| (12) |      |                                         | 加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況      | 目視により確認する。                                                                                                        | 変形、損傷又は著しい腐食があること。                                                                                                     |
| (13) |      |                                         | 加圧送水装置用予備電源の容量の状況          | 予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。                                                                                       | 容量が不足していること。                                                                                                           |
| (14) |      |                                         | 圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況 | 目視又は作動の状況により確認する。                                                                                                 | 変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。                                                                                       |
| (15) | 連動機構 | 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。) | 設置位置                       | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。                                                                                 | 煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。<br>熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)イ及びロに掲げる場所に設けていないこと。 |
| (16) |      |                                         | 感知の状況                      | 25の項又は26の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。 | 適正な時間内に感知しないこと。                                                                                                        |
| (17) |      | 制御器                                     | スイッチ類及び表示灯の状況              | 目視により確認する。                                                                                                        | スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。                                                                                            |
| (18) |      |                                         | 結線接続の状況                    | 目視又は触診により確認する。                                                                                                    | 断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。                                                                                                 |
| (19) |      |                                         | 接地の状況                      | 回路計、ドライバー等により確認する。                                                                                                | 接地線が接地端子に緊結されていないこと。                                                                                                   |
| (20) |      |                                         | 予備電源への切り替えの状況              | 常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。                                                                                              | 自動的に予備電源に切り替わらないこと。                                                                                                    |
| (21) |      | 連動機構用予備電源                               | 劣化及び損傷の状況                  | 目視により確認する。                                                                                                        | 変形、損傷又は著しい腐食があること。                                                                                                     |
| (22) |      |                                         | 容量の状況                      | 予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視により確認する。                                                                                       | 容量が不足していること。                                                                                                           |
| (23) |      | 自動作動装置                                  | 設置の状況                      | 目視又は触診により確認する。                                                                                                    | 取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。                                                                                      |
| (24) |      | 手動作動装置                                  | 設置の状況                      | 目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。                                                                                 | 速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい                                                           |

|      |           |                                            |                                                                                                                      |  |                                                       |
|------|-----------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------|
|      |           |                                            |                                                                                                                      |  | い腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。                        |
| (25) | 総合的な作動の状況 | ドレンチャー等の作動の状況                              | 次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等(26の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 |  | ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。                  |
|      |           |                                            | イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法                                                               |  |                                                       |
|      |           |                                            | ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法                                                                                  |  |                                                       |
| (26) |           | 防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況 | 当該区画のうち一以上を対象として、25の項(は)欄イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。                                      |  | ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。 |

検査結果表  
(防火扉)

| 当該検査に関与した検査者 |          | 氏 名 | 検査者番号 |
|--------------|----------|-----|-------|
|              | 代表となる検査者 |     |       |
|              | その他の検査者  |     |       |

| 番号        | 検 査 項 目        |             | 検査事項              | 検査結果      |     |            | 担当<br>検査者<br>番号 |
|-----------|----------------|-------------|-------------------|-----------|-----|------------|-----------------|
|           |                |             |                   | 指摘<br>なし  | 要是正 | 既 存<br>不適格 |                 |
| (1)       | 防火扉            | 設置場所の周囲状況   | 閉鎖の障害となる物品の放置の状況  |           |     |            |                 |
| (2)       |                | 扉、枠及び金物     | 扉の取付けの状況          |           |     |            |                 |
| (3)       |                |             | 扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況 |           |     |            |                 |
| (4)       |                | 危害防止装置      | 作動の状況             |           |     |            |                 |
| (5)       | 連動機構           | 煙感知器、熱煙複合式感 | 設置位置              |           |     |            |                 |
| (6)       |                | 知器及び熱感知器    | 感知の状況             |           |     |            |                 |
| (7)       |                | 温度ヒューズ装置    | 設置の状況             |           |     |            |                 |
| (8)       |                | 連動制御器       | スイッチ類及び表示灯の状況     |           |     |            |                 |
| (9)       |                |             | 結線接続の状況           |           |     |            |                 |
| (10)      |                |             | 接地の状況             |           |     |            |                 |
| (11)      |                |             | 予備電源への切り替えの状況     |           |     |            |                 |
| (12)      |                | 連動機構用予備電源   | 劣化及び損傷の状況         |           |     |            |                 |
| (13)      |                |             | 容量の状況             |           |     |            |                 |
| (14)      |                | 自動閉鎖装置      | 設置の状況             |           |     |            |                 |
| (15)      | 再ロック防止機構の作動の状況 |             |                   |           |     |            |                 |
| (16)      | 総合的な作動の状況      |             | 防火扉の閉鎖の状況         |           |     |            |                 |
| (17)      |                |             | 防火区画の形成の状況        |           |     |            |                 |
| 上記以外の検査項目 |                |             |                   |           |     |            |                 |
|           |                |             |                   |           |     |            |                 |
|           |                |             |                   |           |     |            |                 |
|           |                |             |                   |           |     |            |                 |
| 特記事項      |                |             |                   |           |     |            |                 |
| 番号        | 検査項目           |             | 指摘の具体的内容等         | 改善の具体的内容等 |     | 改善(予定)年月   |                 |
|           |                |             |                   |           |     |            |                 |
|           |                |             |                   |           |     |            |                 |
|           |                |             |                   |           |     |            |                 |
|           |                |             |                   |           |     |            |                 |
|           |                |             |                   |           |     |            |                 |

- (注意)
- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
  - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
  - ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
  - ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
  - ⑤ 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
  - ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
  - ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
  - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
  - ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
  - ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
  - ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
  - ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
  - ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。



**検査結果表**  
(防火シャッター)

| 当該検査に<br>関与した<br>検査者 |  | 氏 名      | 検査者番号 |
|----------------------|--|----------|-------|
|                      |  | 代表となる検査者 |       |
|                      |  | その他の検査者  |       |
|                      |  |          |       |

| 番号   | 検 査 項 目   | 検査事項                | 検査結果                                      |     |            | 担当<br>検査者<br>番号 |
|------|-----------|---------------------|-------------------------------------------|-----|------------|-----------------|
|      |           |                     | 指摘<br>なし                                  | 要是正 | 既 存<br>不適格 |                 |
| (1)  | 防火シャッター   | 設置場所の周囲状況           | 閉鎖の障害となる物品の放置の状況                          |     |            |                 |
| (2)  |           | 駆動装置                | 軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※           |     |            |                 |
| (3)  |           |                     | スプロケットの設置の状況※                             |     |            |                 |
| (4)  |           |                     | 軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※ |     |            |                 |
| (5)  |           |                     | ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況                |     |            |                 |
| (6)  |           | カーテン部               | スラット及び座板の劣化等の状況                           |     |            |                 |
| (7)  |           |                     | 吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況                        |     |            |                 |
| (8)  |           |                     | 劣化及び損傷の状況                                 |     |            |                 |
| (9)  |           | まぐさ及びガイドレール         | 劣化及び損傷の状況                                 |     |            |                 |
| (10) |           | 危害防止装置              | 危害防止用連動中継器の配線の状況                          |     |            |                 |
| (11) |           |                     | 危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況                     |     |            |                 |
| (12) |           |                     | 危害防止装置用予備電源の容量の状況                         |     |            |                 |
| (13) |           |                     | 座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況                      |     |            |                 |
| (14) |           |                     | 作動の状況                                     |     |            |                 |
| (15) | 連動機構      | 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器 | 設置位置                                      |     |            |                 |
| (16) |           |                     | 感知の状況                                     |     |            |                 |
| (17) |           | 温度ヒューズ装置            | 設置の状況                                     |     |            |                 |
| (18) |           | 連動制御器               | スイッチ類及び表示灯の状況                             |     |            |                 |
| (19) |           |                     | 結線接続の状況                                   |     |            |                 |
| (20) |           |                     | 接地の状況                                     |     |            |                 |
| (21) |           |                     | 予備電源への切り替えの状況                             |     |            |                 |
| (22) |           | 連動機構用予備電源           | 劣化及び損傷の状況                                 |     |            |                 |
| (23) |           |                     | 容量の状況                                     |     |            |                 |
| (24) |           | 自動閉鎖装置              | 設置の状況                                     |     |            |                 |
| (25) |           | 手動閉鎖装置              | 設置の状況                                     |     |            |                 |
| (26) | 総合的な作動の状況 |                     | 防火シャッターの閉鎖の状況                             |     |            |                 |
| (27) |           |                     | 防火区画の形成の状況                                |     |            |                 |

## 上記以外の検査項目

|  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

## 特記事項

| 番号 | 検査項目 | 指摘の具体的内容等 | 改善の具体的内容等 | 改善（予定）年月 |
|----|------|-----------|-----------|----------|
|    |      |           |           |          |
|    |      |           |           |          |
|    |      |           |           |          |
|    |      |           |           |          |
|    |      |           |           |          |

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- ⑪ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑭ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。



**検査結果表**  
(耐火クロススクリーン)

| 当該検査に関与した検査者 |          | 氏 名 | 検査者番号 |
|--------------|----------|-----|-------|
|              | 代表となる検査者 |     |       |
|              | その他の検査者  |     |       |

| 番号        | 検 査 項 目    | 検査事項                | 検査結果                  |           |              | 担当<br>検査者<br>番号 |
|-----------|------------|---------------------|-----------------------|-----------|--------------|-----------------|
|           |            |                     | 指摘<br>なし              | 要是正       | 既 存<br>不 適 格 |                 |
| (1)       | 耐火クロススクリーン | 設置場所の周囲状況           | 閉鎖の障害となる物品の放置の状況      |           |              |                 |
| (2)       |            | 駆動装置                | ローラチェーンの劣化及び損傷の状況     |           |              |                 |
| (3)       |            | カーテン部               | 耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況   |           |              |                 |
| (4)       |            |                     | 吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況    |           |              |                 |
| (5)       |            | ケース                 | 劣化及び損傷の状況             |           |              |                 |
| (6)       |            | まぐさ及びガイドレール         | 劣化及び損傷の状況             |           |              |                 |
| (7)       |            | 危害防止装置              | 危害防止用連動中継器の配線の状況      |           |              |                 |
| (8)       |            |                     | 危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況 |           |              |                 |
| (9)       |            |                     | 危害防止装置用予備電源の容量の状況     |           |              |                 |
| (10)      |            |                     | 座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況  |           |              |                 |
| (11)      |            |                     | 作動の状況                 |           |              |                 |
| (12)      | 連動機構       | 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器 | 設置位置                  |           |              |                 |
| (13)      |            |                     | 感知の状況                 |           |              |                 |
| (14)      |            | 連動制御器               | スイッチ類及び表示灯の状況         |           |              |                 |
| (15)      |            |                     | 結線接続の状況               |           |              |                 |
| (16)      |            |                     | 接地の状況                 |           |              |                 |
| (17)      |            |                     | 予備電源への切り替えの状況         |           |              |                 |
| (18)      |            | 連動機構用予備電源           | 劣化及び損傷の状況             |           |              |                 |
| (19)      |            |                     | 容量の状況                 |           |              |                 |
| (20)      |            | 自動閉鎖装置              | 設置の状況                 |           |              |                 |
| (21)      |            | 手動閉鎖装置              | 設置の状況                 |           |              |                 |
| (22)      | 総合的な作動の状況  |                     | 耐火クロススクリーンの閉鎖の状況      |           |              |                 |
| (23)      |            |                     | 防火区画の形成の状況            |           |              |                 |
| 上記以外の検査項目 |            |                     |                       |           |              |                 |
|           |            |                     |                       |           |              |                 |
|           |            |                     |                       |           |              |                 |
|           |            |                     |                       |           |              |                 |
| 特記事項      |            |                     |                       |           |              |                 |
| 番号        | 検査項目       | 指摘の具体的内容等           |                       | 改善の具体的内容等 |              | 改善（予定）年月        |
|           |            |                     |                       |           |              |                 |
|           |            |                     |                       |           |              |                 |
|           |            |                     |                       |           |              |                 |
|           |            |                     |                       |           |              |                 |
|           |            |                     |                       |           |              |                 |

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

**検査結果表**  
（ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備）

| 当該検査に関与した検査者 |          | 氏 名 | 検査者番号 |
|--------------|----------|-----|-------|
|              | 代表となる検査者 |     |       |
|              | その他の検査者  |     |       |

| 番号   | 検 査 項 目   | 検査事項                | 検査結果                       |     |              | 担当検査者番号 |
|------|-----------|---------------------|----------------------------|-----|--------------|---------|
|      |           |                     | 指摘なし                       | 要是正 | 既 存<br>不 適 格 |         |
| (1)  | ドレンチャー等   | 設置場所の周囲状況           | 作動の障害となる物品の放置の状況           |     |              |         |
| (2)  |           | 散水ヘッド               | 散水ヘッドの設置の状況                |     |              |         |
| (3)  |           | 開閉弁                 | 開閉弁の状況                     |     |              |         |
| (4)  |           | 排水設備                | 排水の状況                      |     |              |         |
| (5)  |           | 水源                  | 貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況      |     |              |         |
| (6)  |           |                     | 給水装置の状況                    |     |              |         |
| (7)  |           | 加圧送水装置              | ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況       |     |              |         |
| (8)  |           |                     | 結線接続の状況                    |     |              |         |
| (9)  |           |                     | 接地の状況                      |     |              |         |
| (10) |           |                     | ポンプ及び電動機の状況                |     |              |         |
| (11) |           |                     | 加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況       |     |              |         |
| (12) |           |                     | 加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況      |     |              |         |
| (13) |           |                     | 加圧送水装置用予備電源の容量の状況          |     |              |         |
| (14) |           |                     | 圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況 |     |              |         |
| (15) | 連動機構      | 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器 | 設置位置                       |     |              |         |
| (16) |           |                     | 感知の状況                      |     |              |         |
| (17) |           | 制御盤                 | スイッチ類及び表示灯の状況              |     |              |         |
| (18) |           |                     | 結線接続の状況                    |     |              |         |
| (19) |           |                     | 接地の状況                      |     |              |         |
| (20) |           |                     | 予備電源への切り替えの状況              |     |              |         |
| (21) |           | 連動機構用予備電源           | 劣化及び損傷の状況                  |     |              |         |
| (22) |           |                     | 容量の状況                      |     |              |         |
| (23) |           | 自動作動装置              | 設置の状況                      |     |              |         |
| (24) |           | 手動作動装置              | 設置の状況                      |     |              |         |
| (25) | 総合的な作動の状況 |                     | ドレンチャー等の作動の状況              |     |              |         |
| (26) |           |                     | 防火区画の形成の状況                 |     |              |         |

## 上記以外の検査項目

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

## 特記事項

| 番号 | 検査項目 | 指摘の具体的内容等 | 改善の具体的内容等 | 改善（予定）年月 |
|----|------|-----------|-----------|----------|
|    |      |           |           |          |
|    |      |           |           |          |
|    |      |           |           |          |
|    |      |           |           |          |

（注意）

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査結果」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第三号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検 査 結 果 図

注) 各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む) のあった箇所を明記すること。

## 別添２様式（Ａ４）

## 関係写真

| 部位   | 番号 | 検査項目 | 検査結果                                                      |
|------|----|------|-----------------------------------------------------------|
|      |    |      | <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他 |
| 写真貼付 |    |      | 特記事項                                                      |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |

| 部位   | 番号 | 検査項目 | 検査結果                                                      |
|------|----|------|-----------------------------------------------------------|
|      |    |      | <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他 |
| 写真貼付 |    |      | 特記事項                                                      |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |
|      |    |      | -----                                                     |

（注意）

- ① この書類は、検査の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、同法第 12 条第 1 項に規定する建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針を次のように定め、公布の日から施行する。

## 第 1 総則

- 1 建築基準法（以下「法」という。）第 8 条第 2 項第一号及び第 2 号に規定する建築物（以下単に「建築物」という。）の維持保全に関する準則（以下「準則」という。）又は建築物の維持保全に関する計画（以下「計画」という。）は、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、この指針に従って作成するものとする。
- 2 準則は、建築物について計画を作成する権限を有する者が複数ある場合において、計画相互の整合性を確保する必要があると認められるときに、それらの者の合意により当該建築物について作成するものとする。ただし、複数の建築物が一団地を形成している場合は、当該一団地について作成することができる。
- 3 計画は、建築物の維持保全を行う上で採るべき措置を定める必要があると認められる場合において、当該建築物の所有者又は管理者が当該建築物又はその部分について作成するものとする。ただし、複数の建築物が一団地を形成している場合は、当該一団地について作成することができる。

## 第 2 準則に定めるべき事項

準則には、第 3 第 1 項各号に掲げる事項のうち計画相互の整合性を確保する上で必要であると認められる事項を定めるものとする。

## 第 3 計画に定めるべき事項

- 1 計画には、おおむね次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 建築物の利用計画 建築物又はその部分の用途等、将来の増改築の予定等に関する事項
  - 二 維持保全の実施体制 維持保全を行うための組織、維持保全業務の委託、建築士その他専門技術者の関与等に関する事項
  - 三 維持保全の責任範囲 計画作成者の維持保全の責任範囲に関する事項
  - 四 占有者に対する指導等 建築物の破損時等における通報、使用制限の遵守等に関する事項
  - 五 点検 点検箇所、点検時期、点検者、点検に当たつての判断基準、結果の報告等に関する事項
  - 六 修繕 修繕計画の作成、修繕工事の実施等に関する事項
  - 七 図書の作成、保管等 維持保全計画書、確認通知書、竣工図、設備仕様書等の作成、保管、廃棄等に関する事項
  - 八 資金計画 点検、修繕等の資金の確保、保険等に関する事項
  - 九 計画の変更 計画の変更の手続等に関する事項
  - 十 その他 前各号に掲げるもののほか、維持保全を行うため必要な事項
- 2 少なくとも、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 13 条の 3 第 1 項第一号に規定する特殊建築物のうち、三階を同号に規定する用途に供するもので、延べ面積が二百平方メートル未満のもの（法第 27 条第 1 項の規定に適合するものを除く。）についての計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - 一 前項第 2 号に規定する維持保全を行うための組織に関する事項として、当該特殊建築物の点検に関する責任者を定めること。
  - 二 前項第五号に規定する点検時期に関する事項として、次号イ及びロに掲げる点検項目に係

- る点検は、原則として毎日実施することを定めること。
- 三 前項第五号に規定する点検に当たつての判断基準に関する事項として、次のイ又はロに掲げる点検項目の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める基準を定めること。
- イ 廊下及び階段における物品の放置の状況 避難に支障となる物品が放置されていること。
- ロ 常時閉鎖若しくは作動をした状態にある防火設備又は常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況 開放状態に固定されていること。
- 四 前項第五号に規定する結果の報告等に関する事項として、点検結果を適切に記録し、第一号に規定する責任者に報告することを定めること。
- 五 前項第七号に規定する維持保全計画書、確認通知書、竣工図、設備仕様書等の作成、保管、廃棄等に関する事項として、点検結果を記録した図書その他維持保全に必要な図書の保管期限を明確に定めること。
- 3 少なくとも、令第13条の3第1項第2号に規定する特殊建築物のうち、倉庫の用途に供するものについての計画の作成に当たつては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- 一 第1項第2号に規定する維持保全を行うための組織に関する事項として、次に掲げる事項を定めること。
- イ 防火シャッターの点検及びコンベヤーその他の固定された設備（以下「コンベヤー等」という。）の点検に関する責任者
- ロ コンベヤー等の新設又は防火上若しくは避難上支障を生じるおそれがある変更（以下「新設等」という。）を行う場合に、その旨をイに規定する責任者に報告する体制
- 2 第1項第三号に規定する計画作成者の維持保全の責任範囲に関する事項として、計画の対象とする建築物又はその部分を明確に定めること。
- 三 第1項第五号に規定する点検時期に関する事項は、点検項目に応じて定めること。ただし、コンベヤー等の新設等を行つたときは、点検を行うものとする。
- 四 第1項第五号に規定する点検に当たつての判断基準に関する事項として、次のイから二までに掲げる点検項目の区分に応じ、それぞれ当該イから二までに定める基準を定めること。
- イ 防火シャッターの閉鎖の支障となる物品の放置の状況 防火シャッターの閉鎖の支障となる物品が放置されていること。
- ロ 煙感知器、熱感知器及び熱煙複合式感知器の感知の状況 火災による煙若しくは火熱を感知せず、又は適切な信号を発信しないこと。
- ハ 防火シャッターの閉鎖の状況 煙感知器、熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して床面まで降下しないこと。
- ニ 防火シャッターの閉鎖に支障が生じることを防止するためにコンベヤー等に設けられる装置の作動の状況 正常に作動しないこと。
- 五 第1項第五号に規定する結果の報告等に関する事項として、点検結果を適切に記録し、第一号イに規定する責任者に報告することを定めること。
- 六 第1項第七号に規定する維持保全計画書、確認通知書、竣工図、設備仕様書等の作成、保管、廃棄等に関する事項として、点検結果を記録した図書その他維持保全に必要な図書の保管期限を明確に定めること。
- 七 第1項第十号に規定する維持保全を行うため必要な事項として、コンベヤー等の新設等を行う場合には、当該新設等後の建築物が法第6条第1項の建築基準関係規定に適合するかどうかを一級建築士が確認することを定めること。
- 4 特定行政庁は、第1項に規定する計画に定めるべき事項について、規則で、必要な事項を付加することができる。

附則(令和元年6月21日 国土交通省告示第199号)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日（令和元年6月25日）から施行する。

都道府県建築主務部長殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法施行規則の一部改正等の施行について（技術的助言）

建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年国土交通省令第 7 号。以下「改正省令」という。）及び関連する告示（平成 20 年国土交通省告示第 282 号から第 285 号まで。以下それぞれ「定期調査告示」、「昇降機定期検査告示」、「遊戯施設定期検査告示」及び「建築設備等定期検査告示」という。）の運用について、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び地域法人（特定行政庁との契約に基づき定期報告制度に関連する業務を行う公益法人等をいう。）に対しても、この旨を周知いただくようお願いする。

記

第 1 省令改正等の概要

1 定期調査及び定期検査の項目、事項、調査・検査の方法及び結果の判定基準の明確化

これまで建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令の規定において具体的な方法等が明確にされていなかった法第 12 条第 1 項に規定する調査（以下単に「調査」という。）及び同条第 3 項に規定する検査（以下単に「検査」という。）について、今回の省令改正等により、国土交通大臣が定める項目及び事項ごとに国土交通大臣の定める方法により調査又は検査を行い、国土交通大臣の定める基準により是正又は重点的な点検の必要性を判定することとした。

なお、昇降機及び遊戯施設の一部の検査事項については、「要是正」及び「要重点点検」の基準を、これら以外の項目等については「要是正」の基準を示した。

2 報告内容の充実

報告の際に必要な書類について、以下のように改めた。

- （1）昇降機及び遊戯施設のそれぞれについて報告書及び報告概要書の様式を定めた。
- （2）調査・検査の項目ごとの調査者・検査者及び代表となる調査者・検査者を明記することとした。
- （3）調査又は検査の結果指摘のあった項目に対する改善に関する事項、前回の検査以降に発生した不具合等に関する事項等を追加した。
- （4）調査結果表又は検査結果表の添付を義務付けた。
- （5）一部の調査項目及び検査事項（以下「調査項目等」という。）について、写真等の関係資料の添付を義務付けた。

第 2 留意事項

1 共通事項

（1）結果の報告に当たって添付すべき資料

「要是正」又は「要重点点検」と判定された調査項目等について、是正を要する状態又は重点的な点検を要する状態を撮影した写真の添付を義務付けることとした。このため、報告の際にこれらの添付資料の提出がない場合は、追加の提出を求める必要がある。

（2）報告を受けた特定行政庁の対応

次の各号に掲げる報告を受けた場合に応じ当該各号に定める措置を講じる必要がある。

- ア 要是正の指摘がある報告を受けた場合 法第 12 条第 5 項の規定により是正状況の報告徴収を行い、その内容に応じて法第 9 条の規定による是正命令又は法第 10 条の規定に基づく勧告若しくは命令等の是正措置（以下「命令等の是正措置」という。）等

イ 不具合の状況（特殊建築物調査については不具合等の状況）について記載のある報告を受けた場合 事故を未然に防ぐ観点から必要な範囲において所有者等への原因究明、再発防止策検討の要請等

### （３）経過措置

施行日以前に調査又は検査を開始した者についてはなお従前の例によることとした。

「調査又は検査を開始した」とは、特殊建築物等調査については建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）別記第三十六号の二の四様式第三面 1 欄イに記載された日、昇降機検査については施行規則別記第三十六号の三様式第二面 2 欄イに記載された日、遊戯施設検査については施行規則別記第三十六号の三の三様式第二面 2 欄イに記載された日、建築設備等検査については施行規則別記第三十六号の四様式第二面 3 欄イに記載された日から判断するものとする。ただし、当該調査又は検査が二日間以上実施され、かつ契約書等の書面をもって調査又は検査の着手日が明確に確認できる場合は、当該書面により確認された日とすることができるものとする。

## ２ 特殊建築物等の調査

### （１）調査及び報告

ア 外装仕上げ材等のうちタイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況（定期調査告示別表 四項（11）関係）

調査者の手の届く範囲のテストハンマーによる打診等により異常が認められた場合及び竣工、外壁改修等の後 10 年を超えてから最初の調査である場合は、歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等（以下「全面打診等」という。）により確認することとした。ただし、当該調査の実施後 3 年以内に外壁改修若しくは全面打診等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策が講じられている場合は、全面打診等を行わなくても差し支えないこととした。

「歩行者等に危害を加えるおそれのある部分」とは、当該壁面の前面かつ当該壁の高さの概ね 2 分の 1 の水平面内に、公道、不特定又は多数の人が通行する私道、構内通路、広場を有する壁面（ただし、壁面直下に鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の強固な落下物防御施設（屋根、ひさし等）が設置され、又は植込み等により影響角（タイル等のはく落の危険のある外壁の各部分について、縦 2、横 1 の割合のこう配で引き下した斜線と壁面とのなす角）が完全に遮られ、被災の危険がないと判断される部分を除く。）をいう。

「3 年以内に外壁改修若しくは全面打診等が行われることが確実である場合」とは、例えば法第 8 条第 2 項の規定による維持保全計画等において外壁改修又は全面打診等の時期が明確にされており、かつ、これまでも当該維持保全計画等に従って外壁改修又は全面打診等が行われている場合等をいう。なお、改正省令等の施行後初回の調査に限り、次回調査までに全面打診等を実施する意思があることが確認できた場合は、改正省令等の施行後初回の調査の実施後 3 年以内に外壁改修又は全面打診等が行われることが確実であると見なして差し支えない。

なお、3 年以内に外壁改修又は全面打診等が行われることが確実であるとして全面打診等を実施しなかった場合にあっては、調査者の手の届く範囲の打診等は必要となる。この場合、異常が認められた場合にあっては「要是正」とし、速やかに全面打診等を実施して必要な是正を行うよう指導するとともに、指導に従わない場合には命令等の是正措置を行う必要がある。異常が認められなかった場合にあっては「指摘なし」とし、調査結果表の特記事項欄に全面打診等が行われる予定時期の記載を求めるとともに、当該予定時期を経過した後に法第 12 条第 5 項の規定による報告徴収を行う等により、外壁改修又は全面打診等が実施されたことを確認する必要がある。

「別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合」とは、壁面直下における落下物防護ネットの設置、当該壁面の前面かつ当該壁面高さの概ね 2 分の 1 の水平面内への立入を防ぐバリケードの設置等の対策が講じられている場合等をいう。ただし、これらの対策は応急的なものであるため、なるべく早期に全面打診等の実施により安全を確認し、必要に応じて外壁改修又は壁面直下における鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の強固な落下物防御施設（屋根、ひさし等）の設置等の措置を講じることが望ましい。



イ 石綿等を添加した建築材料の調査状況（施行規則別記第三十六号の二の四様式第三面 7 欄イ関係）

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（平成 18 年国土交通省令第 96 号）により追加された施行規則別記第三十六号の二の四様式第三面 7 欄に設けられた「不明（平成 年 月に分析予定）」のチェックボックスについては、当該省令の施行から 1 年が経過し、「分析が間に合わない」との理由が正当性を失っていると判断したことから削除した。

（2）結果の報告に当たって添付すべき資料

調査の結果の報告の際には、第 21（1）に掲げるもののほか、配置図及び平面図に指摘のあった箇所（特記した箇所を含む。）並びに撮影した写真の位置等を明確にした調査結果図の添付を義務付けることとした。このため、報告の際にこれらの添付資料の提出がない場合は、追加の提出を求める必要がある。

3～5 略

付5 笠岡市建築基準法施行細則（抄）  
（平成21年笠岡市規則第32号）

（特定建築物の定期調査報告）

第10条 法第12条第1項の規定により市長が指定する建築物は、次に掲げるものとする。

- （1） 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
- （2） 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル（屋外観覧席にあつては、1,000平方メートル）を超えるもの
- （3） 旅館又はホテルの用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの
- （4） 病院、診療所（患者を入院させるための施設があるものに限る。）、児童福祉施設等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの
- （5） 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場（個室付浴場業に限る。）、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にその用途に供する部分を有するもの（3階以上の階における当該部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）

2 法第12条第1項の規定による報告は、省令第5条第3項の規定による報告書の正本1部及び副本1部並びに同項の規定による定期調査報告概要書1部に、省令第5条第4項の規定により定める次の表に掲げる書類を添えてするものとする。

| 図書の種類   | 明示すべき事項                                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 付近見取図   | 方位、道路及び目標となる地物など                                                                      |
| 配置図     | 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内の建築物の用途、位置及び構造（耐火、準耐火建築物の別を含む。）、報告に係る建築物とその他の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置・幅員など |
| 各階平面図   | 縮尺、方位、間取り、各室の用途、調査において指摘のあった箇所（特記事項を含む）並びに本項に規定する報告書及び定期報告概要書に添えた写真を撮影した位置            |
| その他必要図面 | 報告に必要なもの                                                                              |

3 省令第5条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。

- （1） 政令第16条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物（次号に掲げるものを除く。）  
平成31年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
- （2） 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（旅館又はホテルの用途に供するものを除く。）  
平成31年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
- （3） 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物  
平成33年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
- （4） 政令第16条第1項第5号に掲げる建築物  
平成33年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
- （5） 第1項第1号から第3号までに掲げる建築物  
平成31年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
- （6） 第1項第4号に掲げる建築物  
平成32年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
- （7） 第1項第5号に掲げる建築物  
平成33年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで

（特定建築設備等及び工作物の定期検査報告）

第11条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、前条第1項各号に掲げる建築物に設ける、随時閉鎖し、又は作動することができる防火設備（防火ダンパーを除く。）とする。

- 2 省令第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則の施行の際、現に岡山県建築基準法施行細則（昭和48年岡山県規則第66号）の規定により岡山県知事又は岡山県の機関に対してなされている申請その他の行為で、この規則の施行日以降において笠岡市長又は笠岡市の機関が管理し、及び執行することとなるものは、同日以後においては、笠岡市長又は笠岡市の機関に対してなされた申請その他の行為とみなし、この規則を適用する。

附 則（平成24年5月31日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月30日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

附 則（令和元年9月24日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、令和元年6月25日から適用する。

## 付6 笠岡市特定建築物等定期報告実施要領

### 笠岡市特定建築物等定期報告実施要領

平成23年3月16日  
改正 令和元年8月21日  
改正 令和4年5月20日

#### 第1 目的

この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）第12条第1項及び第3項の規定による特定建築物等定期調査報告について必要な事項を定め、定期調査報告制度の適切な運用を図ることを目的とする。

#### 第2 提出書類

特定建築物等の定期調査（検査）報告の提出書類は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下、「施行規則」という。）第5条第3項及び第4項、笠岡市建築基準法施行細則（平成21年笠岡市規則第32号。以下「細則」という。）第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

- （1）定期調査報告書（施行規則別記第36号の2様式）、定期検査報告書（施行細則別記第36号の8様式）において改善が必要な指摘事項がある場合には、改善実施計画書（別記第1号様式）
- （2）（1）の場合において、指摘事項が改善されたときは、改善前後の写真を添えた改善済み報告書（別記第2号様式）
- （3）代理者によって特定建築物等定期調査報告を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類（委任状・任意様式）

#### 第3 定期調査報告の対象とならない場合等

定期調査報告の対象であった建築物が、休止等の理由により定期調査報告の対象とならなくなった場合その他笠岡市長が必要と認めて求める場合は、対象とならない状況が記された図面等を添えて、「定期調査報告対象建築物等に該当しない旨の届出書」（別記第3号様式）を提出するものとする。この場合において、該当しない理由として用途規模が対象外である場合は、その状況を明示した各階平面図を添付するものとする。

- 2 休止等していた建築物等で使用再開等の理由により定期報告の対象となる場合は、使用再開等の後、直近となる細則第10条第3項又は第11条第2項に定められた時期に報告する。

#### 第4 提出部数

定期調査報告書の提出部数は、正本1部、副本1部とし、受理決裁後、正本は笠岡市で保管し、副本は所有者又は管理者に送付する。また、定期調査報告概要書の提出部数は1部とし、受理決裁後、笠岡市にて保管する。なお、所有者又は管理者に対し、副本の保管を指導するものとする。

#### 第5 報告時期

特定建築物の報告時期は、細則第10条第3項に定める時期とし、特定建築設備（防火設備）の報告時期は、細則第11条第2項に定められた時期とする。

#### 第6 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて市長が別に定める。

年 月 日

## 改 善 実 施 計 画 書

笠 岡 市 長 様

報告者 住 所

氏 名

電話番号

調査者 住 所

氏 名

事務所名

電話番号

次の報告対象建築物等の要是正の指摘があった箇所に関する改善実施計画書を提出します。

建築物等名称：

※要是正の指摘が防火設備にあった場合は、建築物等名称欄には、建築物の名称に加え、「…の防火設備、…の建築物及び防火設備」などと記入する。

所 在 地：

| No.   | 要是正箇所 | 指摘の具体的内容                        | 改善実施<br>スケジュール |   |   |   |   |    |    | 改善方法        | 備考      |
|-------|-------|---------------------------------|----------------|---|---|---|---|----|----|-------------|---------|
|       |       |                                 | 月<br>年         | 2 | 4 | 6 | 8 | 10 | 12 |             |         |
| 1     |       |                                 |                |   |   |   |   |    |    |             |         |
| 2     |       |                                 |                |   |   |   |   |    |    |             |         |
| 3     |       |                                 |                |   |   |   |   |    |    |             |         |
| 4     |       |                                 |                |   |   |   |   |    |    |             |         |
| (例) 5 | 1階の倉庫 | 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分が防火設備となっていない。 | 2022           | ● | ● |   |   |    |    | 防火設備に取り替える。 | 工事着手済み。 |

年 月 日

笠岡市長様

所有者(管理者) 住所

氏名

印

電話番号

## 改善済み報告書

次の建築物等の要是正の指摘があった箇所を改善しましたので報告します。

建築物名称：\_\_\_\_\_

所在地：\_\_\_\_\_

報告対象： 建築物 ・ 防火設備 （※改善をした報告対象を○で囲む）

| No. | 要是正箇所 | 指摘の具体的内容 | 改善方法 | 改善済み日 |
|-----|-------|----------|------|-------|
|     |       |          |      |       |
|     |       |          |      |       |
|     |       |          |      |       |
|     |       |          |      |       |
|     |       |          |      |       |

※ 是正前後の写真を添付してください。

定期報告対象建築物等に該当しない旨の届出書

年 月 日

笠岡市長 様

所有者又は管理者  
住 所  
氏 名  
電話番号  
届出する建築物  
名 称  
所 在 地

届出の対象： 【 建築物 ・ 防火設備 】

(※該当するものを○で囲む)

このことについて、次のとおり届け出ます。

(※ 該当する番号を○で囲み、記入欄に記入してください。)

記

1 建築物等がない

(1)除却済( 年 月頃) (2)未完成(完成予定 年 月頃)

2 所有又は管理していない

現在の所有者又は管理者を把握している場合は、下に記入してください。

【住 所】

【氏 名】

【電話番号】

3 使用していない

(1)転売予定 (2)除却予定 (3)その他( )

4 用途・規模が対象外(※対象外であることを明示した各階平面図を添付してください。)

【主要用途】

【階 数】

【各階の用途及び床面積】

【建築確認済証番号】

5 その他

## 付 録 2 特定建築物等定期報告書等記載例

### 【特定建築物】

- 特定建築物定期報告書記載例
- 調査結果表記載例
- 図面作成例

### 【防火設備】

- 定期検査報告書記載例
- 検査結果表記載例
- 図面作成例
- 関係写真記載例
- 定期検査報告概要書記載例

### 【共通】

- 委任状作成例



定期調査報告書＜記載例＞

（第一面）

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

笠岡市長 様

〇〇年〇月〇日

報告者氏名 株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

調査者氏名 〇〇 〇〇

【1 所有者】

【イ 氏名のフリガナ】 カブシキガイシャ〇〇 ダイヒョウトリシマリヤ 〇〇 〇〇  
【ロ 氏名】 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇  
【ハ 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇  
【ニ 住所】 笠岡市〇〇町〇番〇号  
【ホ 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【2 管理者】

【イ 氏名のフリガナ】 カブシキガイシャ〇〇サービス ダイヒョウトリシマリヤ 〇〇 〇〇  
【ロ 氏名】 株式会社〇〇サービス 代表取締役 〇〇 〇〇  
【ハ 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇  
【ニ 住所】 笠岡市〇〇町〇番〇号  
【ホ 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【3 調査者】

（代表となる調査者）

【イ 資格】 （一級）建築士 （大臣）登録 第〇〇〇〇号  
特定建築物調査員 第〇〇〇〇号  
【ロ 氏名のフリガナ】 〇〇 〇〇  
【ハ 氏名】 〇〇 〇〇  
【ニ 勤務先】 株式会社〇〇一級建築士事務所  
（一級）建築士事務所 （〇〇県）知事登録 第〇〇〇〇号  
【ホ 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇  
【ヘ 所在地】 笠岡市〇〇町〇番〇号  
【ト 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（その他の調査者）

【イ 資格】 （二級）建築士 （〇〇県知事）登録 第〇〇〇〇号  
特定建築物調査員 第〇〇〇〇号  
【ロ 氏名のフリガナ】 〇〇 〇〇  
【ハ 氏名】 〇〇 〇〇  
【ニ 勤務先】 株式会社〇〇一級建築士事務所  
（一級）建築士事務所 （〇〇県）知事登録 第〇〇〇〇号  
【ホ 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇  
【ヘ 所在地】 笠岡市〇〇町〇番〇号  
【ト 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【4 報告対象建築物】

【イ 所在地】 笠岡市〇〇町〇番〇号  
【ロ 名称のフリガナ】 〇〇〇ホール  
【ハ 名称】 〇〇〇ホール  
【ニ 用途】 劇場・図書館

【5 調査による指摘の概要】

【イ 指摘の内容】 ■要是正の指摘あり（□既存不適格） □指摘なし  
【ロ 指摘の概要】 ・外壁の開口部で延焼のおそれのある部分が防火設備となっていない。  
・非常用照明装置の蓄電池切れ。・物品による廊下の有効幅員の不足。  
・昇降路を区画する防火設備が遮煙性能を有していない。  
【ハ 改善予定の有無】 ■有（〇年〇月に改善予定） □無  
【ニ その他特記事項】

| ※市町村受付欄 | ※特記欄 | ※整理番号欄 |
|---------|------|--------|
| 年 月 日   |      |        |
| 第 号     |      |        |
| 係員氏名    |      |        |

（注）※印欄は、記入しないでください。

【報告者氏名】

報告者は所有者です。  
ただし、所有者と管理者  
が異なる場合は管理者  
を記入します。

【調査者氏名】

代表の調査者を1名記  
入します。

【5イ】

（□既存不適格）につい  
ては、第三面の  
2,6,8,11,14,17ですべて  
において既存不適格と  
した場合にのみチェッ  
クします。  
＜解説＞

例1）

■要是正の指摘あり（□  
既存不適格）

例えば避難施設につい  
ては既存不適格となっ  
ているが、その他の調査  
項目について既存不適  
格でない要是正の指摘  
がある場合。

例2）

■要是正の指摘あり（■  
既存不適格）

要是正として指摘した  
全ての調査項目につい  
て既存不適格であり、法  
的には直ちに是正を要  
求される項目がない場  
合。

【5ハ】

例1）

■有

・要是正の指摘がある  
ため、直ちに是正が要  
求される場合。  
・要是正として指摘し  
た全ての項目について  
既存不適格であり、法  
的には直ちに是正を要  
求されないが、改善を  
行う場合。

例2）

■無

・指摘なしの場合。  
・要是正の項目が既存  
不適格のみであり、法  
的に直ちに是正を要  
求されない場合。

第二面から第四面は、敷地内に複数の別棟の報告対象建築物がある場合にあっては、棟ごとに作成します。

II 建築物及びその敷地に関する事項

(第二面)

【1 敷地の位置】  
【イ 防火地域等】 ☐防火地域 ☐準防火地域  
☒その他（ 法 22 条区域 ） ☐指定なし  
【ロ 用途地域】 ○○○○ 地域

【2 建築物及びその敷地の概要】  
【イ 構造】 ☒鉄筋コンクリート造 ☐鉄骨鉄筋コンクリート造  
☐鉄骨造 ☒その他（一部鉄骨造 ）  
【ロ 階数】 地上： 2 階 地下： 階  
【ハ 敷地面積】 ○○ m<sup>2</sup>  
【ニ 建築面積】 ○○ m<sup>2</sup>  
【ホ 延べ面積】 ○○ m<sup>2</sup>

【3 階別用途別床面積】

|           | ( 用途 )          | ( 床面積 )               |
|-----------|-----------------|-----------------------|
| 【イ 階別用途別】 | ( 2 階 ) ( 劇場 )  | ( ○○ m <sup>2</sup> ) |
|           | ( ) ( )         | ( m <sup>2</sup> )    |
|           | ( ) ( )         | ( m <sup>2</sup> )    |
|           | ( 1 階 ) ( 図書室 ) | ( ○○ m <sup>2</sup> ) |
|           | ( ) ( 劇場 )      | ( ○○ m <sup>2</sup> ) |
|           | ( ) ( )         | ( m <sup>2</sup> )    |
|           | ( 階 ) ( )       | ( m <sup>2</sup> )    |
|           | ( ) ( )         | ( m <sup>2</sup> )    |
|           | ( 階 ) ( )       | ( m <sup>2</sup> )    |
|           | ( ) ( )         | ( m <sup>2</sup> )    |
| 【ロ 用途別】   | ( 劇場 )          | ( ○○ m <sup>2</sup> ) |
|           | ( 図書室 )         | ( ○○ m <sup>2</sup> ) |
|           | ( )             | ( m <sup>2</sup> )    |
|           | ( )             | ( m <sup>2</sup> )    |

【4 性能検証法等の適用】 ☐耐火性能検証法 ☐防火区画検証法  
☐区画避難安全検証法 ( 階 ) ☐階避難安全検証法 ( 階 )  
☐全館避難安全検証法 ☐その他 ( )

【5 増築，改築，用途変更等の経過】

|          |              |
|----------|--------------|
| ○年○月○日概要 | ( ○○室を一部増築 ) |
| 年 月 日概要  | ( )          |
| 年 月 日概要  | ( )          |
| 年 月 日概要  | ( )          |

【6 関連図書の整備状況】  
【イ 確認に要した図書】 ☒有 ( ☒各階平面図あり ) ☐無  
【ロ 確認済証】 ☒有 ☐無  
交付番号 ○年 ○月 ○日 第 ○ 号  
交付者 ☒建築主事 ☐指定確認検査機関 ( )  
【ハ 完了検査に要した図書】 ☒有 ☐無  
【ニ 検査済証】 ☒有 ☐無  
交付番号 ○年 ○月 ○日 第 ○ 号  
交付者 ☒建築主事 ☐指定確認検査機関 ( )  
【ホ 維持保全に関する準則又は計画】 ☒有 ☐無  
【へ 前回の調査に関する書類の写し】 ☒有 ☐無 ☐対象外

【7 備考】

【2ニ、ホ】  
敷地内のすべての建築物の面積を足して記入します。（報告対象外の建築物についても加算します。）

【3】  
報告対象の建築物についてのみ記入します。  
（報告対象外の用途の部分がある場合は、その部分についても記入します。）

【5】  
前回調査時以降の経過について、古いものから順に記入します。

【6】  
直近の確認・検査についてのみ記入します。

第二面から第四面は、敷地内に複数の別棟の報告対象建築物がある場合にあっては、棟ごとに作成します。

## 調査等の概要

## 【1 調査及び検査の状況】

【イ 今回の調査】 ○年 ○月 ○日実施  
 【ロ 前回の調査】 ■実施 ( ○年 ○月 ○日報告) □未実施  
 【ハ 建築設備の検査】 □実施 ( 年 月 日報告) ■未実施  
 【ニ 昇降機等の検査】 ■実施 ( ○年 ○月 ○日報告) □未実施  
 【ホ 防火設備の検査】 ■実施 ( ○年 ○月 ○日報告) □未実施

## 【2 調査の状況】

(敷地及び地盤)

【イ 指摘の内容】 □要是正の指摘あり (□既存不適格) ■指摘なし  
 【ロ 指摘の概要】  
 【ハ 改善予定の有無】 □有 ( 年 月に改善予定) □無

(建築物の外部)

【イ 指摘の内容】 ■要是正の指摘あり (□既存不適格) ■指摘なし  
 【ロ 指摘の概要】 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分が防火設備となっていない。  
 【ハ 改善予定の有無】 ■有 ( ○年 ○月に改善予定) □無

(屋上及び屋根)

【イ 指摘の内容】 □要是正の指摘あり (□既存不適格) ■指摘なし  
 【ロ 指摘の概要】  
 【ハ 改善予定の有無】 □有 ( 年 月に改善予定) □無

(建築物の内部)

【イ 指摘の内容】 ■要是正の指摘あり (□既存不適格) □指摘なし  
 【ロ 指摘の概要】 昇降路を区画する防火設備が遮煙性能を有していない。  
 【ハ 改善予定の有無】 ■有 ( ○年 ○月に改善予定) □無

(避難施設等)

【イ 指摘の内容】 ■要是正の指摘あり (□既存不適格) □指摘なし  
 【ロ 指摘の概要】 非常用照明装置の蓄電池切れ。  
 物品による廊下の有効幅員の不足。  
 【ハ 改善予定の有無】 ■有 ( ○年 ○月に改善予定) □無

(その他)

【イ 指摘の内容】 □要是正の指摘あり (□既存不適格) ■指摘なし  
 【ロ 指摘の概要】  
 【ハ 改善予定の有無】 □有 ( 年 月に改善予定) □無

## 【3 石綿を添加した建築材料の調査の状況】 (該当する室)

【イ 該当建築材料の有無】 □有 (飛散防止措置無) ( )  
 □有 (飛散防止措置有) ( )  
 ■無  
 【ロ 措置予定の有無】 □有 ( 年 月に改善予定) □無

## 【4 耐震診断及び耐震改修の調査の状況】

【イ 耐震診断の実施の有無】 □有 □無 ( 年 月に実施予定) ■対象外  
 【ロ 耐震改修の実施の有無】 □有 □無 ( 年 月に実施予定) ■対象外

## 【5 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ 不具合等】 ■有 □無  
 【ロ 不具合等の記録】 ■有 □無  
 【ハ 改善の状況】 ■実施済 □改善予定 ( 年 月に改善予定) □予定なし

## 【6 備考】

## 【1】

報告対象となっていない場合に「未実施」にチェックします。

建築設備については、笠岡市の場合、法第12条第3項による指定をしておらず、法第12条第1項の建築物の報告の際にあわせて報告を求めています。よって、この欄は「未実施」としてください。

## 【2】

調査結果表の調査項目に対応して記入します。  
 1 敷地及び地盤

2 建築物の外部  
 基礎・土台・外壁 etc

3 屋上及び屋根

4 建築物の内部  
 防火区画・防火設備・照明・採光換気 etc

5 避難施設等  
 廊下・階段・排煙設備・非常用照明 etc

6 その他

## 【4】

昭和56年6月1日における建築基準法(新耐震基準)に適合しない場合が対象です。

## 【5】

前回調査時以降、今回調査時より前までの期間に、所有者または管理者が、日常の維持保全で把握した不具合があれば記入します。

この場合、さらに第四面を記入します。

第四面は、前回調査時以降、今回調査時より前までの期間に、所有者または管理者が日常の維持保全で把握した不具合等があれば記入します。

第二面から第四面は、敷地内に複数の別棟の報告対象建築物がある場合にあっては、棟ごとに作成します。

(第四面)

建築物等に係る不具合等の状況

| 不具合等を把握した年月       | 不具合等の概要                                                | 考えられる原因                                 | 改善（予定）年月          | 改善措置の概要等                                   |
|-------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------|
| ○年○月○日            | 屋上の排水構に水が溜まる。                                          | ドレンにごみが蓄積している。                          | ○年○月○日            | ドレンのごみを取り除いた。                              |
| <del>○年○月○日</del> | <del>廊下の有効幅員の不足。</del>                                 | <del>物品により妨げられて</del><br><del>いる。</del> | <del>○年○月○日</del> | <del>物品を撤去し有効幅員</del><br><del>を確保する。</del> |
|                   |                                                        |                                         |                   |                                            |
|                   | 今回調査時に初めて不具合を把握したので、この欄への記入は不要です。第三面Ⅲ２【今回調査の状況】に記入します。 |                                         |                   |                                            |
|                   |                                                        |                                         |                   |                                            |

## 調査結果表＜記載例＞

（平成 20 年 3 月 10 日国交省告示第 282 号別記様式 特殊建築物等の調査結果）

| 当該調査<br>に<br>関与し<br>た<br>調 査 者 |  | 氏 名      |       | 調査者番号 |
|--------------------------------|--|----------|-------|-------|
|                                |  | 代表となる調査者 | 〇〇 〇〇 |       |
|                                |  | その他の調査者  | 〇〇 〇〇 |       |

| 番号       | 調 査 項 目             |                                                         | 調査結果                                                |    |              | 担当<br>調査者<br>番号 |
|----------|---------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----|--------------|-----------------|
|          |                     |                                                         | 指摘<br>なし                                            | 要正 | 既 存<br>不 適 格 |                 |
| <b>1</b> | <b>敷地及び地盤</b>       |                                                         |                                                     |    |              |                 |
| (1)      | 地盤                  | 地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況                                       | ○                                                   |    |              | 1, 2            |
| (2)      | 敷地                  | 敷地内の排水の状況                                               | ○                                                   |    |              | 1, 2            |
| (3)      | 敷地内の通路              | 敷地内の通路の確保の状況                                            | ○                                                   |    |              | 1, 2            |
| (4)      |                     | 有効幅員の確保の状況                                              | ○                                                   |    |              | 1, 2            |
| (5)      |                     | 敷地内の通路の支障物の状況                                           | ○                                                   |    |              | 1, 2            |
| (6)      | 塀                   | 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況                         | ○                                                   |    |              | 1, 2            |
| (7)      |                     | 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況                       | ○                                                   |    |              | 1, 2            |
| (8)      | 擁壁                  | 擁壁の劣化及び損傷の状況                                            | ○                                                   |    |              | 1, 2            |
| (9)      |                     | 擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況                                       | ○                                                   |    |              | 1, 2            |
| <b>2</b> | <b>建築物の外部</b>       |                                                         |                                                     |    |              |                 |
| (1)      | 基礎                  | 基礎の沈下等の状況                                               | ○                                                   |    |              | 1               |
| (2)      |                     | 基礎の劣化及び損傷の状況                                            | ○                                                   |    |              | 1               |
| (3)      | 土台（木造に限る。）          | 土台の沈下等の状況                                               | -                                                   | -  | -            | -               |
| (4)      |                     | 土台の劣化及び損傷の状況                                            | -                                                   | -  | -            | -               |
| (5)      | 外 壁                 | 外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況                       |                                                     | ○  |              | 1               |
| (6)      |                     | 木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況                                       | -                                                   | -  | -            | -               |
| (7)      |                     | 組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況                                      | -                                                   | -  | -            | -               |
| (8)      |                     | 補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況                            | -                                                   | -  | -            | -               |
| (9)      |                     | 鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況                                      | ○                                                   |    |              | 1               |
| (10)     |                     | 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況                   | ○                                                   |    |              | 1               |
| (11)     | 外装仕上げ材等             | タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況                 | -                                                   | -  | -            | -               |
| (12)     |                     | 乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況                               | ○                                                   |    |              | 1               |
| (13)     |                     | 金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況                                | ○                                                   |    |              | 1               |
| (14)     |                     | コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況                            | -                                                   | -  | -            | -               |
| (15)     | 窓サッシ等               | サッシ等の劣化及び損傷の状況                                          | ○                                                   |    |              | 1               |
| (16)     |                     | はめ殺し窓のガラスの固定の状況                                         | ○                                                   |    |              | 1               |
| (17)     | 外壁に緊結された広告板、空調室外機等  | 機器本体の劣化及び損傷の状況                                          | ○                                                   |    |              | 1               |
| (18)     |                     | 支持部分等の劣化及び損傷の状況                                         | ○                                                   |    |              | 1               |
| <b>3</b> | <b>屋上及び屋根</b>       |                                                         |                                                     |    |              |                 |
| (1)      | 屋上面                 | 屋上面の劣化及び損傷の状況                                           | ○                                                   |    |              | 1               |
| (2)      | 屋上周り（屋上面を除く。）       | バラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況                                    | ○                                                   |    |              | 1               |
| (3)      |                     | 笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況                                       | ○                                                   |    |              | 1               |
| (4)      |                     | 金属笠木の劣化及び損傷の状況                                          | ○                                                   |    |              | 1               |
| (5)      |                     | 排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況                                 | ○                                                   |    |              | 1               |
| (6)      | 屋根（屋上面を除く。）         | 屋根の防火対策の状況                                              | ○                                                   |    |              | 1               |
| (7)      |                     | 屋根の劣化及び損傷の状況                                            | ○                                                   |    |              | 1               |
| (8)      | 機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等） | 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況                                 | ○                                                   |    |              | 1               |
| (9)      |                     | 支持部分等の劣化及び損傷の状況                                         | ○                                                   |    |              | 1               |
| <b>4</b> | <b>建築物の内部</b>       |                                                         |                                                     |    |              |                 |
| (1)      | 防 火 区 画             | 令第 112 条第 11 項から第 13 項までに規定する区画の状況                      |                                                     | ○  |              | 1               |
| (2)      |                     | 令第 112 条第 1 項、第 4 項、第 5 項又は第 7 項から第 10 項までの各項に規定する区画の状況 | ○                                                   |    |              | 1               |
| (3)      |                     | 令第 112 条第 18 項に規定する区画の状況                                | ○                                                   |    |              | 1               |
| (4)      |                     | 防火区画の外周部                                                | 令第 112 条第 16 項に規定する外壁等及び同条第 17 項に規定する防火設備の処置の状況     | ○  |              | 1               |
| (5)      |                     |                                                         | 令第 112 条第 16 項に規定する外壁等及び同条第 17 項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 | ○  |              | 1               |
| (6)      | 壁の室内に面する部分          | 木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況                              | -                                                   | -  | -            | -               |
| (7)      |                     | 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況                             | -                                                   | -  | -            | -               |
| (8)      |                     | 補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況                   | -                                                   | -  | -            | -               |
| (9)      |                     | 鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況                             | ○                                                   |    |              | 1               |
| (10)     |                     | 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況          | ○                                                   |    |              | 1               |
| (11)     |                     | 耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）                        | 準耐火性能等の確保の状況                                        | ○  |              | 1               |
| (12)     |                     |                                                         | 部材の劣化及び損傷の状況                                        | ○  |              | 1               |
| (13)     |                     |                                                         | 鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況                                   | ○  |              | 1               |
| (14)     |                     |                                                         | 給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等                          | ○  |              | 1               |

|                |                                      |                                 |                                                                             |   |   |   |   |
|----------------|--------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|
|                |                                      |                                 | の処理の状況                                                                      |   |   |   |   |
| (15)           |                                      | 令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁          | 令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況                                                   | ○ |   |   | 1 |
| (16)           |                                      | 令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分   | 室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況                                                        | ○ |   |   | 1 |
| (17)           | 床                                    | 躯体等                             | 木造の床躯体の劣化及び損傷の状況                                                            | - | - | - | - |
| (18)           |                                      |                                 | 鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況                                                           | ○ |   |   | 1 |
| (19)           |                                      |                                 | 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況                                        | ○ |   |   | 1 |
| (20)           |                                      | 耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。） | 準耐火性能等の確保の状況                                                                | ○ |   |   | 1 |
| (21)           |                                      |                                 | 部材の劣化及び損傷の状況                                                                | ○ |   |   | 1 |
| (22)           |                                      |                                 | 給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況                                            | ○ |   |   | 1 |
| (23)           | 天井                                   | 令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分  | 室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況                                                        | ○ |   |   | 1 |
| (24)           |                                      |                                 | 室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況                                                      | ○ |   |   | 1 |
| (25)           |                                      | 特定天井                            | 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況                                                          | ○ |   |   | 1 |
| (26)           | 防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸 |                                 | 区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況                                                        | ○ |   |   | 1 |
| (27)           |                                      |                                 | 居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況                         | ○ |   |   | 1 |
| (28)           |                                      |                                 | 昭和48年建設省告示第2563号第1第1号ロに規定する基準への適合の状況                                        | ○ |   |   | 1 |
| (29)           |                                      |                                 | 防火扉又は戸の開放方向                                                                 | ○ |   |   | 1 |
| (30)           |                                      |                                 | 常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況                                                      | ○ |   |   | 1 |
| (31)           |                                      |                                 | 常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況                                                           | ○ |   |   | 1 |
| (32)           |                                      |                                 | 常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況                                                | ○ |   |   | 1 |
| (33)           |                                      |                                 | 常閉防火扉等の固定の状況                                                                | ○ |   |   | 1 |
| (34)           | 照明器具、懸垂物等                            |                                 | 照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況                                                         | ○ |   |   | 1 |
| (35)           |                                      |                                 | 防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況                                                | ○ |   |   | 1 |
| (36)           | 警報設備                                 |                                 | 警報設備の設置の状況                                                                  | ○ |   |   | 1 |
| (37)           |                                      |                                 | 警報設備の劣化及び損傷の状況                                                              | ○ |   |   | 1 |
| (38)           | 居室の採光及び換気                            |                                 | 採光のための開口部の面積の確保の状況                                                          | ○ |   |   | 1 |
| (39)           |                                      |                                 | 採光の妨げとなる物品の放置の状況                                                            | ○ |   |   | 1 |
| (40)           |                                      |                                 | 換気のための開口部の面積の確保の状況                                                          | ○ |   |   | 1 |
| (41)           |                                      |                                 | 換気設備の設置の状況                                                                  | ○ |   |   | 1 |
| (42)           |                                      |                                 | 換気設備の作動の状況                                                                  | ○ |   |   | 1 |
| (43)           |                                      |                                 | 換気の妨げとなる物品の放置の状況                                                            | ○ |   |   | 1 |
| (44)           | 石綿等を添加した建築材料                         |                                 | 吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況 | ○ |   |   | 1 |
| (45)           |                                      |                                 | 吹付け石綿等の劣化の状況                                                                | ○ |   |   | 1 |
| (46)           |                                      |                                 | 除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況                                             | ○ |   |   | 1 |
| (47)           |                                      |                                 | 囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況                                               | ○ |   |   | 1 |
| <b>5 避難施設等</b> |                                      |                                 |                                                                             |   |   |   |   |
| (1)            | 令第120条第2項に規定する通路                     |                                 | 令第120条第2項に規定する通路の確保の状況                                                      | ○ |   |   | 1 |
| (2)            | 廊下                                   |                                 | 幅員の確保の状況                                                                    | ○ |   |   | 1 |
| (3)            |                                      |                                 | 物品の放置の状況                                                                    |   | ○ |   | 1 |
| (4)            | 出入口                                  |                                 | 出入口の確保の状況                                                                   | ○ |   |   | 1 |
| (5)            |                                      |                                 | 物品の放置の状況                                                                    | ○ |   |   | 1 |
| (6)            | 屋上広場                                 |                                 | 屋上広場の確保の状況                                                                  | ○ |   |   | 1 |
| (7)            | 避難上有効なバルコニー                          |                                 | 避難上有効なバルコニーの確保の状況                                                           | ○ |   |   | 1 |
| (8)            |                                      |                                 | 手すり等の劣化及び損傷の状況                                                              | ○ |   |   | 1 |
| (9)            |                                      |                                 | 物品の放置の状況                                                                    | ○ |   |   | 1 |
| (10)           |                                      |                                 | 避難器具の操作性の確保の状況                                                              | ○ |   |   | 1 |
| (11)           | 階段                                   | 階段                              | 直通階段の設置の状況                                                                  | ○ |   |   | 1 |
| (12)           |                                      |                                 | 幅員の確保の状況                                                                    | ○ |   |   | 1 |
| (13)           |                                      |                                 | 手すりの設置の状況                                                                   | ○ |   |   | 1 |
| (14)           |                                      |                                 | 物品の放置の状況                                                                    | ○ |   |   | 1 |
| (15)           |                                      |                                 | 階段各部の劣化及び損傷の状況                                                              | ○ |   |   | 1 |
| (16)           |                                      | 屋内に設けられた避難階段                    | 階段室の構造の確保の状況                                                                | ○ |   |   | 1 |
| (17)           |                                      | 屋外に設けられた避難階段                    | 屋内と階段との間の防火区画の確保の状況                                                         | ○ |   |   | 1 |
| (18)           |                                      |                                 | 開放性の確保の状況                                                                   | ○ |   |   | 1 |
| (19)           |                                      | 特別避難階段                          | バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況                                                      | - | - | - | - |
| (20)           |                                      |                                 | 付室等の排煙設備の設置の状況                                                              | - | - | - | - |
| (21)           |                                      |                                 | 付室等の排煙設備の作動の状況                                                              | - | - | - | - |
| (22)           |                                      |                                 | 付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況                                                     | - | - | - | - |
| (23)           |                                      |                                 | 物品の放置の状況                                                                    | - | - | - | - |
| (24)           | 排煙設備等                                | 防煙壁                             | 防煙区画の設置の状況                                                                  | ○ |   |   | 2 |
| (25)           |                                      |                                 | 防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況                                                             | ○ |   |   | 2 |
| (26)           |                                      |                                 | 可動式防煙垂れ壁の作動の状況                                                              | ○ |   |   | 2 |
| (27)           |                                      | 排煙設備                            | 排煙設備の設置の状況                                                                  | ○ |   |   | 2 |
| (28)           |                                      |                                 | 排煙設備の作動の状況                                                                  | ○ |   |   | 2 |
| (29)           |                                      |                                 | 自然排煙口の維持保全の状況                                                               | ○ |   |   | 2 |
| (30)           | のそ                                   | 非常用の進入口等                        | 非常用の進入口等の設置の状況                                                              | - | - | - | - |



|             |        |                    |                                    |                     |   |   |   |
|-------------|--------|--------------------|------------------------------------|---------------------|---|---|---|
| (31)        | 他の設備等  |                    | 非常用の進入口等の維持保全の状況                   | -                   | - | - | - |
| (32)        |        | 非常用エレベーター          | 乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況                 | -                   | - | - | - |
| (33)        |        |                    | 乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況                  | -                   | - | - | - |
| (34)        |        |                    | 乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況                  | -                   | - | - | - |
| (35)        |        |                    | 乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況       | -                   | - | - | - |
| (36)        |        |                    | 物品の放置の状況                           | -                   | - | - | - |
| (37)        |        |                    | 非常用エレベーターの作動の状況                    | -                   | - | - | - |
| (38)        |        | 非常用の照明装置           | 非常用の照明装置の設置の状況                     | ○                   |   |   | 2 |
| (39)        |        |                    | 非常用の照明装置の作動の状況                     |                     | ○ |   | 2 |
| (40)        |        |                    | 照明の妨げとなる物品の放置の状況                   | ○                   |   |   | 2 |
| 6 その他       |        |                    |                                    |                     |   |   |   |
| (1)         | 等特殊な構造 | 膜構造建築物の膜体、取付部材等    | 膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況                 | -                   | - | - | - |
| (2)         |        |                    | 膜張力及びケーブル張力の状況                     | -                   | - | - | - |
| (3)         |        | 免震構造建築物の免震層及び免震装置  | 免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。） | -                   | - | - | - |
| (4)         |        |                    | 上部構造の可動の状況                         | -                   | - | - | - |
| (5)         | 煙突     | 避雷設備               |                                    | 避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況 | ○ |   | 1 |
| (6)         |        | 建築物に設ける煙突          | 煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況           | -                   | - | - | - |
| (7)         |        |                    | 付帯金物の劣化及び損傷の状況                     | -                   | - | - | - |
| (8)         |        | 令第138条第1項第1号に掲げる煙突 | 煙突本体の劣化及び損傷の状況                     | -                   | - | - | - |
| (9)         |        |                    | 付帯金物の劣化及び損傷の状況                     | -                   | - | - | - |
| 7 上記以外の調査項目 |        |                    |                                    |                     |   |   |   |
|             |        |                    |                                    |                     |   |   |   |
|             |        |                    |                                    |                     |   |   |   |
|             |        |                    |                                    |                     |   |   |   |

#### その他確認事項

法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無

□有（ ）階） ■無

#### 特記事項

| 番号 | 調査項目          | 指摘の具体的内容等                      | 改善策の具体的内容等            | 改善（予定）年月 |
|----|---------------|--------------------------------|-----------------------|----------|
| 2  | (5) 躯体等       | 外壁の開口部で延焼の恐れのある部分が防火設備となっていない。 | 開口部を防火設備に改修する。        | ○年○月     |
| 4  | (1) 防火区画      | 昇降路を区画する防火設備が遮煙性能を有していない。      | 遮炎・遮煙性能を有する防火設備に改修する。 | ○年○月     |
| 5  | (3) 廊下        | 廊下に物品が置かれ、有効幅員が確保されていない。       | 物品を撤去し、有効幅員を確保する。     | ○年○月     |
| 5  | (39) 非常用の照明装置 | 非常用照明装置の蓄電池切れ。                 | 非常用照明装置の蓄電池を取り替える。    | ○年○月     |
|    |               |                                |                       |          |

（注意）

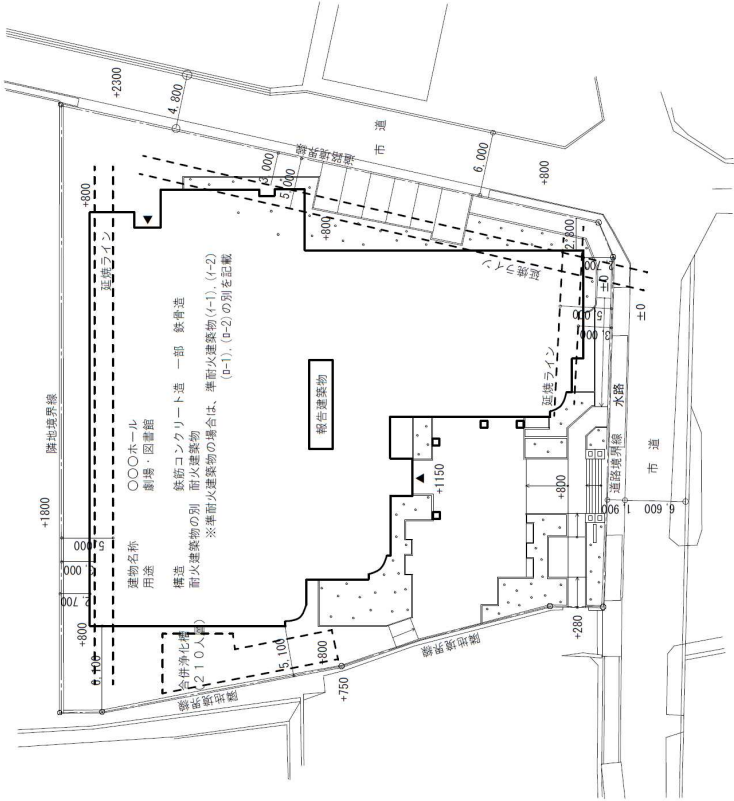
- この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「調査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 7「上記以外の調査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加した又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した調査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善（予定）年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入してください。
- 指摘のあった箇所や撮影した写真との関係が分かる配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付してください。
- 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

H20 国交告 282 号の別表をさします。

調査結果図をさします。  
細則に規定する「明示すべき事項」が記載されていれば、この様式によらないでよいこととしています。

添付図面作成例（配置図）

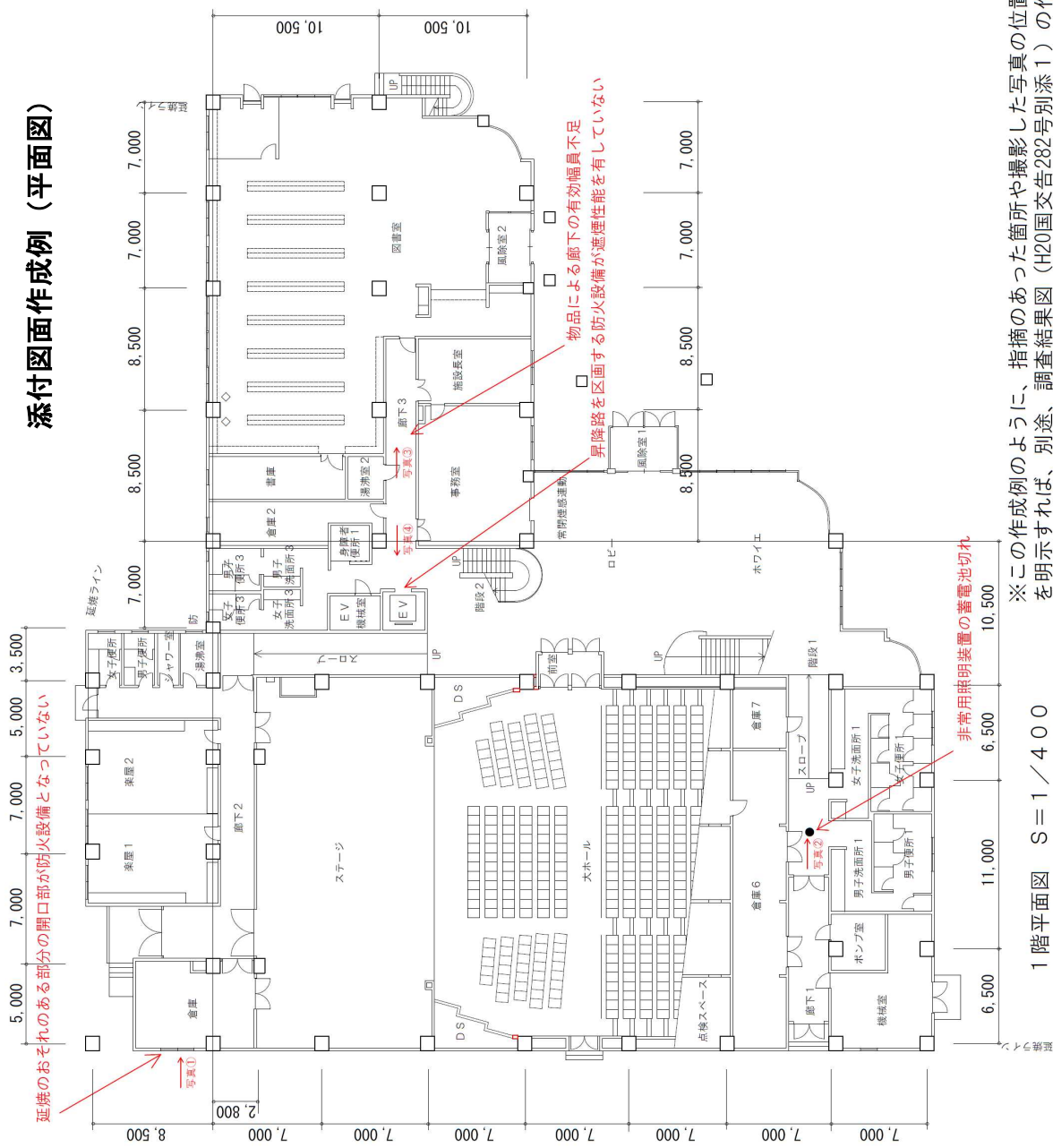
| 配置図に明示すべき事項 |                        |
|-------------|------------------------|
| 1           | 縮尺                     |
| 2           | 方位                     |
| 3           | 敷地境界線                  |
| 4           | 敷地内の建築物の用途、位置          |
| 5           | 建築物の構造（耐火、準耐火建築物の別を含む） |
| 6           | 報告に係る建築物と他の建築物との別      |
| 7           | 敷地に接する道路の位置及び幅員        |



配置図 S = 1 / 800



添付図面作成例（平面図）



※この作成例のように、指摘のあった箇所や撮影した写真の位置等を明示すれば、別途、調査結果図（H20国交告282号別添1）の作成は省略できます。

1 階平面図 S=1/400

第三十六号の八様式（第六条関係）（A 4）

定期検査報告書  
(防火設備)

(第一面)

報告者は所有者(所有者と管理者が異なる場合は管理者)とする。(【2. 管理者】と同じになる)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。

笠岡市長 様

〇〇年〇月〇日

報告者氏名 株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

検査者氏名 〇〇 〇〇

- 【1. 所有者】  
【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキガイシャ〇〇 ダイョウトリシマリヤ 〇〇 〇〇  
【ロ. 氏名】 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇  
【ハ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇  
【ニ. 住所】 笠岡市〇〇町〇番〇号  
【ホ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

第二面【4. 防火設備の検査者】の代表となる検査員を記入する。

- 【2. 管理者】  
【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキガイシャ〇〇サービス ダイョウトリシマリヤ 〇〇 〇〇  
【ロ. 氏名】 株式会社〇〇サービス 代表取締役 〇〇 〇〇  
【ハ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇〇  
【ニ. 住所】 笠岡市〇〇町〇番〇号  
【ホ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

所有者と管理者が同一の場合、管理者には「所有者と同じ」と記入してもよい。

- 【3. 報告対象建築物】  
【イ. 所在地】 笠岡市〇〇町〇番〇号  
【ロ. 名称のフリガナ】 〇〇〇ホテル  
【ハ. 名称】 〇〇〇ホテル  
【ニ. 用途】 ホテル・飲食店

住居表示で記入すること。

- 【4. 検査による指摘の概要】  
☒ 要是正の指摘あり ( ☒ 既存不適格 ) ☐ 指摘なし

要是正の指摘が1つでもある場合は☑しない。

| ※受付欄  | ※特記欄 | ※整理番号欄 |
|-------|------|--------|
| 年 月 日 |      |        |
| 第 号   |      |        |
| 係員氏名  |      |        |

(第二面)

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 7 階 地下 2 階  
【ロ. 建築面積】 ○○ m<sup>2</sup>  
【ハ. 延べ面積】 ○○ m<sup>2</sup>

直近の確認済証・検査済証について記入する。

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 ○○年 ○月 ○日 第○○○○号  
【ロ. 確認済証交付者】 ■建築主事 □指定確認検査機関 ( )  
【ハ. 検査済証交付年月日】 ○○年 ○月 ○日 第○○○○号  
【ニ. 検査済証交付者】 ■建築主事 □指定確認検査機関 ( )

2日以上検査日数を要した時は、最終日を記入する。

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 ○○年 ○月 ○日実施  
【ロ. 前回の検査】 ■実施 ( ○○年 ○月 ○日報告 ) □未実施  
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ■有 □無

報告が初めてではない場合は、「実施」に☑し、前回の報告日を記入する。

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 ( 一級 ) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 ○○○○○ 号  
防火設備検査員  
【ロ. 氏名のフリガナ】 ○○ ○○  
【ハ. 氏名】 ○○ ○○  
【ニ. 勤務先】 株式会社○○一級建築士事務所 (岡山県知事) 知事登録第○○○○○ 号  
( 一級 ) 建築士事務所  
【ホ. 郵便番号】 ○○○-○○○○  
【ヘ. 所在地】 笠岡市○○町○番○号  
【ト. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○○

(その他の検査者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 △△△△△ 号  
防火設備検査員  
【ロ. 氏名のフリガナ】 △△ △△  
【ハ. 氏名】 △△ △△  
【ニ. 勤務先】 △△検査会社 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
【ホ. 郵便番号】 △△△-△△△△  
【ヘ. 所在地】 笠岡市△△町△番△号  
【ト. 電話番号】 △△△-△△△△-△△△△

検査対象である随時閉鎖式又は随時作動式の防火設備についてのみ記入する。

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】  
□区画避難安全検証法 ( 階 ) □階避難安全検証法 ( )  
□全館避難安全検証法 □その他 ( )  
【ロ. 防火設備】 ■防火扉 ( 7 枚 ) ■防火シャッター ( 36 枚 )  
■耐火クロススクリーン ( 16 枚 ) □ドレンチャー  
□その他 ( 台 )

随時閉鎖式防火扉の枚数を記入する(常時閉鎖式防火扉は含めない)。  
両開き扉及び親子扉の場合は、両方セットで1枚とカウントする。

【6. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ■要是正の指摘あり (□既存不適格) □指摘なし  
【ロ. 指摘の概要】 防火扉(堅穴区画)、防火シャッター(堅穴区画)  
【ハ. 改善予定の有無】 ■有 ( ○○年○○月に改善予定 ) □無

「要是正」が一つでもあれば「要是正」のみ☑し、「既存不適格」には☑しない。  
「要是正」が一つもなく「既存不適格」のみの場合は「要是正」と「既存不適格」の両方に☑する。

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 □有 ■無  
【ロ. 不具合記録】 □有 □無  
【ハ. 改善の状況】 □実施済 □改善予定 ( 年 月に改善予定 ) □予定なし

【8. 備考】

【イ. 不具合】の無に☑した場合は【ロ. 不具合の記録】及び【ハ. 改善の状況】欄は☑しない。

要是正がある場合のみ記入する。  
指摘の内容を書く必要はない。  
「要是正」がある場合のみ、要是正の指摘があった防火設備の種類及び当該防火設備の区画の種類(堅穴区画、面積区画、異種用途区画、その他の区画のうち該当するもの)を記載する。

「要是正」がある場合のみ、☑する。改善予定「有」の場合は検査結果表の改善(予定)年月日のうち一番時期が早いものを記入する。

防火設備に係る不具合の状況

(第三面)

前回検査時以降、防火設備に係る不具合を把握していない場合は第三面を省略することができる。(第三面を添付する必要はない。)

| 不具合を把握した年月 | 不具合の概要 | 考えられる原因 | 改善(予定)年月 | 改善措置の概要等 |
|------------|--------|---------|----------|----------|
|            |        |         |          |          |
|            |        |         |          |          |
|            |        |         |          |          |

不具合とは、前回の検査時以降に他の検査(消防法令による検査や自主検査等)で把握した防火設備の不作動等をいう。

前回の検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち、今回検査で指摘される以外のものがある場合は、第二面の【7. 防火設備の不具合の発生状況】の【イ. 不具合】を有に☑して、第三面にその内容を記入する。

初回の報告や、不具合がない場合は、第二面の【7. 防火設備の不具合の発生状況】の【イ. 不具合】を無に☑する。

検査結果表  
(防火扉)

検査対象である随時閉鎖式防火扉がない場合は、この検査結果表は添付する必要はない。

| 当該検査に関与した検査者 |          | 氏 名   | 検査者番号 |
|--------------|----------|-------|-------|
|              | 代表となる検査者 | 〇〇 〇〇 | 1     |
|              | その他の検査者  | △△ △△ | 2     |

検査者が1人の場合は検査者番号欄及び担当検査者番号欄には番号を記入しない。

| 番号   | 検 査 項 目 | 検査事項                | 検査結果              |     |              | 担当検査者番号 |
|------|---------|---------------------|-------------------|-----|--------------|---------|
|      |         |                     | 指摘なし              | 要是正 | 既 存<br>不 適 格 |         |
| (1)  | 防火扉     | 設置場所の周囲状況           | 閉鎖の障害となる物品の放置の状況  | ○   |              | 1       |
| (2)  |         | 扉、枠及び金物             | 扉の取付けの状況          | ○   |              | 1       |
| (3)  |         |                     | 扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況 | ○   |              | 1       |
| (4)  |         | 危害防止装置              | 作動の状況             |     | ○            | 1, 2    |
| (5)  | 連動機構    | 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器 | 設置位置              | ○   |              | 1       |
| (6)  |         | 感知の状況               |                   |     |              | 2       |
| (7)  |         | 温度ヒューズ装置            | 設置の状況             |     | ○            | 2       |
| (8)  |         | 連動制御器               | スイッチ類及び表示灯の状況     | ○   |              | 2       |
| (9)  |         |                     | 結線接続の状況           | ○   |              | 2       |
| (10) |         |                     | 接地の状況             | ○   |              | 2       |
| (11) |         |                     | 予備電源への切り替えの状況     |     |              | 2       |
| (12) |         | 連動機構用予備電源           | 劣化及び損傷の状況         | ○   |              | 1       |
| (13) |         |                     | 容量の状況             | ○   |              | 1       |
| (14) |         | 自動閉鎖装置              | 設置の状況             | ○   |              | 1       |
| (15) |         |                     | 再ロック防止機構の作動の状況    | ○   |              | 1, 2    |
| (16) |         | 総合的な作動の状況           | 防火扉の閉鎖の状況         |     | ○            | 1, 2    |
| (17) |         |                     | 防火区画の形成の状況        |     |              |         |

(6) の検査事項は (16) 又は (17) の検査が行われるもの以外の感知器の感知の状況を確認する。

温度ヒューズ装置がない場合は、この検査事項は取消線で抹消する。温度ヒューズのみの場合は、(5) (6) (8)～(15) の検査事項は取消線で抹消する。

上記以外の検査項目

対象でない項目は全て取消線で抹消する。

同じ項目に要是正と既存不適格がある場合は、要是正のみに○をする。

(17) の検査事項は1つの堅穴区画に設けられた防火設備が感知器連動で2枚以上同時に閉鎖する場合にのみ検査結果を記入する。これに該当するものがない場合は(17)を取消線で抹消する。また(16)の検査事項は(17)以外の防火扉が閉鎖する場合に検査結果を記入する。これに該当するものがない場合には(16)を取消線で抹消する。

特記事項

| 番号   | 検査項目          | 指摘の具体的内容等                | 改善の具体的内容等        | 改善（予定）年月 |
|------|---------------|--------------------------|------------------|----------|
| (4)  | 防火扉：危害防止装置    | 運動エネルギーが10Jを超えている（既存不適格） | ドアクローザーの調整（又は交換） | （○年○月）   |
| (7)  | 連動機構：温度ヒューズ装置 | 既存不適格                    | 煙感知器連動防火扉に取替     | 未定       |
| (7)  | 連動機構：温度ヒューズ装置 | 温度ヒューズに破損が見られる           | 温度ヒューズの交換        | （○年○月）   |
| (11) | 連動機構：連動制御器    | 自動的に予備電源に切り替わらない         | 電源切替え部品の交換       | （○年○月）   |
| (16) | 総合的な作動の状況     | 防火扉が閉鎖しない                | 電源切替え部品の交換       | （○年○月）   |

「要是正」の指摘は、その項目ごとに写真を添付する。また、「要是正」と「既存不適格」の指摘は、図面に指摘の具体的内容を表記する。

検査結果表  
(防火シャッター)

| 当該検査に関与した<br>検査者 |          | 氏 名   | 検査者番号 |
|------------------|----------|-------|-------|
|                  | 代表となる検査者 | 〇〇 〇〇 | 1     |
|                  | その他の検査者  | △△ △△ | 2     |

検査者が1人の場合は検査者番号欄及び担当検査者番号欄には番号を記入しない。

| 番号   | 検 査 項 目   | 検査事項                                      | 検査結果                  |     |            | 担当<br>検査者<br>番号 |
|------|-----------|-------------------------------------------|-----------------------|-----|------------|-----------------|
|      |           |                                           | 指摘<br>なし              | 要是正 | 既 存<br>不適格 |                 |
| (1)  |           | 設置場所の周囲状況                                 | 閉鎖の障害となる物品の放置の状況      | ○   |            | 1               |
| (2)  |           | 軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※           |                       |     |            |                 |
| (3)  |           | スプロケットの設置の状況※                             |                       |     |            |                 |
| (4)  |           | 軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※ |                       |     |            |                 |
| (5)  |           | ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況                |                       | ○   |            | 1               |
| (6)  | 防火シャッター   | カーテン部                                     | スラット及び座板の劣化等の状況       | ○   |            | 1               |
| (7)  |           |                                           | 吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況    | ○   |            | 1               |
| (8)  |           | ケース                                       | 劣化及び損傷の状況             | ○   |            | 1               |
| (9)  |           | まぐさ及びガイドレール                               | 劣化及び損傷の状況             | ○   |            | 1               |
| (10) |           | 危害防止装置                                    | 危害防止用連動中継器の配線の状況      | ○   | ○          | 1               |
| (11) |           |                                           | 危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況 | ○   | ○          | 1               |
| (12) |           |                                           | 危害防止装置用予備電源の容量の状況     | ○   | ○          | 1               |
| (13) |           |                                           | 座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況  | ○   | ○          | 1               |
| (14) |           |                                           | 作動の状況                 | ○   | ○          | 1               |
| (15) |           | 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器                       | 設置位置                  | ○   |            | 2               |
| (16) |           |                                           | 感知の状況                 | ○   |            | 2               |
| (17) |           | 温度ヒューズ装置                                  | 設置の状況                 |     |            |                 |
| (18) | 連動機構      | 連動制御器                                     | スイッチ類及び表示灯の状況         | ○   |            | 2               |
| (19) |           |                                           | 結線接続の状況               | ○   |            | 2               |
| (20) |           |                                           | 接地の状況                 | ○   |            | 2               |
| (21) |           |                                           | 予備電源への切り替えの状況         | ○   |            | 2               |
| (22) |           | 連動機構用予備電源                                 | 劣化及び損傷の状況             | ○   |            | 2               |
| (23) |           |                                           | 容量の状況                 | ○   |            | 2               |
| (24) |           | 自動閉鎖装置                                    | 設置の状況                 | ○   |            | 1               |
| (25) |           | 手動閉鎖装置                                    | 設置の状況                 | ○   |            | 1               |
| (26) | 総合的な作動の状況 | 防火シャッターの閉鎖の状況                             | ○                     |     |            | 1               |
| (27) |           | 防火区画の形成の状況                                |                       | ○   |            | 1               |

「日常的に開閉する防火シャッター」の場合のみ記入する。「日常的に開閉する防火シャッター」とは、防犯上や管理上の目的で日常的に開閉するもので、頻繁に開閉があるため(2)～(4)の確認が必要となる。

(16)の検査事項は(26)又は(27)の検査が行われるものの以外の感知器の感知の状況を確認する。

温度ヒューズ装置がない場合は、この検査事項は取消線で抹消する。

(27)の検査事項は1つの堅穴区画に設けられた防火設備が感知器連動で2枚以上同時に閉鎖する場合にのみ検査結果を記入する。これに該当するものがない場合は(27)を取消線で抹消する。また、(26)の検査事項は(27)以外の防火シャッターが閉鎖する場合に検査結果を記入する。これに該当するものがない場合には(26)を取消線で抹消する。

| 上記以外の検査項目 |                          |                              |              |          |
|-----------|--------------------------|------------------------------|--------------|----------|
|           |                          |                              |              |          |
|           |                          |                              |              |          |
|           |                          |                              |              |          |
| 特記事項      |                          |                              |              |          |
| 番号        | 検査項目                     | 指摘の具体的内容等                    | 改善の具体的内容等    | 改善（予定）年月 |
| (5)       | 防火シャッター：駆動装置             | 点検口未設置のため、検査できない(7)(8)も同じ    | 点検口を設置し検査を実施 | (○年△月)   |
| (10)      | 防火シャッター：危害防止装置           | 危害防止装置未設置（既存不適格）(11)～(14)も同じ | 危害防止措置の設置    | 未定       |
| (14)      | 防火シャッター：危害防止装置           | 運動エネルギーが10Jを超えている（既存不適格）     | 降下速度の調整      | 未定       |
| (16)      | 連動機構：煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器 | 煙感知器の確認灯が点灯しない               | 煙感知器交換       | (○年△月)   |
| (25)      | 連動機構：手動閉鎖装置              | 手動閉鎖装置未設置（特記事項）              | 手動閉鎖装置の設置    | 未定       |
| (27)      | 総合的な作動の状況                | 一部の防火シャッターが閉鎖しない             | ガイドレール交換等改修  | 未定       |

危害防止装置が未設置の場合でも運動エネルギーの確認は必要。指摘する場合はそれがわかるようにする。

手動閉鎖装置未設置は特記事項として記載する。  
(上の検査結果は指摘なしに○をする)

検査結果表  
(耐火クロススクリーン)

検査対象である耐火クロススクリーンがない場合は、この検査結果表は添付する必要はない。

| 当該検査に関与した検査者 |         | 氏 名      |       | 検査者番号 |
|--------------|---------|----------|-------|-------|
|              |         | 代表となる検査者 | 〇〇 〇〇 | 1     |
|              | その他の検査者 | △△ △△    |       | 2     |

検査者が1人の場合は検査者番号欄及び担当検査者番号欄には番号を記入しない。

| 番号   | 検 査 項 目    |                     | 検査事項                  | 指摘なし | 検査結果 |              | 担当検査者番号 |
|------|------------|---------------------|-----------------------|------|------|--------------|---------|
|      |            |                     |                       |      | 要是正  | 既 存<br>不 適 格 |         |
| (1)  | 耐火クロススクリーン | 設置場所の周囲状況           | 閉鎖の障害となる物品の放置の状況      | ○    |      |              | 1       |
| (2)  |            | 駆動装置                | ローラチェーンの劣化及び損傷の状況     | ○    |      |              | 1       |
| (3)  |            | カーテン部               | 耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況   |      | ○    |              | 1       |
| (4)  |            |                     | 吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況    | ○    |      |              | 1       |
| (5)  |            | ケース                 | 劣化及び損傷の状況             | ○    |      |              | 1       |
| (6)  |            | まぐさ及びガイドレール         | 劣化及び損傷の状況             | ○    |      |              | 1       |
| (7)  |            |                     | 危害防止用連動中継器の配線の状況      |      |      |              |         |
| (8)  |            |                     | 危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況 |      |      |              |         |
| (9)  |            | 危害防止装置              | 危害防止装置用予備電源の容量の状況     |      |      |              |         |
| (10) |            |                     | 座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況  |      |      |              |         |
| (11) |            |                     | 作動の状況                 |      | ○    |              | 1       |
| (12) | 連動機構       | 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器 | 設置位置                  | ○    |      |              | 2       |
| (13) |            |                     | 感知の状況                 |      |      |              |         |
| (14) |            | 連動制御器               | スイッチ類及び表示灯の状況         | ○    |      |              | 2       |
| (15) |            |                     | 結線接続の状況               | ○    |      |              | 2       |
| (16) |            |                     | 接地の状況                 | ○    |      |              | 2       |
| (17) |            |                     | 予備電源への切り替えの状況         | ○    |      |              | 2       |
| (18) |            | 連動機構用予備電源           | 劣化及び損傷の状況             | ○    |      |              | 2       |
| (19) |            |                     | 容量の状況                 | ○    |      |              | 2       |
| (20) |            | 自動閉鎖装置              | 設置の状況                 | ○    |      |              | 1       |
| (21) |            | 手動閉鎖装置              | 設置の状況                 | ○    |      |              | 1       |
| (22) | 総合的な作動の状況  |                     | 耐火クロススクリーンの閉鎖の状況      |      |      |              |         |
| (23) |            |                     | 防火区画の形成の状況            |      | ○    |              | 1, 2    |

パナ式耐火クロススクリーンの場合、危害防止装置がないため、(7)～(10)は取消線で抹消する。

(13)の検査事項は(22)又は(23)の検査が行われるもの以外の感知器の感知の状況を確認する。

(23)の検査事項は1つの堅穴区画に設けられた防火設備が感知器連動で2枚以上同時に閉鎖する場合にのみ検査結果を記入する。これに該当するものがない場合は(23)を取消線で抹消する。また(22)の検査事項は(23)以外の耐火クロススクリーンが閉鎖する場合に検査結果を記入する。これに該当するものがない場合には(22)を取消線で抹消する。

| 上記以外の検査項目 |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------|--|--|--|--|--|--|--|
|           |  |  |  |  |  |  |  |
|           |  |  |  |  |  |  |  |
|           |  |  |  |  |  |  |  |

| 特記事項 |                   |                         |             |          |
|------|-------------------|-------------------------|-------------|----------|
| 番号   | 検査項目              | 指摘の具体的内容等               | 改善の具体的な内容等  | 改善（予定）年月 |
| (3)  | 耐火クロススクリーン：カーテン部  | 耐火クロスに亀裂があり、裏面まで貫通している  | 耐火クロス取替     | (○年○月)   |
| (11) | 耐火クロススクリーン：危害防止装置 | 閉鎖力が150Nを超えている          | 調速機調整（又は交換） | (○年○月)   |
| (23) | 総合的な作動の状況         | 耐火クロスの亀裂により、区画が形成されていない | 耐火クロス取替     | (○年○月)   |
|      |                   |                         |             |          |
|      |                   |                         |             |          |



**検査結果表**  
（ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備）

検査対象であるドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備がない場合は、この検査結果表は添付する必要はない。

| 当該検査に関与した検査者 |          | 氏 名 | 検査者番号 |
|--------------|----------|-----|-------|
|              | 代表となる検査者 |     |       |
|              | その他の検査者  |     |       |

検査者が1人の場合は検査者番号欄及び担当検査者番号欄には番号を記入しない。

| 番号   | 検 査 項 目   | 検査事項                | 指摘なし                       | 検査結果 |              | 担当検査者番号 |
|------|-----------|---------------------|----------------------------|------|--------------|---------|
|      |           |                     |                            | 要是正  | 既 存<br>不 適 格 |         |
| (1)  | ドレンチャー等   | 設置場所の周囲状況           | 作動の障害となる物品の放置の状況           |      |              |         |
| (2)  |           | 散水ヘッド               | 散水ヘッドの設置の状況                |      |              |         |
| (3)  |           | 開閉弁                 | 開閉弁の状況                     |      |              |         |
| (4)  |           | 排水設備                | 排水の状況                      |      |              |         |
| (5)  |           | 水源                  | 貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況      |      |              |         |
| (6)  |           |                     | 給水装置の状況                    |      |              |         |
| (7)  |           | 加圧送水装置              | ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況       |      |              |         |
| (8)  |           |                     | 結線接続の状況                    |      |              |         |
| (9)  |           |                     | 接地の状況                      |      |              |         |
| (10) |           |                     | ポンプ及び電動機の状況                |      |              |         |
| (11) |           |                     | 加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況       |      |              |         |
| (12) |           |                     | 加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況      |      |              |         |
| (13) |           |                     | 加圧送水装置用予備電源の容量の状況          |      |              |         |
| (14) |           |                     | 圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況 |      |              |         |
| (15) | 連動機構      | 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器 | 設置位置                       |      |              |         |
| (16) |           |                     | 感知の状況                      |      |              |         |
| (17) |           | 制御盤                 | スイッチ類及び表示灯の状況              |      |              |         |
| (18) |           |                     | 結線接続の状況                    |      |              |         |
| (19) |           |                     | 接地の状況                      |      |              |         |
| (20) |           |                     | 予備電源への切り替えの状況              |      |              |         |
| (21) |           | 連動機構用予備電源           | 劣化及び損傷の状況                  |      |              |         |
| (22) |           |                     | 容量の状況                      |      |              |         |
| (23) |           | 自動作動装置              | 設置の状況                      |      |              |         |
| (24) |           | 手動作動装置              | 設置の状況                      |      |              |         |
| (25) | 総合的な作動の状況 |                     | ドレンチャー等の作動の状況              |      |              |         |
| (26) |           |                     | 防火区画の形成の状況                 |      |              |         |

## 上記以外の検査項目

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

## 特記事項

| 番号 | 検査項目 | 指摘の具体的内容等 | 改善の具体的内容等 | 改善（予定）年月 |
|----|------|-----------|-----------|----------|
|    |      |           |           |          |
|    |      |           |           |          |
|    |      |           |           |          |
|    |      |           |           |          |
|    |      |           |           |          |







関係写真

要是正とされた検査項目がある場合のみ、この書類を添付する。  
指摘が既存不適格のみの場合は、この書類を添付する必要はない。

| 部位                                                                                                                              | 番号        | 検査項目                                     | 検査結果        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------|-------------|
|                                                                                                                                 | ● 第一号(11) | 連動機構：連動制御器                               | ■要是正 □その他 ● |
| <div>指摘があった番号及び検査項目を記入する。</div> <div>同じ内容で複数の項目を要是正にした場合、写真を兼用することができる。</div> <div>写真貼付</div> <div>要是正とされた部分を撮影した写真を添付する。</div> |           | 特記事項                                     |             |
|                                                                                                                                 |           | 連動制御器が自動的に予備電源に切り替わらないため、防火扉が閉鎖しない。      |             |
|                                                                                                                                 |           | ● 第一号 (16) 総合的な作動の状況を含む。                 | 写真①         |
|                                                                                                                                 |           | 要是正の指摘の具体的内容等及び要是正とされた部分を撮影した写真の番号を記入する。 |             |
|                                                                                                                                 |           | 既存不適格や特記事項の写真を添付する場合は、「その他」に☑する。         |             |

| 部位              | 番号     | 検査項目                   | 検査結果      |
|-----------------|--------|------------------------|-----------|
|                 | 第三号(3) | 耐火クロススクリーン：カーテン部       | ■要是正 □その他 |
| <div>写真貼付</div> |        | 特記事項                   |           |
|                 |        | 耐火クロスに亀裂あり、裏面まで貫通している。 | 写真②       |
|                 |        |                        |           |
|                 |        |                        |           |
|                 |        |                        |           |

- (注意)
- ① この書類は、検査の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
  - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
  - ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目に対応したものを記入してください。
  - ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

(第一面)

【二、住所】  
 笠岡市〇〇町〇番〇号

【二. 住所】 笠岡市〇〇町〇番〇号

【二、用途】  
ホテル・飲食店

■ 要是正の指摘あり (□ 既存不適格) □ 指摘なし

□ 予定なし（理由：\_\_\_\_\_）

防火設備の状況等

(第二面)

第二面は「要是正」「既存不適格」の指摘がある場合のみ記入し、添付する。  
指摘がない場合は、第二面を添付する必要はない。

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 7 階 地下 2 階  
【ロ. 建築面積】 ○○ m<sup>2</sup>  
【ハ. 延べ面積】 ○○ m<sup>2</sup>

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 ○○年 ○月 ○日 第○○○○号  
【ロ. 確認済証交付者】 ■建築主事 □指定確認検査機関 ( )  
【ハ. 検査済証交付年月日】 ○○年 ○月 ○日 第○○○○号  
【ニ. 検査済証交付者】 ■建築主事 □指定確認検査機関 ( )

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 ○○年 ○月 ○日実施  
【ロ. 前回の検査】 ■実施 ( ○○年 ○月 ○日報告 ) □未実施  
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ■有 □無

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 ( 一級 ) 建築士 (国土交通大臣) 登録第 ○○○○○ 号  
防火設備検査員  
【ロ. 氏名のフリガナ】 ○○ ○○  
【ハ. 氏名】 ○○ ○○  
【ニ. 勤務先】 株式会社○○一級建築士事務所 ( 一級 ) 建築士事務所 (岡山県知事) 知事登録第○○○○○ 号  
【ホ. 郵便番号】 ○○○-○○○○  
【ヘ. 所在地】 笠岡市○○町○番○号  
【ト. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○○  
(その他の検査者)  
【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 第 △△△△△ 号  
防火設備検査員  
【ロ. 氏名のフリガナ】 △△ △△  
【ハ. 氏名】 △△ △△  
【ニ. 勤務先】 △△検査会社 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
【ホ. 郵便番号】 △△△-△△△△  
【ヘ. 所在地】 笠岡市△△町△番△号  
【ト. 電話番号】 △△△-△△△-△△△△

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】  
□区画避難安全検証法 ( 階 ) □階避難安全検証法 ( 階 )  
□全館避難安全検証法 □その他 ( )  
【ロ. 防火設備】 ■防火扉 ( 7 枚 ) ■防火シャッター ( 36 枚 )  
■耐火クロススクリーン ( 16 枚 ) □ドレンチャー ( 枚 )  
□その他 ( 台 )

【6. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があつた防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

## 委任状

私は、下記の者を代理人と定め、建築基準法第12条第1項（3項）の規定による定期調査（検査）結果の報告手続きを委任します。

## 記

## 1. 報告対象建築物

名称 ○○○○○○○所在地 ○○市○○町○○番○○号

## 2. 代理人

氏名 株式会社○○一級建築士事務所   ○○   ○○  
(一級建築士事務所   ○○県知事登録   第○○号)  
(○級建築士   ○○登録   第○○号)住所 ○○県○○市○○町○○番○○号連絡先 ○○○ (○○○) ○○○○

○○年○○月○○日

住所 ○○県○○市○○町○○番○○号氏名 ○○   ○○